

第 3 章 都市計画対象事業実施区域及び その周囲の概況

第3章 都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業実施区域及びその周囲の概況については、主に既存資料による調査結果を記載した。調査範囲は、煙突からの排出ガスによる大気質への影響を考慮し、都市計画対象事業実施区域から半径 3 kmの範囲を基本とした。

3-1 自然的状況

3-1-1 大気質の状況

都市計画対象事業実施区域周辺の大気質については、半径約 3 kmの範囲に存在する一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）及び自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）の測定結果を用いて把握した。

都市計画対象事業実施区域周辺の大気環境常時測定局等の位置は図 3-1-1に、各測定局等における測定項目は表 3-1-1に示すとおりである。なお、自排局である鎌ヶ谷初富測定局は平成28年度から現在(令和 7 年 4 月 1 日)まで休止中となっている。以下、各項目についての大気汚染の状況を述べる。

表 3-1-1 各測定局の測定項目（令和 5 年度）

種別	測定局名	所在地	測定場所	測定項目											都市計画対象事業実施区域からの距離
				二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	ダイオキシン類	有害大気汚染物質	
一般局	1 松戸五香 (松戸五香西)	松戸市五香西 2-40-10	もとやま会館裏 市有地	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○	約2.7km
	2 鎌ヶ谷軽井沢	鎌ヶ谷市 軽井沢 2060-32	軽井沢児童遊園	△	○	-	○	○	○	△	(○)	(○)	-	-	約3.0km
	3 南増尾	南増尾 4-9-1	柏市第四水源地	-	○	-	○	○	-	-	○	○	-	-	約2.0km
自排局	4 鎌ヶ谷初富	鎌ヶ谷市 初富 924-6	市制記念公園	休止中											約3.0km
ダイオキシン 類測定地点	5 柏市 しいの木台	柏市しい の木台 3-2	高柳西小学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	約0.5km

注 1) 「-」は、測定していない項目を示す。

注 2) 「(○)」は、有効測定とならなかった項目を示す。

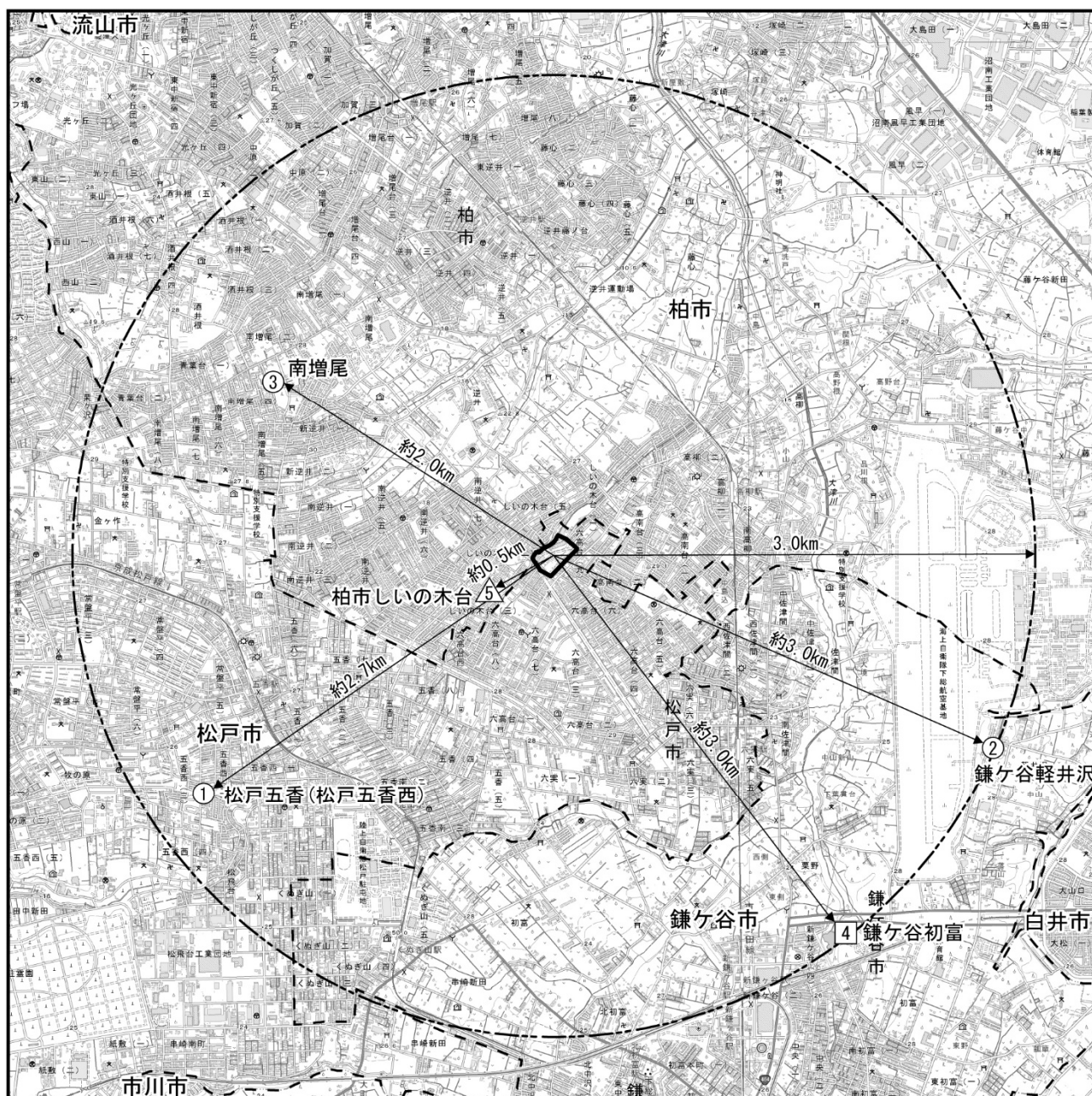
注 3) 「△」は測定していない年度がある項目を示す。

注 4) 松戸五香測定局は、同じ場所でダイオキシン類及び有害大気汚染物質の測定（松戸五香西）も実施されている。

出典：「令和 5 年度 大気環境常時測定結果」（令和 6 年12月 千葉県）

「令和 5 年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

「令和 4 年度 柏市環境白書」（令和 6 年 2 月 柏市）



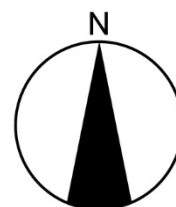
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 一般局
- 自排局
- ダイオキシン類測定地点

注) 図中の番号は表 3-1-1 と一致する。

出典：「令和 5 年度 大気環境常時測定結果」(令和 6 年12月 千葉県)
「令和 5 年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」
(千葉県ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

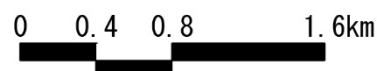


図 3-1-1 大気環境常時測定局位置図

1. 二酸化硫黄 (SO₂)

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化硫黄の令和5年度の測定結果は表3-1-2に示すとおりである。また、年平均値の経年変化は表3-1-3及び図3-1-2に示すとおりである。

松戸五香測定局(一般局)における二酸化硫黄の測定値は、環境基準(短期的評価:1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下、長期的評価:日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと)を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 3-1-2 二酸化硫黄年間測定結果(令和5年度)

種別	測定局		年平均値	1時間値が 0.10ppmを超 えた時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.04ppm を超えた日が2日 以上連続したこと の有無	環境基準 との比較 ^{注)}
			(ppm)	(時間)	(日)	(ppm)	(有×・無○)	
一般局	1	松戸五香	0.000	0	0	0.002	○	○

注) 環境基準との比較: ○は環境基準(短期的評価:1時間値が0.10ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppm以下であること、長期的評価:日平均値の2%除外値が0.04ppm以下で、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続していないこと)を達成していることを示す。
×は環境基準を達成していないことを示す。

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

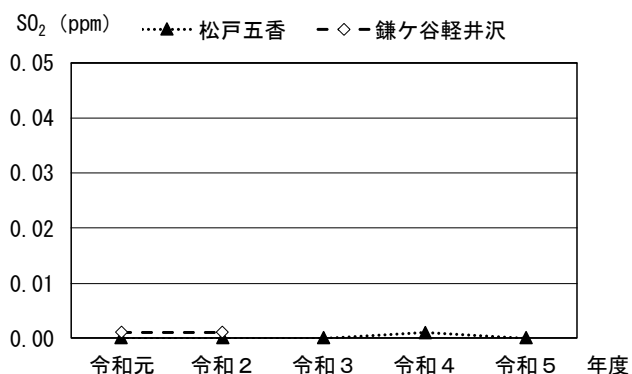
表 3-1-3 二酸化硫黄年平均値の推移

単位: ppm

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 松戸五香	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
	2 鎌ヶ谷軽井沢	0.001	0.001	-	-	-

注)「-」は未測定を示す。

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-2 二酸化硫黄年平均値の推移

2. 二酸化窒素 (NO₂)

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、二酸化窒素の令和5年度（南増尾測定局においては令和4年度）の測定結果は、表 3-1-4に示すとおりである。また、二酸化窒素の年平均値の経年変化は、表 3-1-5及び図 3-1-3に示すとおりである。

二酸化窒素は、いずれの測定局も環境基準（日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を達成している。また、千葉県では二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）が定められており、いずれの測定局も環境目標値を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 3-1-4 二酸化窒素年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局	年平均値	日平均値の年間98%値	環境基準との比較 ^{注1)}	千葉県環境目標値との比較 ^{注2)}
		(ppm)	(ppm)		
一般局	1 松戸五香	0.010	0.028	○	○
	2 鎌ヶ谷軽井沢	0.010	0.027	○	○
	3 南増尾 ^{注3)}	0.009	0.023	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（日平均値の年間98%値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を達成していることを示す。

×は環境基準を達成していないことを示す。

注2) 千葉県環境目標値との比較：○は環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）を達成していることを示す。

×は環境目標値を達成していないことを示す。

注3) 南増尾測定局においては、令和5年度の結果が公開されていない（令和7年8月時点）ため、令和4年度の結果を示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

「令和4年度 柏市環境白書」（令和6年2月 柏市）

表 3-1-5 二酸化窒素年平均値の推移

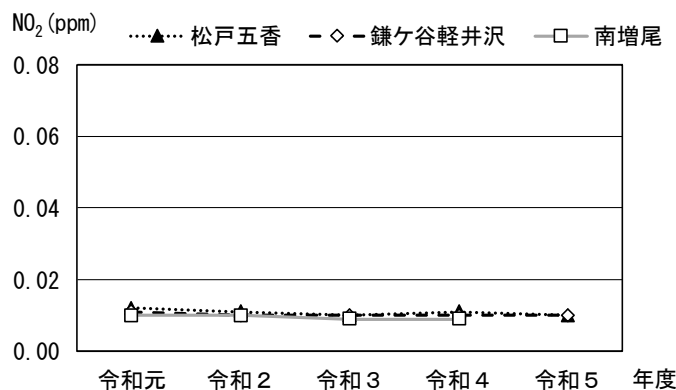
単位：ppm

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 松戸五香	0.012	0.011	0.010	0.011	0.010
	2 鎌ヶ谷軽井沢	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010
	3 南増尾	0.010	0.010	0.009	0.009	－

注) 南増尾測定局においては、令和5年度の結果は公開されていない。（令和7年8月時点）

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

「柏市環境白書（令和元～令和4年度）」（柏市）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）、「柏市環境白書（令和元～令和4年度）」（柏市）を基に作成

図 3-1-3 二酸化窒素年平均値の推移

3. 光化学オキシダント

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、光化学オキシダントの令和5年度（南増尾測定局においては令和4年度）の測定結果は、表 3-1-6に示すとおりである。また、昼間の1時間値が0.12ppm（光化学スモッグ注意報の発令基準レベル。ただし、注意報はこの状態が継続すると判断されるとき発令される。）以上の日数の経年変化は、表 3-1-7及び図 3-1-4に示すとおりである。

光化学オキシダントはいずれの測定局も環境基準（昼間の1時間値が0.06ppm以下）を達成していない。環境基準を超過した日数は、松戸五香測定局で58日、鎌ヶ谷軽井沢測定局で62日、南増尾測定局で58日となっている。

1時間値が0.12ppm以上の日数の経年変化は、いずれの測定局においても0～2日である。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

表 3-1-6 光化学オキシダント年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局名		昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数		環境基準との 比較 ^{注1)}	時間達成率 ^{注2)} (%)
			(日)	(時間)		
一般局	1	松戸五香	58	249	×	95.4
	2	鎌ヶ谷軽井沢	62	266	×	95.1
	3	南増尾 ^{注3)}	58	290	×	94.7

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成していることを示す。

×は環境基準を達成していないことを示す。

注2) 時間達成率：(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100 (%)

注3) 南増尾測定局においては、令和5年度の結果が公開されていない（令和7年8月時点）ため、令和4年度の結果を示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

「令和4年度 柏市環境白書」（令和6年2月 柏市）

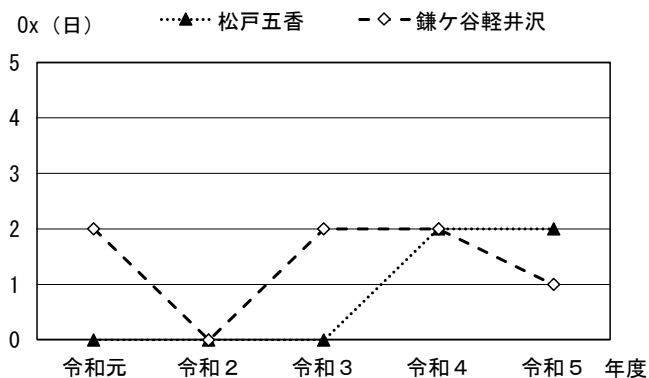
表 3-1-7 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

単位：日

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 松戸五香	0	0	0	2	2
	2 鎌ヶ谷軽井沢	2	0	2	2	1
	3 南増尾 ^{注)}	-	-	-	-	-

注) 南増尾測定局においては、光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数は公開されていない。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 3-1-4 光化学オキシダントの昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数の推移

4. 浮遊粒子状物質（SPM）

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、浮遊粒子状物質の令和5年度（南増尾測定局においては令和4年度）の測定結果は、表 3-1-8に示すとおりである。また、浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-9及び図 3-1-5に示すとおりである。

浮遊粒子状物質は、いずれの測定局も環境基準（短期的評価：1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していない）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局においても横ばいである。

表 3-1-8 浮遊粒子状物質年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		年平均値	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数	日平均値の 2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上 連続したことの有無	環境基準 との 比較 ^{注1)}
			(mg/m ³)	(時間)	(日)	(mg/m ³)	(有×・無○)	
一般局	1	松戸五香	0.012	0	0	0.026	○	○
	2	鎌ヶ谷軽井沢	0.013	0	0	0.032	○	○
	3	南増尾 ^{注2)}	0.012	—	—	0.027	○	○

注1) 環境基準との比較：○は環境基準（短期的評価：1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下、長期的評価：日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していない）を達成していることを示す。（長期的評価は年間の測定時間が6,000時間以上の測定局を対象とする。）

×は環境基準を達成していないことを示す。

注2) 南増尾測定局においては、令和5年度の結果が公開されていない（令和7年8月時点）ため、令和4年度の結果を示す。また、光化学オキシダントの1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数及び日平均値が0.10mg/m³を超えた日数は公開されていない。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

「令和4年度 柏市環境白書」（令和6年2月 柏市）

表 3-1-9 浮遊粒子状物質年平均値の推移

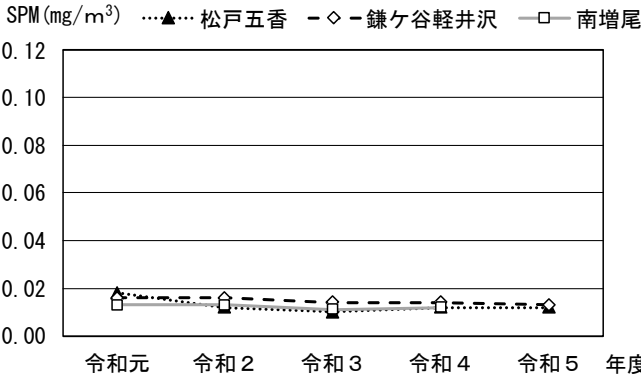
単位：mg/m³

種別	測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1 松戸五香	0.018	0.012	0.010	0.012	0.012
	2 鎌ヶ谷軽井沢	0.016	0.016	0.014	0.014	0.013
	3 南増尾	0.013	0.013	0.011	0.012	—

注) 南増尾測定局においては、令和5年度の結果は公開されていない。（令和7年8月時点）

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

「柏市環境白書（令和元～令和4年度）」（柏市）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）、「柏市環境白書（令和元～令和4年度）」（柏市）を基に作成

図 3-1-5 浮遊粒子状物質年平均値の推移（一般局）

5. 微小粒子状物質 (PM2.5)

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、微小粒子状物質の令和5年度の測定結果は、表3-1-10に示すとおりである。また、微小粒子状物質の年平均値の経年変化は、表3-1-11及び図3-1-6に示すとおりである。

鎌ヶ谷軽井沢測定局(一般局)における微小粒子状物質の測定値は、環境基準(短期的評価:日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価:年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)を達成している。

鎌ヶ谷軽井沢測定局における年平均値の経年変化は、減少傾向である。

表 3-1-10 微小粒子状物質年間測定結果 (令和5年度)

種別	測定局		日平均値の年間 98%値	短期基準 との比較	年平均値	長期基準 との比較	環境基準 との比較 ^(注)
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
一般局	2	鎌ヶ谷軽井沢	20.9	○	8.5	○	○

注) 環境基準との比較: ○は環境基準(短期的評価:日平均値の年間98%値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、長期的評価:年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)を達成していることを示す。(年間の有効測定日(1日の欠測が4時間を超えない日)数が250日以上)の測定局を対象とする。)

×は環境基準を達成していないことを示す。

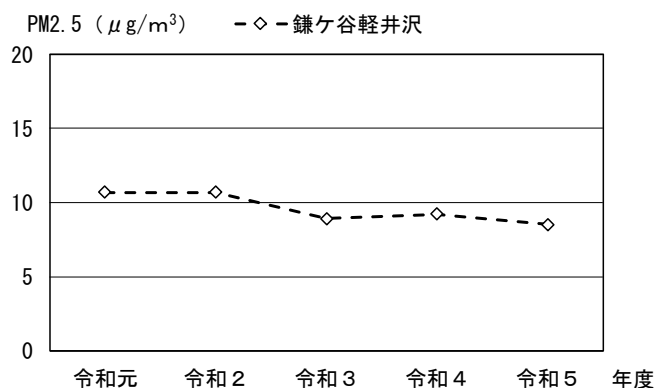
出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)

表 3-1-11 微小粒子状物質年平均値の推移

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$

種別	測定局\年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	2	鎌ヶ谷軽井沢	10.7	10.7	8.9	9.2	8.5

出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)



出典:「令和5年度 大気環境常時測定結果」(令和6年12月 千葉県)を基に作成

図 3-1-6 微小粒子状物質年平均値の推移

6. 非メタン炭化水素

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、非メタン炭化水素の令和5年度の測定結果は、表 3-1-12に示すとおりである。また、非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は、表 3-1-13及び図 3-1-7に示すとおりである。

非メタン炭化水素の3時間平均値は、いずれの測定局も指針値（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲）以下となっている。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね減少傾向である。

表 3-1-12 非メタン炭化水素年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		年平均値	3時間平均値	指針値
			(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)
一般局	1	松戸五香	0.10	0.12	3時間平均値が0.20から0.31の範囲
	2	鎌ヶ谷軽井沢	0.13	0.14	

注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）

表 3-1-13 非メタン炭化水素年平均値の推移

単位：ppmC

種別	測定局/年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1	松戸五香	年平均値	0.11	0.11	0.11	0.10
			3時間平均値	0.13	0.12	0.12	0.12
	2	鎌ヶ谷軽井沢	年平均値	－	－	－	(0.16)
			3時間平均値	－	－	－	(0.21)

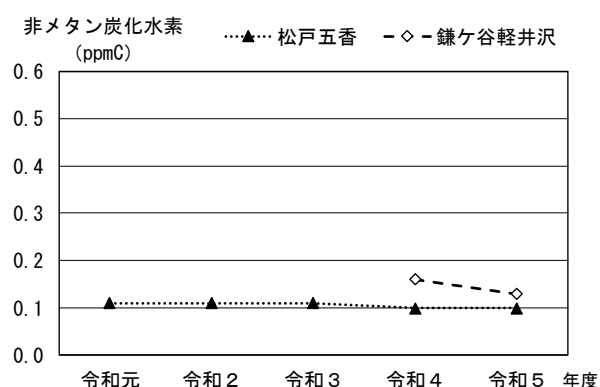
注1) 3時間平均値は、午前6時から9時までの平均値を示す。

注2) ppmCは、非メタン炭化水素の濃度を炭化水素に含まれる炭素数に換算した濃度の単位である。

注3) 「-」は未測定を示す。

注4) 「()」は年間有効測定時間数が3,750時間未満未測定を示す。

出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）



出典：「令和5年度 大気環境常時測定結果」（令和6年12月 千葉県）を基に作成

図 3-1-7 非メタン炭化水素年平均値の推移

7. ダイオキシン類

都市計画対象事業実施区域周辺の測定局における、ダイオキシン類の令和5年度の測定結果は、表 3-1-14に示すとおりである。また、ダイオキシン類の年平均値の経年変化は、表 3-1-15及び図 3-1-8に示すとおりである。

ダイオキシン類は、いずれの測定局も環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下）を達成している。

年平均値の経年変化は、いずれの測定局も概ね横ばい傾向である。

表 3-1-14 ダイオキシン類年間測定結果（令和5年度）

単位：pg-TEQ/m³

種別		測定局	測定結果	環境基準との比較 ^{注)}	環境基準
一般局	1	松戸五香 (松戸五香西)	0.017	○	0.6以下
ダイオキシン類測定局	5	柏市しいの木台	0.023	○	

注) 環境基準との比較：○は環境基準(年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下)を達成していることを示す。

×は環境基準を達成していないことを示す。

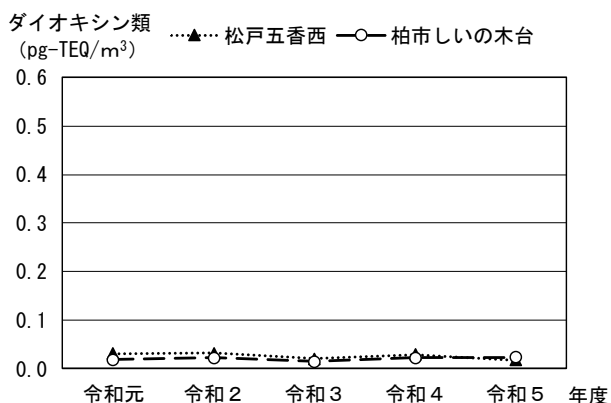
出典：「令和5年度 ダイオキシン類に係る常時監視結果について」（千葉県ホームページ）

表 3-1-15 ダイオキシン類年平均値の推移

単位：pg-TEQ/m³

種別		測定局\年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1	松戸五香 (松戸五香西)	0.031	0.032	0.020	0.029	0.017
ダイオキシン類測定局	5	柏市しいの木台	0.018	0.022	0.014	0.022	0.023

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和元～令和5年度）」（千葉県ホームページ）



出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和元～令和5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 3-1-8 ダイオキシン類年平均値の推移

8. 有害大気汚染物質

都市計画対象事業実施区域周辺における、環境基準が設定されている有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）の令和5年度の測定結果は、表 3-1-16に示すとおりである。また、有害大気汚染物質の年平均値の経年変化は、表 3-1-17及び図 3-1-9に示すとおりである。

松戸五香測定局における有害大気汚染物質の測定値は、全ての項目において環境基準を達成している。

年平均値の経年変化は、ベンゼン及びジクロロメタンは減少傾向、その他の項目は概ね横ばいである。

表 3-1-16 有害大気汚染物質年間測定結果（令和5年度）

種別	測定局		測定項目	年平均値	環境基準との比較 ^{注)}	環境基準
				($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
一般局	1	松戸五香	ベンゼン	0.67	○	3以下
			トリクロロエチレン	0.50	○	130以下
			テトラクロロエチレン	0.16	○	200以下
			ジクロロメタン	1.2	○	150以下

注) 環境基準との比較：○は環境基準を達成していることを示す。

出典：「令和5年度 有害大気汚染物質測定結果」（千葉県ホームページ）

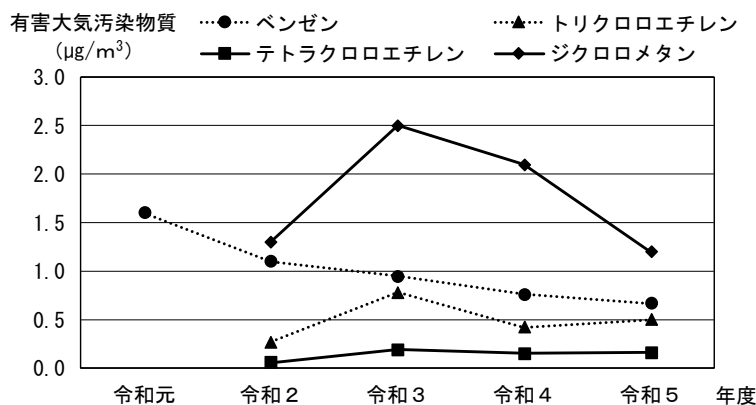
表 3-1-17 有害大気汚染物質年平均値の推移

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

種別	測定局/年度		測定項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般局	1	松戸五香	ベンゼン	1.6	1.1	0.95	0.76	0.67
			トリクロロエチレン	-	0.27	0.78	0.42	0.50
			テトラクロロエチレン	-	0.059	0.19	0.15	0.16
			ジクロロメタン	-	1.3	2.5	2.1	1.2

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「有害大気汚染物質測定結果（令和元～令和5年度）」（千葉県ホームページ）



出典：「有害大気汚染物質測定結果について（令和元～令和5年度）」（千葉県ホームページ）を基に作成

図 3-1-9 松戸五香測定局における有害大気汚染物質年平均値の推移

3-1-2 気象の状況

都市計画対象事業実施区域最寄りの気象観測所である船橋観測所（都市計画対象事業実施区域南東側約11.4km）の概要は、表 3-1-18に示すとおりである。

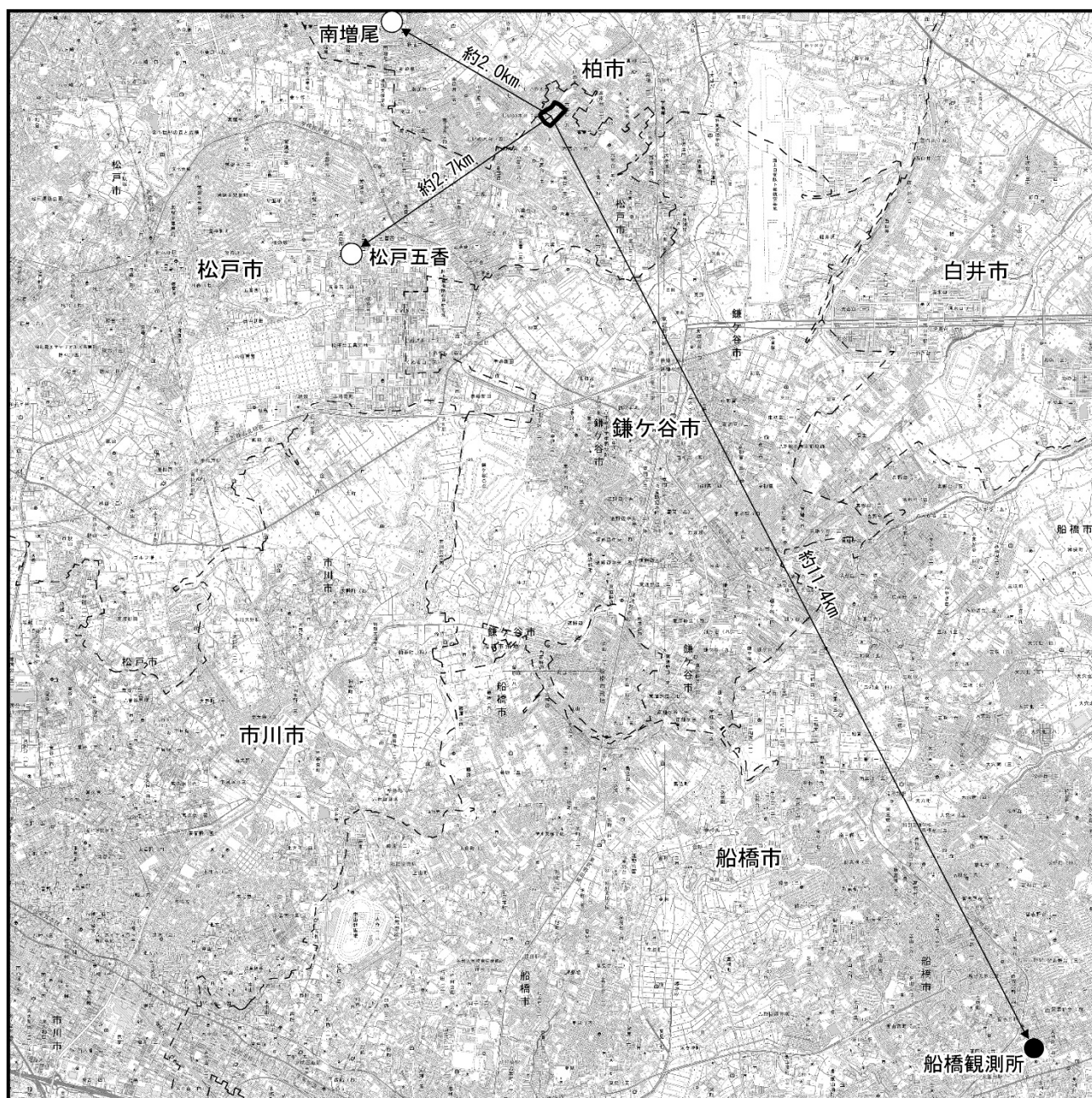
また、都市計画対象事業実施区域最寄りの風向・風速の観測局（一般環境大気測定局）は松戸市では松戸五香測定局、柏市では柏市南増尾測定局である。船橋観測所及び各大気測定局の位置は、図 3-1-10に示すとおりである。

船橋観測所における10年間（平成27～令和6年）の気象概況は、表 3-1-19(1)～(3)に示すとおりである。過去10年間の平均を見ると、年間降水量は1,456.0mm（最大日降水量：147.0mm）、年間平均気温は16.3℃（最高気温：38.6℃、最低気温：-5.4℃）、年間平均風速は1.8m/秒（最大風速：11.0m/秒）となっている。

表 3-1-18 船橋観測所の概要

所在地	北緯	東経	観測所の 標高	風速計の 地上高さ	観測開始年月日
船橋市薬円台	35度42.7分	140度2.6分	28m	7.9m	平成11年8月3日

出典：「地域気象観測所一覧」（令和7年3月 気象庁）

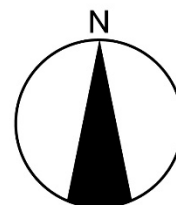


凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 気象観測所
- 市境
- 一般局

出典：「ちばの大気環境」（千葉県ホームページ）
「地域気象観測所一覧」（令和7年3月 気象庁）

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:70,000

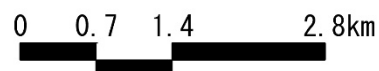


図 3-1-10 都市計画対象事業実施区域周辺の気象観測地点

表 3-1-19(1) 船橋観測所の気象概況（降水量）

年	項目	年間（月間） 降水量 （mm）	最大日降水量		最大時間降水量	
			（mm）	起日	（mm）	起日
	平成 27 年	1,553.0	98.5	9 月 10 日	33.0	7 月 4 日
	平成 28 年	1,550.0	95.0	8 月 22 日	47.0	8 月 2 日
	平成 29 年	1,366.0	119.5	10 月 22 日	28.0	9 月 28 日
	平成 30 年	1,216.5	53.5	5 月 13 日	19.5	5 月 13 日
	令和元年	1,687.0	147.0	10 月 25 日	35.5	9 月 9 日
	令和 2 年	1,395.0	77.5	4 月 18 日	47.5	8 月 22 日
	令和 3 年	1,724.5	90.5	10 月 1 日	43.0	8 月 31 日
	令和 4 年	1,328.5	84.0	9 月 18 日	36.5	9 月 24 日
	令和 5 年	1,314.0	145.0	9 月 8 日	47.5	6 月 3 日
	令和 6 年	1,425.0	97.5	6 月 28 日	31.5	6 月 2 日
	1 月	41.5	31.0	1 月 21 日	7.5	1 月 21 日
	2 月	56.0	20.0	2 月 5 日	5.0	2 月 5 日
	3 月	145.0	39.5	3 月 26 日	11.0	3 月 12 日
	4 月	106.5	42.5	4 月 9 日	15.5	4 月 9 日
	5 月	177.0	51.5	5 月 13 日	13.0	5 月 13 日
	6 月	330.0	97.5	6 月 28 日	31.5	6 月 2 日
	7 月	85.5	23.5	7 月 16 日	17.0	7 月 30 日
	8 月	189.5	55.5	8 月 16 日	31.0	8 月 29 日
	9 月	43.5	16.0	9 月 27 日	5.5	9 月 1 日
	10 月	162.5) 注 1)	53.5) 注 1)	10 月 9 日	8.5) 注 1)	10 月 8 日
	11 月	88.0	48.5	11 月 2 日	16.5	11 月 2 日
	12 月	0.0	0.0	—	0.0	—
	全期間	平均 1,456.0	最大 147.0	—	最大 47.5	—

注 1) 「)」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す。

注 2) 「—」は降雨が観測されなかったことを示す。

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3-1-19(2) 船橋観測所の気象概況（気温）

年	項目	年間（月間） 平均気温 （℃）	最高気温		最低気温	
			（℃）	起日	（℃）	起日
平成27年		15.9	36.6	8月7日	-3.4	2月10日
平成28年		16.0	37.9	8月9日	-3.2	1月25日
平成29年		15.4	36.7	8月9日	-4.2	1月16日
平成30年		16.3	37.1	7月23日	-4.1	1月26日
令和元年		16.1	36.2	8月1日	-2.1	1月7日
令和2年		16.1	37.2	8月17日	-4.3	2月7日
令和3年		16.2	36.0	8月26日	-4.6	1月9日
令和4年		15.9	37.8	7月1日	-5.4	1月7日
令和5年		17.3	38.4	7月26日	-5.2	1月26日
令和6年		17.3	38.6	7月29日	-2.0	12月29日
	1月	6.5	16.0	1月6日	-1.5	1月25日
	2月	7.3	22.2	2月20日	-0.4	2月7日
	3月	9.2	24.8	3月31日	0.6	3月8日
	4月	16.6	29.2	4月28日	6.4	4月10日
	5月	19.6	29.1	5月24日	8.1	5月10日
	6月	22.8	33.7	6月24日	15.4	6月4日
	7月	28.4	38.6	7月29日	22.0	7月17日
	8月	29.1	37.1	8月17日	24.1	8月19日
	9月	26.5	35.9	9月18日	17.0	9月25日
	10月	20.5) 注)	30.8) 注)	10月2日	9.0) 注)	10月31日
	11月	13.3	23.7	11月17日	3.3	11月25日
	12月	7.3	18.1	12月4日	-2.0	12月29日
全期間		平均 16.3	最高 38.6	—	最低 -5.4	—

注)「)」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す。

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

表 3-1-19(3) 船橋観測所の気象概況（風速及び年間日照時間）

年	項目	年間（月間） 平均風速 （m/秒）	最大風速		年間（月間） 日照時間 （時間）	
			（m/秒）	風向 起日		
	平成27年	1.9	8.5	南南西	5月12日	2010.2
	平成28年	1.8	9.4	南西	8月22日	1884.6
	平成29年	1.9	8.1	北西	2月21日	2066.5
	平成30年	1.9	11.0	南西	10月1日	2132.2
	令和元年	1.8	10.4	南	10月12日	1943.7
	令和2年	1.8	9.2	北北東	4月13日	1908.8
	令和3年	1.8	7.8	西北西	12月18日	1784.9] ^{注2)}
	令和4年	1.8	7.2	西南西	12月23日	2057.1
	令和5年	1.8	7.8	南南西	5月6日	2358.8
	令和6年	1.8	8.0	北北西	3月18日	2151.7
	1月	1.7	6.9	北西	1月25日	196.8
	2月	2.0	8.0	北西	2月16日	152.4
	3月	2.2	8.0	北北西	3月18日	197.9
	4月	1.7	6.9	南南西	4月9日	140.9
	5月	2.1	6.7	南西	5月16日	181.8
	6月	1.6	5.8	南南西	6月30日	164.1
	7月	1.7	6.5	北西	7月24日	205.2
	8月	1.9	5.2	南西	8月24日	224.8
	9月	2.1	6.5	南西	9月22日	174.2
	10月	1.7) ^{注3)}	5.2) ^{注3)}	南西	10月7日	118.5
	11月	1.5	6.3	南西	11月28日	160.4) ^{注3)}
	12月	1.4	6.4	北北西	12月22日	234.7
全期間		平均 1.8	最大 11.0	—	—	平均 2,029.9

注1)「—」は観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合又は観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

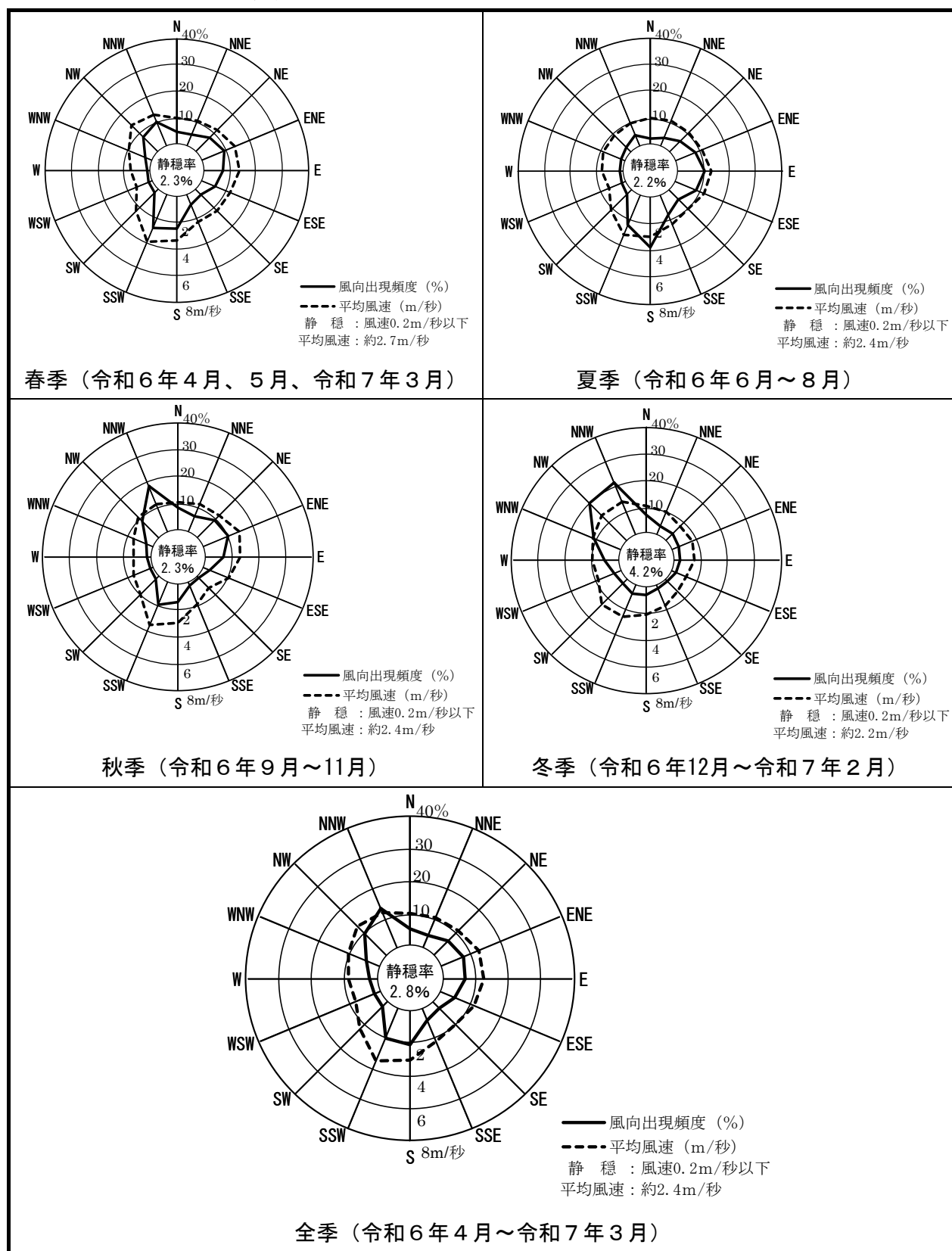
注2)「)」は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）ことを示す。

注3)「)」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す。

出典：「各種データ・資料」（気象庁ホームページ）

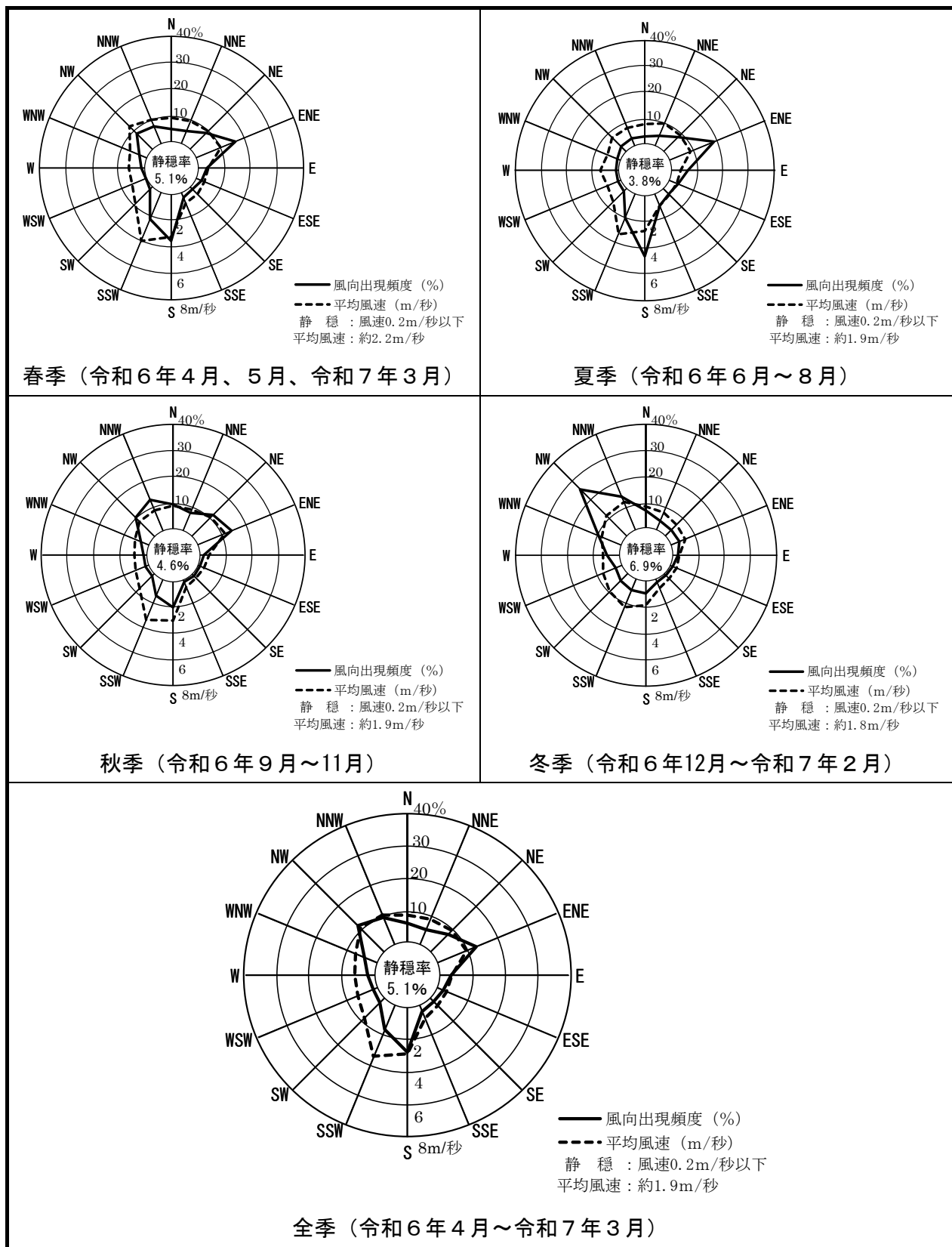
また、松戸五香測定局及び柏市南増尾測定局における令和6年度の季節別風配図は、それぞれ図3-1-11、図3-1-12に示すとおりである。全季の風配図を見ると、松戸五香測定局では北北西の風が最も多く、平均風速は2.4m/秒、柏市南増尾測定局では1.9m/秒となっている。

なお、各大気測定局の位置は、図3-1-10に示したとおりである。



出典：「ちばの大気環境」（千葉県ホームページ）

図3-1-11 松戸五香測定局における風配図



出典：「柏市環境部環境政策課提供資料 南増尾測定局」（令和7年3月）

図 3-1-12 柏市南増尾測定局における風配図

3-1-3 水質の状況

都市計画対象事業実施区域周辺において実施されている公共用水域の水質測定地点は表 3-1-20 及び図 3-1-13に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の河川における測定結果は表 3-1-21に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域に、生活環境の保全に関する環境基準は類型指定されている水域に適用される。

公共用水域の水質測定結果は、令和3～令和5年度の栗野コミセン際のD0及びBOD、令和2年度のBODにおいて環境基準を超過している。その他の地点は全ての項目において環境基準に適合している。

また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺において、公共用水域のダイオキシン類調査は行われていない。

表 3-1-20 公共用水域水質測定地点

区分	水域名	地点番号	地点名	環境基準 ^{注)}		調査機関名
				BOD等	水生生物	
河川	大津川	1	上大津川 (クリーンセンター横)	C類型	B類型	松戸市
		2	大宮橋	C類型	B類型	柏市
		3	芦川橋	C類型	B類型	
		4	佐津間山王橋下	C類型	B類型	鎌ケ谷市
		5	栗野県道船橋我孫子線際	C類型	B類型	
		6	栗野コミセン際	C類型	B類型	
	染井入落	7	工業団地下	—	—	柏市

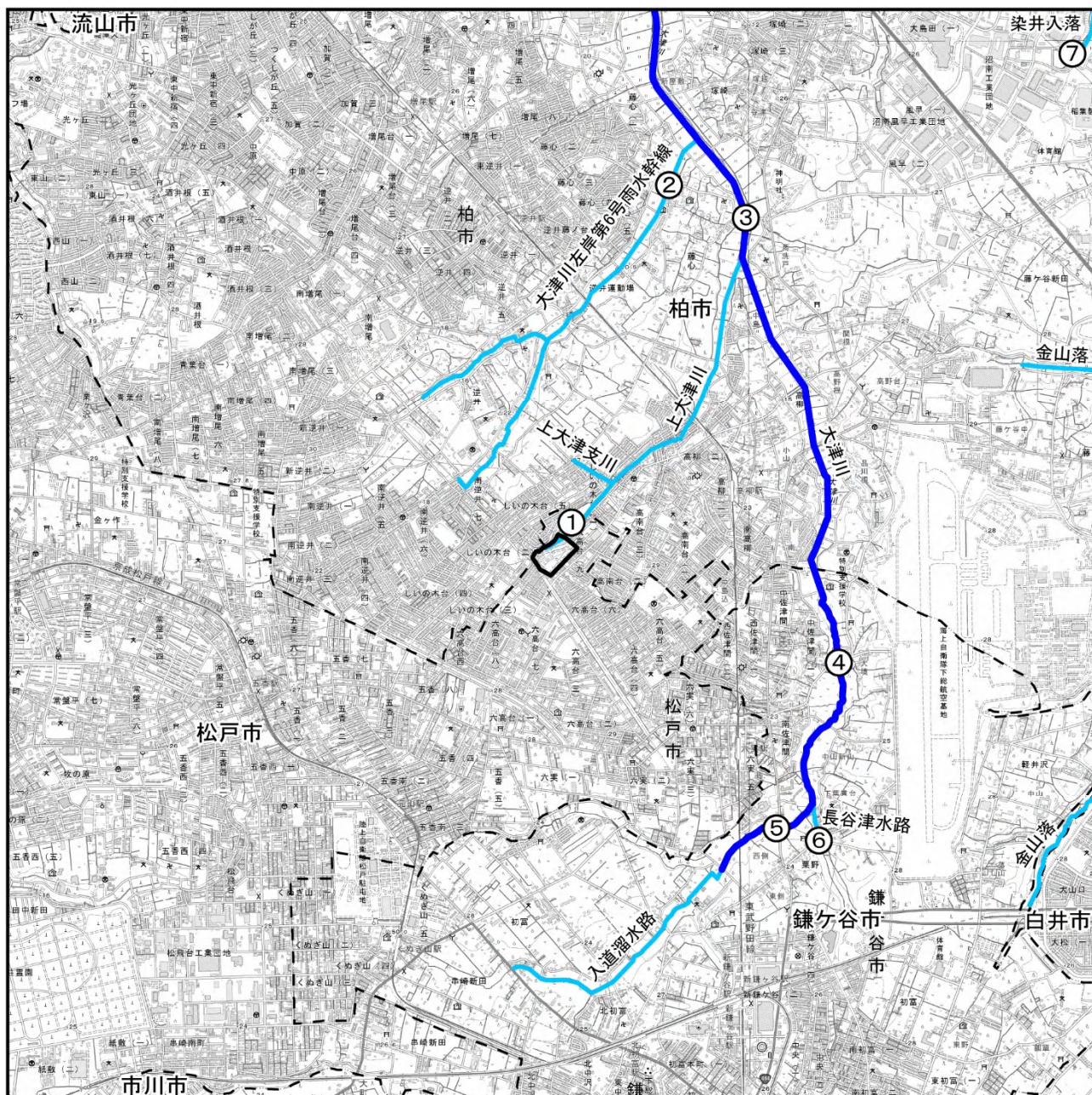
注) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）は類型指定されている水域に適用され、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）は全公共用水域に適用される。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（千葉県ホームページ）

「令和4～6年版 環境の現状と対策」（令和4年10月～令和6年10月 松戸市）

「令和2～4年度版 柏市環境白書」（令和3年11月～令和6年2月 柏市）

「令和4～6年版 鎌ケ谷市環境の概況」（令和4年4月～令和6年4月 鎌ケ谷市）



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 一級河川区間
- その他の河川
- 河川水質測定地点

注) 図中の番号は表 3-1-20 と一致する。

出典：「公共用水域地点別水質測定結果データベース」（千葉県ホームページ）
「令和4～6年版 環境の現状と対策」
（令和4年10月～令和6年10月 松戸市）
「令和2～4年度版 柏市環境白書」（令和3年11月～令和6年2月 柏市）
「令和4～6年版 鎌ヶ谷市環境の概況」
（令和4年4月～令和6年4月 鎌ヶ谷市）
「国土数値情報（河川）」（国土交通省ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-1-13 公共用水域水質測定地点図

表 3-1-21 (1) 公共用水域の水質測定結果（大津川 ①上大津川(クリーンセンター横)

項目		測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 河川C 生物B
生活環境項目	pH		-	-	-	6.5以上8.5以下
	DO		-	-	-	5mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	2.1	1.9	2.9	5mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	-	-	-	-
	SS	(mg/L)	-	-	-	50mg/L以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	-	-	-
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	-	-	-	-
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	-	-	-	-
	全窒素	(mg/L)	-	-	-	-
	全リン	(mg/L)	-	-	-	-
	全亜鉛	(mg/L)	-	-	-	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和4～6年版 環境の現状と対策」（令和4年10月～令和6年10月 松戸市）

表 3-1-21 (2) 公共用水域の水質測定結果（大津川 ②大宮橋）

項目		測定年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準 河川C 生物B
生活環境項目	pH		8.1	7.9	8.0	6.5以上8.5以下
	DO	(mg/L)	8.8	8.9	9.3	5mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	2.0	2.0	1.9	5mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	5.4	4.4	4.1	-
	SS	(mg/L)	9.0	3.0	3.5	50mg/L以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	-	-	-
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	-	-	-	-
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	-	-	-	-
	全窒素	(mg/L)	6.2	5.5	4.9	-
	全リン	(mg/L)	0.32	0.24	0.22	-
	全亜鉛	(mg/L)	0.014	0.014	0.014	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下
健康項目	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	4.79	4.98	4.26	10mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。

注2) 健康項目のうち、「鉛」、「砒素」及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」以外の項目は調査を行っていない。

注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注4) 大宮橋においては、令和5年度の結果は公開されていない。（令和7年8月時点）

出典：「令和2～4年度版 柏市環境白書」（令和3年11月～令和6年2月 柏市）

表 3-1-21 (3) 公共用水域の水質測定結果（大津川 ③芦川橋）

項目		測定年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準 河川C 生物B
生活環境項目	pH		8.1	7.8	7.9	6.5以上8.5以下
	DO	(mg/L)	8.8	9.0	9.2	5mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	2.7	3.0	2.3	5mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	4.4	4.7	4.3	-
	SS	(mg/L)	7.8	5.3	5.3	50mg/L以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	-	-	-
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	-	-	-	-
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	-	-	-	-
	全窒素	(mg/L)	6.6	6.1	5.0	-
	全リン	(mg/L)	0.37	0.31	0.22	-
	全亜鉛	(mg/L)	0.005	0.017	0.01	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下
健康項目	鉛	(mg/L)	0.001	0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	6.30	5.01	4.30	10mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。

注2) 健康項目のうち、「鉛」、「砒素」及び「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」以外の項目は調査を行っていない。

注3) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注4) 芦川橋においては、令和5年度の結果は公開されていない。（令和7年8月時点）

出典：「令和2～4年度版 柏市環境白書」（令和3年11月～令和6年2月 柏市）

表 3-1-21(4) 公共用水域の水質測定結果(大津川 ④佐津間山王橋下)

項目		測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 河川C 生物B
生活環境項目	pH		7.4	7.5	7.4	6.5以上8.5以下
	DO	(mg/L)	8.5	8.3	7.3	5mg/L以上
	BOD(75%値)	(mg/L)	3.4	3.8	4.5	5mg/L以下
	COD(75%値)	(mg/L)	5.5	4.1	4.4	—
	SS	(mg/L)	4.2	3.3	4.1	50mg/L以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	—	122	198	—
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	526, 333	—	—	—
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	—	—	—	—
	全窒素	(mg/L)	9.8	9.9	8.3	—
	全リン	(mg/L)	0.22	0.61	0.70	—
	全亜鉛	(mg/L)	—	—	—	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	不検出	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	—	—	—	0.05mg/L以下
	カドミウム	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.003mg/L以下
健康項目	全シアン	(mg/L)	不検出	—	不検出	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	不検出	—	不検出	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	不検出	—	不検出	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	—	不検出	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	不検出	0.08	0.09	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	不検出	—	不検出	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	—	不検出	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	8.06	6.66	6.80	10mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和4～6年版 鎌ヶ谷市環境の概況」(令和4年4月～令和6年4月 鎌ヶ谷市)

表 3-1-21 (5) 公共用水域の水質測定結果 (大津川 ⑤栗野県道船橋我孫子線際)

項目		測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 河川C 生物B
生活環境項目	pH		7.2	7.2	7.3	6.5以上8.5以下
	DO	(mg/L)	8.6	7.7	7.8	5mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	4.9	3.7	3.7	5mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	-	-	-	-
	SS	(mg/L)	1.9	1.8	3.6	50mg/L以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	335	890	-
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	468,750	-	-	-
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	-	-	-	-
	全窒素	(mg/L)	-	-	-	-
	全リン	(mg/L)	-	-	-	-
	全亜鉛	(mg/L)	-	-	-	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典:「令和4～6年版 鎌ヶ谷市環境の概況」(令和4年4月～令和6年4月 鎌ヶ谷市)

表 3-1-21 (6) 公共用水域の水質測定結果 (大津川 ⑥栗野コミセン際)

項目		測定年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準 河川C 生物B
生活環境項目	pH		7.3	7.3	7.3	6.5以上8.5以下
	DO	(mg/L)	4.9	4.9	4.8	5mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	8.1	7.3	11.2	5mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	-	-	-	-
	SS	(mg/L)	3.6	2.3	2.9	50mg/L以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	-	1,700	3,775	-
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	607,500	-	-	-
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	-	-	-	-
	全窒素	(mg/L)	-	-	-	-
	全リン	(mg/L)	-	-	-	-
	全亜鉛	(mg/L)	-	-	-	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の「 」は、環境基準を超過していることを示す。

出典:「令和4～6年版 鎌ヶ谷市環境の概況」(令和4年4月～令和6年4月 鎌ヶ谷市)

表 3-1-21 (7) 公共用水域の水質測定結果（染井入落 ⑦工業団地下）

項目		測定年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	環境基準 河川C 生物B
生活環境項目	pH		8.0	7.1	7.6	6.5以上8.5以下
	DO	(mg/L)	7.1	7.2	7.3	5mg/L以上
	BOD (75%値)	(mg/L)	5.6	3.9	4.2	5mg/L以下
	COD (75%値)	(mg/L)	5.9	4.6	4.5	—
	SS	(mg/L)	12.0	2.8	5.5	50mg/L以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	—	—	705	—
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	2,800	43,450	—	—
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	—
	全窒素	(mg/L)	6.9	5.9	3.6	—
	全リン	(mg/L)	0.67	0.69	0.47	—
	全亜鉛	(mg/L)	0.009	0.016	0.023	0.03mg/L以下
	ノニルフェノール	(mg/L)	—	—	—	0.002mg/L以下
	LAS	(mg/L)	—	—	—	0.05mg/L以下
健康項目	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	全シアン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと。
	鉛	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0.02mg/L以下
	砒素	(mg/L)	<0.001	<0.001	0.001	0.01mg/L以下
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
	アルキル水銀	(mg/L)	—	—	—	検出されないこと。
	PCB	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと。
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0.1mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	0.002	0.001	0.001	0.01mg/L以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
	ふっ素	(mg/L)	<0.08	<0.08	<0.08	0.8mg/L以下
	ほう素	(mg/L)	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	—	—	—	0.05mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2.56	3.90	2.27	10mg/L以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の「」は、環境基準を超過していることを示す。

注4) 工業団地下においては、令和5年度の結果は公開されていない。(令和7年8月時点)

出典：「令和2～4年度版 柏市環境白書」(令和3年11月～令和6年2月 柏市)

都市計画対象事業実施区域周辺で実施されている、令和3年度～令和5年度の地下水質測定地点は、図 3-1-14(1)～(3)に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の周辺で実施されている地下水質調査は、令和3年度で概況調査が8地点、継続監視調査が6地点、要監視項目調査が3地点、令和4年度で概況調査が8地点、継続監視調査が7地点、要監視項目調査が5地点、令和5年度で概況調査が8地点、継続監視調査が6地点、要監視項目調査が3地点となっており、調査結果は表 3-1-22(1)～(4)、表 3-1-23(1)～(5)、表 3-1-24(1)～(5)に示すとおりである。

令和3年度における地下水質調査結果は、概況調査2地点（松飛台、中央2丁目）及び継続監視調査6地点（紙敷1丁目、紙敷3丁目、松飛台、六実3丁目、塚崎、軽井沢）において、一部の項目が環境基準を超過している。

令和4年度における地下水質調査結果は、概況調査4地点（金ヶ作、五香6丁目、六実1丁目、藤ヶ谷）及び継続監視調査7地点（紙敷1丁目、紙敷3丁目、松飛台、六実3丁目、塚崎、栗野、軽井沢）において、一部の項目が環境基準を超過している。

令和5年度における地下水質調査結果は、概況調査2地点（六高台2丁目、初富）及び継続監視調査6地点（紙敷1丁目、松飛台、六実3丁目、塚崎、栗野、軽井沢）において、一部の項目が環境基準を超過している。

また、令和3年度から令和5年度において都市計画対象事業実施区域周辺で実施されている地下水のダイオキシン類調査は、令和4年度に松戸市五香6丁目、令和5年度に松戸市六実1丁目で実施されており、測定結果は松戸市五香6丁目で0.016pg-TEQ/L、松戸市六実1丁目で0.042pg-TEQ/L（環境基準：1pg-TEQ/L）と環境基準を下回っていた。なお、松戸市五香6丁目、松戸市六実1丁目の調査地点は、図 3-1-14(2)～(3)に示すとおりである。

表 3-1-22(1) 地下水質調査結果（概況調査 令和3年度）

項目	地点	松戸市			柏市	環境基準
		①金ヶ作	②常盤平 7丁目	③松飛台	④逆井	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	0.002	0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	0.002	0.015	0.004	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	不検出	2.7	14	5.6	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	0.15	不検出	0.08	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	0.1	不検出	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.012	0.05mg/L以下

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の「0.015」「14」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-22(2) 地下水質調査結果（概況調査 令和3年度）

項目	地点	柏市			鎌ヶ谷市	環境基準
		⑤東山 2丁目	⑥増尾	⑦高柳	⑧中央 2丁目	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.001	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	0.009	不検出	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	0.004	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.06	8.3	不検出	14	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	0.27	不検出	不検出	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の「14」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-22 (3) 地下水質調査結果（継続監視調査 令和3年度）

項目	地点	松戸市				柏市	鎌ヶ谷市	環境基準
		⑨紙敷 1丁目	⑩紙敷 3丁目	⑪松飛台	⑫六実 3丁目	⑬塚崎	⑭軽井沢	
カドミウム (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.003mg/L以下
全シアン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	検出されないこと
鉛 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
六価クロム (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.05mg/L以下
砒素 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
総水銀 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)		-	-	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素 (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		不検出	不検出	0.2	不検出	0.085	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		不検出	不検出	不検出	不検出	-	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン (mg/L)		0.32	0.001	0.023	0.004	0.003	0.032	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		0.0068	0.13	0.0033	5.8	0.0064	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.002mg/L以下
チウラム (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.006mg/L以下
シマジン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
セレン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	10mg/L以下
ふっ素 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.8mg/L以下
ほう素 (mg/L)		-	-	-	-	-	-	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		-	-	-	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 令和4年4月1日より、六価クロムの環境基準は「0.02mg/L以下」に変更された。なお、表中の環境基準は調査を実施した当時の値を記載している。

注2) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注3) 表中の「0.2」「0.085」「0.32」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-22(4) 地下水質調査結果（要監視項目調査 令和3年度）

項目	地点	松戸市			指針値
		⑮金ヶ作	⑯松飛台	⑰増尾	
クロロホルム	(mg/L)	-	-	-	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	-	-	-	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	-	-	-	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	-	-	-	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	-	-	-	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	-	-	-	0.04mg/L以下
オキシ銅	(mg/L)	-	-	-	0.04mg/L以下
クロタロニル	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	-	-	-	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
ジクロロボス	(mg/L)	-	-	-	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	-	-	-	0.008mg/L以下
クロルニトルフェン	(mg/L)	-	-	-	
トルエン	(mg/L)	-	-	-	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	-	-	-	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	-	-	-	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	
モリブデン	(mg/L)	-	-	-	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	不検出	0.0011	不検出	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	-	-	-	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	-	-	-	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	-	-	-	0.00005mg/L以下

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典:「令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

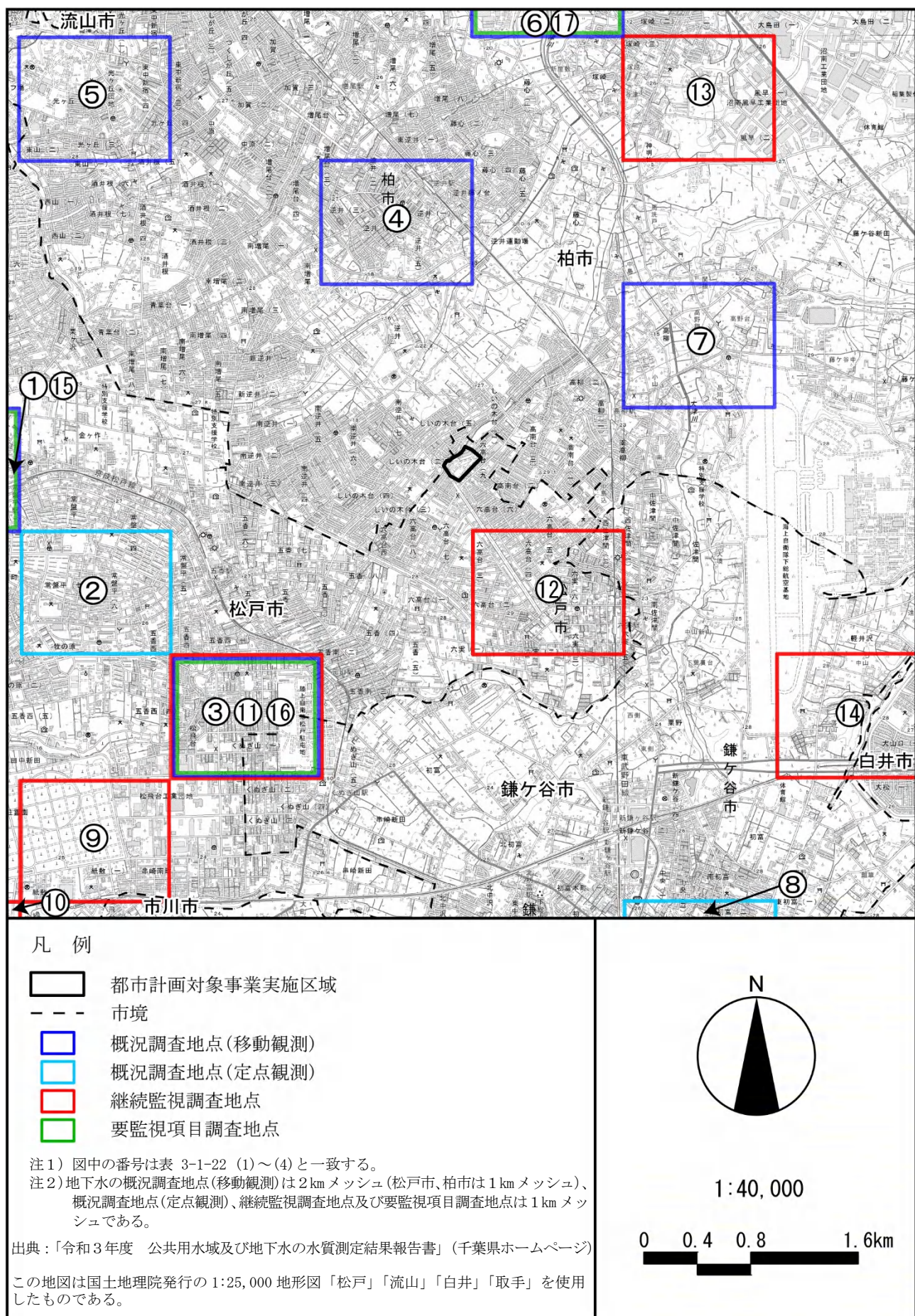


図 3-1-14(1) 地下水質測定地点図 (令和3年度)

表 3-1-23(1) 地下水質調査結果（概況調査 令和4年度）

項目	地点	松戸市				環境基準
		①金ヶ作	②常盤平 7丁目	③五香 6丁目	④六実 1丁目	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	0.002	0.002	0.001	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.001	0.001	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	18	3.6	14	11	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	0.09	不検出	不検出	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の「18」「3.6」「14」「11」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-23(2) 地下水質調査結果（概況調査 令和4年度）

項目	地点	柏市			鎌ヶ谷市	環境基準
		⑤藤心	⑥中原2	⑦藤ヶ谷	⑧中央2丁目	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	不検出	0.001	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	9.9	7.6	12	10	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の12は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-23(3) 地下水質調査結果（継続監視調査 令和4年度）

項目	地点	松戸市				環境基準
		⑨紙敷 1丁目	⑩紙敷 3丁目	⑪松飛台	⑫六実 3丁目	
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	-	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
鉛	(mg/L)	-	-	-	-	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	-	-	-	-	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	-	-	-	-	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	-	-	-	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	-	-	-	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.002	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.004	0.015	0.40	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.29	0.002	0.032	0.002	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0064	1.0	0.0044	8.4	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	-	-	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	-	-	-	-	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	-	-	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	-	-	-	-	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	-	-	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	-	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	-	-	-	-	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	-	-	-	-	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の「0.29」「1.0」「0.40」「8.4」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-23 (4) 地下水質調査結果（継続監視調査 令和4年度）

項目	地点	柏市	鎌ヶ谷市		環境基準
		⑬塚崎	⑭栗野	⑮軽井沢	
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
鉛	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	-	-	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	-	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	-	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	0.009	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.065	0.004	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.003	0.007	0.030	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0058	0.088	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	-	-	-	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	-	-	-	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の 0.065、0.088 は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-23(5) 地下水質調査結果（要監視項目調査 令和4年度）

項目	地点	松戸市				柏市	指針値
		⑯金ヶ作	⑰常盤平 7丁目	⑱五香 6丁目	⑲六実 1丁目	⑳藤心	
クロロホルム	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.04mg/L以下
オキシ銅	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.04mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
ジクロロボス	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	(mg/L)	-	-	-	-	-	-
トルエン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	-
モリブデン	(mg/L)	-	-	-	-	-	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	-	-	不検出	-	不検出	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	-	-	不検出	-	不検出	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	-	-	0.0009	-	不検出	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	-	-	不検出	-	-	0.00005 mg/L以下

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典：「令和4年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-24(1) 地下水質調査結果（概況調査 令和5年度）

項目	地点	松戸市				環境基準
		①金ヶ作	②常盤平 7丁目	③六高台 2丁目	④六実 1丁目	
カドミウム	(mg/L)	不検出	0.0003	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	0.001	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	0.001	0.002	0.001	不検出	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	9.1	4.9	10	2.0	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.09	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の「10」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-24(2) 地下水質調査結果(概況調査 令和5年度)

項目	地点	柏市			鎌ヶ谷市	環境基準
		⑤増尾 2丁目	⑥高柳	⑦藤ヶ谷	⑧初富	
カドミウム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	不検出	0.003	0.004	0.003	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.004	不検出	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	不検出	不検出	0.001	不検出	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	4.7	不検出	5.9	10	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の「10」は、環境基準を超過していることを示す。

出典:「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

表 3-1-24(3) 地下水質調査結果（継続監視調査 令和5年度）

項目	地点	松戸市			環境基準
		⑨紙敷1丁目	⑩松飛台	⑪六実3丁目	
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
鉛	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	-	-	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.004	0.32	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.29	0.026	0.001	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0087	0.0054	5.2	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	-	-	-	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	-	-	-	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の「0.32」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-24(4) 地下水質調査結果（継続監視調査 令和5年度）

項目	地点	柏市	鎌ケ谷市		環境基準
		⑫塚崎	⑬栗野	⑭軽井沢	
カドミウム	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
全シアン	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
鉛	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
六価クロム	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
砒素	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
総水銀	(mg/L)	-	-	-	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	(mg/L)	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
四塩化炭素	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	(mg/L)	-	不検出	不検出	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	0.004	不検出	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	0.056	不検出	不検出	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	(mg/L)	0.003	0.003	0.026	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	(mg/L)	0.0051	0.04	不検出	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	-	-	0.002mg/L以下
チウラム	(mg/L)	-	-	-	0.006mg/L以下
シマジン	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.02mg/L以下
ベンゼン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
セレン	(mg/L)	-	-	-	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	-	-	-	10mg/L以下
ふっ素	(mg/L)	-	-	-	0.8mg/L以下
ほう素	(mg/L)	-	-	-	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下

注1) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

注2) 表中の「0.056」「0.026」「0.04」は、環境基準を超過していることを示す。

出典：「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（千葉県ホームページ）

表 3-1-24(5) 地下水質調査結果（要監視項目調査 令和5年度）

項目	地点	松戸市	柏市	鎌ヶ谷市	指針値
		⑮六実1丁目	⑯藤ヶ谷	⑰初富	
クロロホルム	(mg/L)	-	-	-	0.06mg/L以下
1,2-ジクロロプロパン	(mg/L)	-	-	-	0.06mg/L以下
p-ジクロロベンゼン	(mg/L)	-	-	-	0.2mg/L以下
イソキサチオン	(mg/L)	-	-	-	0.008mg/L以下
ダイアジノン	(mg/L)	-	-	-	0.005mg/L以下
フェニトロチオン	(mg/L)	-	-	-	0.003mg/L以下
イソプロチオラン	(mg/L)	-	-	-	0.04mg/L以下
オキシ銅	(mg/L)	-	-	-	0.04mg/L以下
クロロタロニル	(mg/L)	-	-	-	0.05mg/L以下
プロピサミド	(mg/L)	-	-	-	0.008mg/L以下
EPN	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.006mg/L以下
ジクロロボス	(mg/L)	不検出	不検出	-	0.008mg/L以下
フェノブカルブ	(mg/L)	-	-	-	0.03mg/L以下
イプロベンホス	(mg/L)	-	-	-	0.008mg/L以下
クロルニトロフェン	(mg/L)	-	-	-	-
トルエン	(mg/L)	-	-	-	0.6mg/L以下
キシレン	(mg/L)	-	-	-	0.4mg/L以下
フタル酸ジエチルヘキシル	(mg/L)	-	-	-	0.06mg/L以下
ニッケル	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	-
モリブデン	(mg/L)	-	-	-	0.07mg/L以下
アンチモン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.02mg/L以下
エピクロロヒドリン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0.0004mg/L以下
全マンガン	(mg/L)	不検出	不検出	0.06	0.2mg/L以下
ウラン	(mg/L)	不検出	0.0004	不検出	0.002mg/L以下
PFOS及びPFOA	(mg/L)	0.0000039	不検出	不検出	0.00005 mg/L以下

注) 表中の「-」は調査を行っていないことを示す。

出典:「令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(千葉県ホームページ)

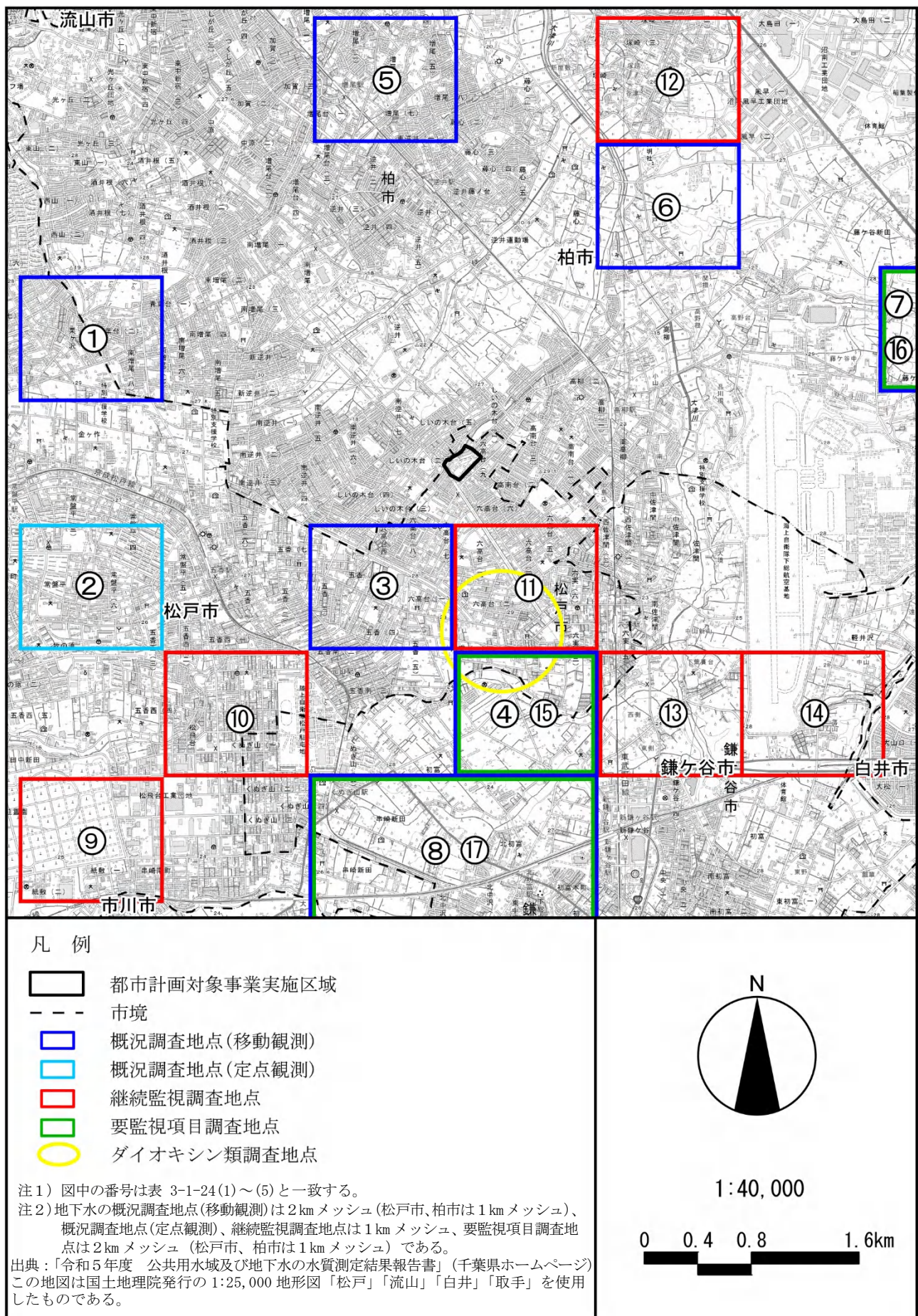


図 3-1-14(3) 地下水質測定地点図 (令和5年度)

3-1-4 水象の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の河川等の状況は図 3-1-15に、主要な河川は表 3-1-25に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の主要な河川としては、都市計画対象事業実施区域東側に一級河川である大津川が存在し手賀沼に流れている。また、都市計画対象事業実施区域東側には金山落が存在し下手賀沼を経由して、下手賀川に流れている。その他、都市計画対象事業実施区域の北東側に大津川の支川である上大津川等が流れている。

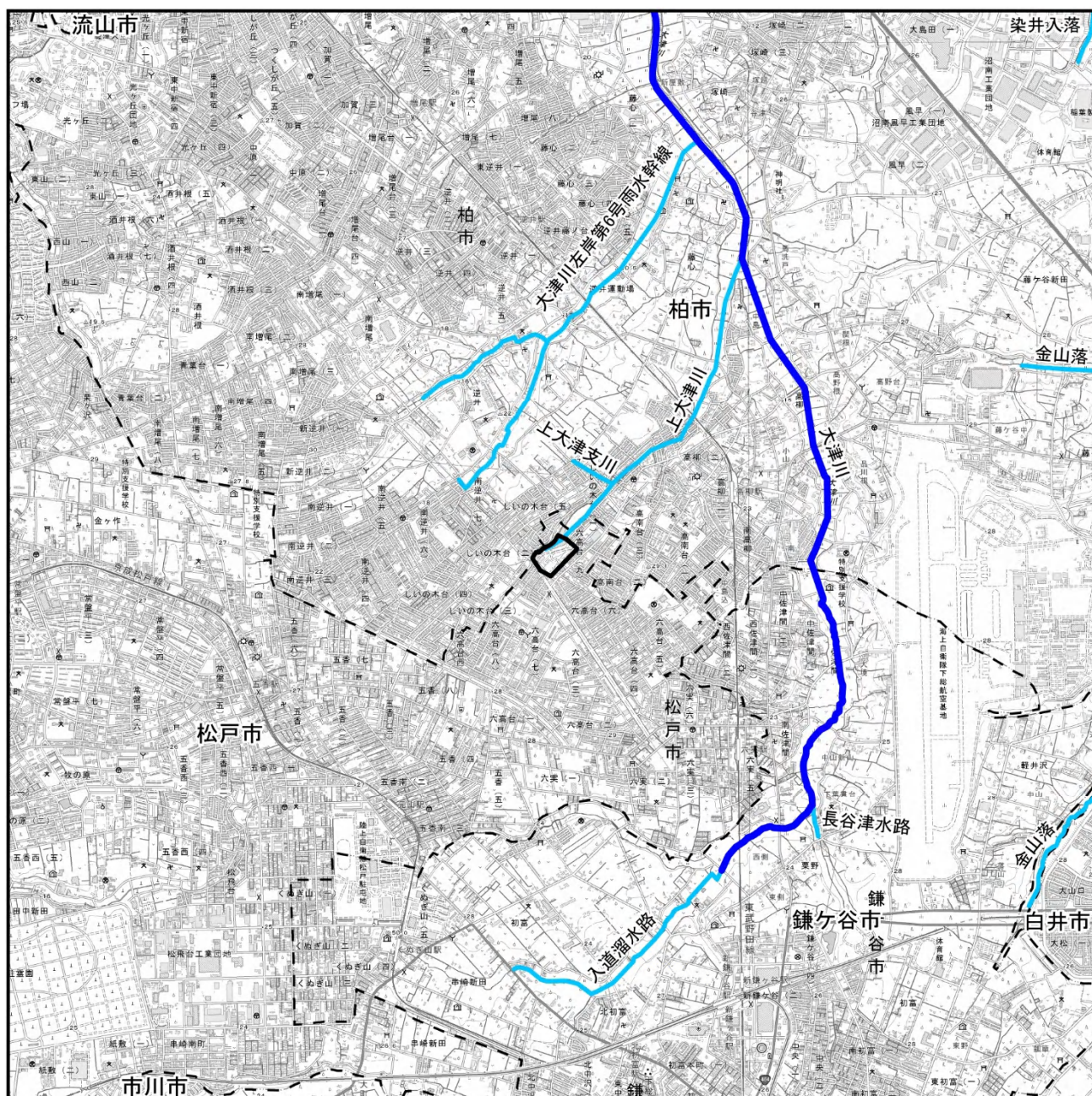
表 3-1-25 主要な河川（一級河川）

種別	水系名	河川名	区分		延長 (km)
			上流端	下流端	
一級河川	利根川	大津川	鎌ヶ谷市佐津間字芝原賀616番 1 地先の市道橋	手賀沼への流入点	左右岸 各7.9
	利根川	下手賀川	下手賀沼からの流出点	手賀川への合流点	左右岸 各1.9

出典：「令和 5 年 千葉県統計年鑑（河川）」（千葉県ホームページ）

3-1-5 水底の底質の状況

都市計画対象事業実施区域周辺では、水底の底質の調査は実施されていない。



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 一級河川区間
- その他の河川

出典：「国土数値情報（河川）」（国土交通省ホームページ）
「令和5年 千葉県統計年鑑（河川）」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

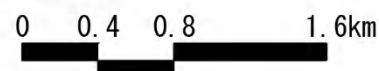


図 3-1-15 水象の状況

3-1-6 騒音及び超低周波音の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺における環境騒音の調査結果は表 3-1-26に、調査地点は図 3-1-16に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺における環境騒音の調査地点は、令和 3 年度に松戸市で 1 地点、令和 4 年度に松戸市で 1 地点、令和 5 年度に松戸市で 2 地点となっている。

令和 3 年度～令和 5 年度における環境騒音結果はいずれの地点においても環境基準を達成している。

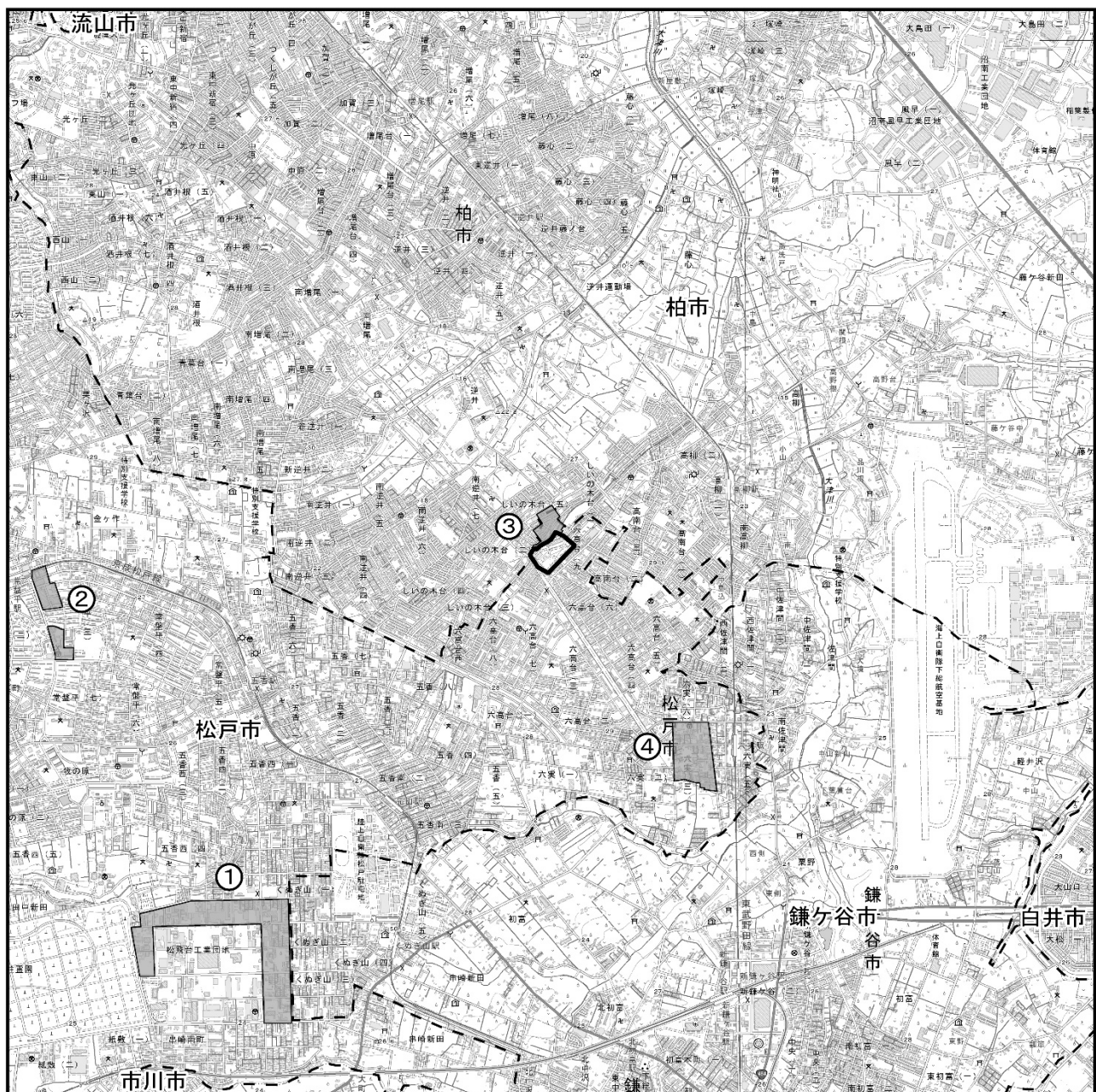
なお、都市計画対象事業実施区域周辺では、超低周波音の調査は実施されていない。

表 3-1-26 環境騒音調査結果（令和 3 年度～令和 5 年度）

調査年度	番号	市町	調査地点	等価騒音レベル (デシベル)		環境基準
				昼間	夜間	
令和 3 年度	1	松戸市	松飛台 (準工業地域)	46	40	C 類型 昼間：60 夜間：50
令和 4 年度	2	松戸市	常盤平 3 丁目 (近隣商業地域)	50	46	C 類型 昼間：60 夜間：50
令和 5 年度	3	松戸市	高柳新田 (第 1 種住居地域)	47	41	B 類型 昼間：55 夜間：45
	4	松戸市	六実 3 丁目 (第 2 種中高層住居専用地域)	52	43	A 類型 昼間：55 夜間：45

注) 昼間の時間区分は 6:00～22:00、夜間の時間区分は 22:00～6:00 である。

出典：「令和 4～6 年版 環境の現状と対策」（令和 4 年 10 月～令和 6 年 10 月 松戸市）



凡 例

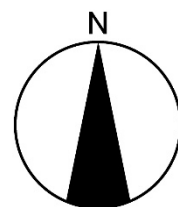
- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 環境騒音調査地点

注1) 図中の番号は表 3-1-26と一致する。

注2) 環境騒音の調査地点は個人の住宅で測定しており、詳細な地点は示されていないため、各調査地点の用途地域を示している。

出典:「令和4～6年版 環境の現状と対策」(令和4年10月～令和6年10月 松戸市)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

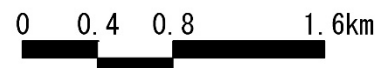


図 3-1-16 環境騒音調査地点

都市計画対象事業実施区域周辺における自動車騒音の調査結果（面的評価）は表 3-1-27に、調査地点は図 3-1-17に示すとおりである。

令和3年度の自動車騒音の調査地点（面的評価）は、松戸市で3地点、柏市で1地点、鎌ヶ谷市で2地点の計6地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、97.0～100.0%となっている。

令和4年度の自動車騒音の調査地点（面的評価）は、柏市で1地点、鎌ヶ谷市で2地点の計3地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、67.7～99.7%となっている。

令和5年度の自動車騒音の調査地点（面的評価）は、柏市で1地点、鎌ヶ谷市で2地点の計3地点となっている。各地点における環境基準の達成率は、85.4～93.1%となっている。

なお、都市計画対象事業実施区域及びその周辺において、自動車騒音（要請限度）の調査は実施されていない。

表 3-1-27 自動車騒音調査結果(面的評価)(令和3年度～令和5年度)

調査年度	番号	道路名	観測地点の住所	評価区間の住所	等価騒音レベル (デシベル)		評価区間の延長 (km)	昼間・夜間とも 基準値以下 (%)	昼間のみ 基準値以下 (%)	夜間のみ 基準値以下 (%)	昼間・夜間とも 基準値超過 (%)	車線数	環境基準類型
					昼間	夜間							
令和3年度	1	市道2級23号(1)	松戸市六高台4-1	松戸市六高台 〃 松戸市六高台	57	50	1.1	99.5	0.2	0.0	0.2	4	B
	2	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線	松戸市五香1-33-14	松戸市五香南1丁目 〃 松戸市金ヶ作	64	62	2.1	99.4	0.3	0.0	0.2	2	B
	3	一般県道白井流山線	松戸市根木内527-1	松戸市根木内 〃 松戸市根木内	65	61	0.3	97.0	0.0	1.0	2.0	2	A
	4	一般県道白井流山線	柏市藤ヶ谷1795-17	柏市藤ヶ谷 〃 柏市高柳	69	65	2.2	100.0	0.0	0.0	0.0	2	X ^{注2)}
	5	主要地方道千葉鎌ヶ谷松戸線	鎌ヶ谷市くぬぎ山5丁目8	鎌ヶ谷市初富21 〃 鎌ヶ谷市初富21	67	65	0.5	99.2	0.8	0.0	0.0	2	B
	6	一般国道464号	鎌ヶ谷市栗野	鎌ヶ谷市初富 〃 鎌ヶ谷市軽井沢	65	63	1.4	100.0	0.0	0.0	0.0	4	B
令和4年度	7	一般県道白井流山線	柏市光ヶ丘3丁目3	柏市高柳 〃 柏市酒井根	65	62	6.0	99.7	0.3	0.0	0.1	2	A
	8	一般県道船橋我孫子線	鎌ヶ谷市西佐津間1丁目24	鎌ヶ谷市中佐津間1丁目1 〃 鎌ヶ谷市中佐津間2丁目17	69	69	1.0	76.4	12.3	0.0	11.3	2	B
	9	一般国道464号	鎌ヶ谷市くぬぎ山5丁目3	鎌ヶ谷市初富 〃 鎌ヶ谷市初富	69	69	0.8	67.7	32.3	0.0	0.0	2	B
令和5年度	10	船橋我孫子線	柏市塚崎1丁目1	柏市塚崎986-1 〃 柏市大島田128-1	66	65	1.5	91.8	6.3	0.0	1.9	2	B
	11	一般国道464号	鎌ヶ谷市串崎新田300	鎌ヶ谷市初富 〃 鎌ヶ谷市北初富5	71	69	1.2	85.4	12.6	0.0	2.0	2	X ^{注2)}
	12	県道船橋我孫子線(2)	鎌ヶ谷市南佐津間7	鎌ヶ谷市初富 〃 鎌ヶ谷市中佐津間1-1	68	68	1.3	93.1	6.9	0.0	0.0	2	B

注1) 昼間の時間区分は6:00～22:00、夜間の時間区分は22:00～6:00である。

注2) 環境基準類型「X」は環境基準のあてはめがない地域を示し、Bが当てはめられているとみなす。

注3) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準は以下の通りである。

A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

: 昼間 60 デシベル以下、夜間 55 デシベル以下

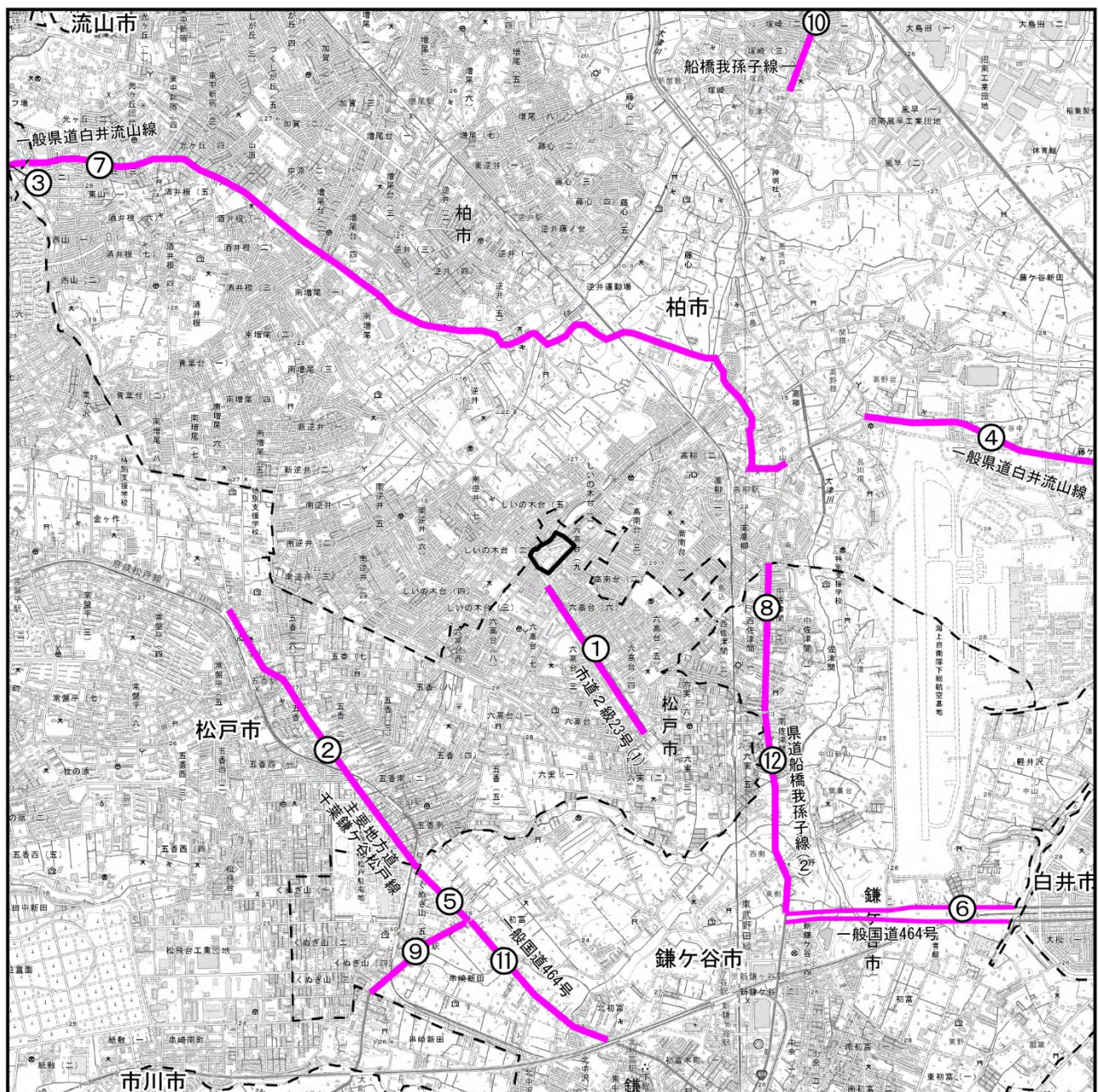
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域

: 昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路(道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路)の道路端から20メートルの地域(2車線以下の場合は15メートルの地域)

: 昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

出典:「2022(令和4)年版～2024(令和6)年版 環境白書」(令和5年3月～令和7年3月 千葉県)



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 自動車騒音(面的評価)調査地点
- 面的評価区間

注) 図中の番号は表 3-1-27と一致する。

出典：「2022(令和4)年版～2024(令和6)年版 環境白書」
(令和5年3月～令和7年3月 千葉県)
「自動車騒音常時監視結果Light版」(国立環境研究所ホームページ)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-1-17 自動車騒音調査地点(面的評価)

都市計画対象事業実施区域周辺における下総飛行場に係る航空機騒音の調査結果は、表 3-1-28 に、調査地点は図 3-1-18に示すとおりである。

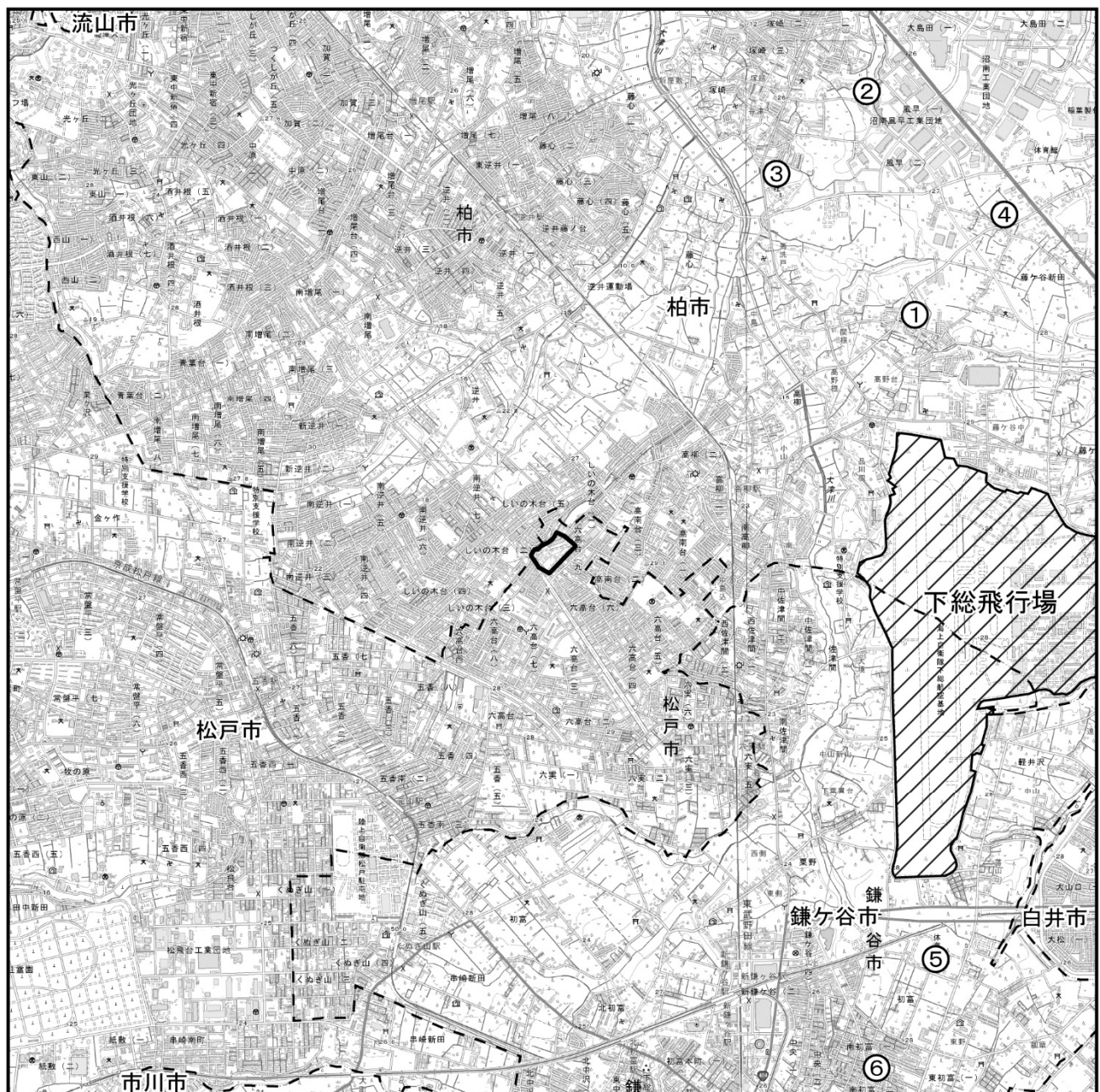
都市計画対象事業実施区域周辺における航空機騒音の調査地点は、6 地点(固定測定局 1 地点及び実態調査地点 5 地点)となっている。各地点における時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) は、令和 3 年度で40～55デシベル、令和 4 年度で44～57デシベル、令和 5 年度で42～57デシベルとなっており、全ての年度、地点で環境基準を下回っている。

表 3-1-28 航空機騒音調査結果（令和 3 年度～令和 5 年度）

種別	番号	市	測定局名 (測定地点名)	調査 年度	L_{den} (デシベル)		騒音レベル (デシベル)		発生回数 (回/日)	環境 基準
					年(期間) 平均	日最大	年(期間) 平均	年(期間) 最大	年(期間) 平均	
固定 測定局	1	柏市	高柳局(太陽光発電設備設置運営事業用地)	令和 3年度	55	63.4	89.1	100.8	10	L_{den} : 57
				令和 4年度	56	65.6	89.3	98.4	13	
				令和 5年度	56	64.6	89.2	97.7	14	
実態 調査 地点	2		沼南老人福祉センター	令和 3年度	47	49.0	79.0	86.1	6	
				令和 4年度	50	51.8	79.8	86.7	9	
				令和 5年度	49	54.3	78.5	85.0	18	
	3		塚崎運動場	令和 3年度	40	43.1	70.1	80.5	7	
				令和 4年度	44	46.4	70.1	78.0	12	
				令和 5年度	42	46.7	68.9	82.1	21	
	4		藤ヶ谷新田区民館	令和 3年度	41	44.4	72.3	76.7	6	
				令和 4年度	45	47.6	73.1	79.3	9	
				令和 5年度	44	47.9	72.1	76.9	17	
	5		福太郎アリーナ	令和 3年度	55	58.9	91.4	97.2	5	
				令和 4年度	57	63.4	93.1	97.4	7	
				令和 5年度	57	63.7	91.9	98.6	16	
	6		五本松小学校	令和 3年度	46	49.0	74.4	85.5	13	
				令和 4年度	47	51.4	74.7	82.3	19	
				令和 5年度	48	54.1	76.0	84.0	27	

注) 環境基準類型は、昭和53年千葉県告示第695号で定めている。

出典：「2022(令和 4)年版～2024(令和 6)年版 環境白書」(令和 5 年 3 月～令和 7 年 3 月 千葉県)



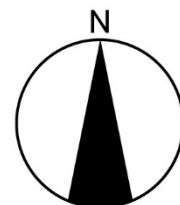
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 下総飛行場
- 航空機騒音調査地点

注) 図中の番号は表 3-1-28と一致する。

出典：「2024(令和6)年版 環境白書」(令和7年3月 千葉県)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

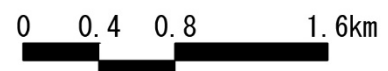


図 3-1-18 航空機騒音調査地点 (下総飛行場周辺)

3-1-7 振動の状況

都市計画対象事業実施区域周辺における道路交通振動の調査結果は表 3-1-29に、調査地点は図 3-1-19に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の道路交通振動の調査地点は、令和 3 年度に松戸市で 1 地点、令和 4 年度で 2 地点となっている。

令和 3 年度の主要幹線 1 級市道 1 号における昼間の振動レベルは55デシベル、夜間の振動レベルは51デシベルとなっている。

令和 4 年度の主要幹線 1 級市道 1 号における昼間の振動レベルは54デシベル、夜間の振動レベルは50デシベル、主要幹線 1 級市道23号における昼間の振動レベルは55デシベル、夜間の振動レベルは51デシベルとなっている。

なお、主要幹線 1 級市道23号は第一種区域の要請限度が指定されており、主要幹線 1 級市道 1 号は要請限度の区域の指定はされていない。

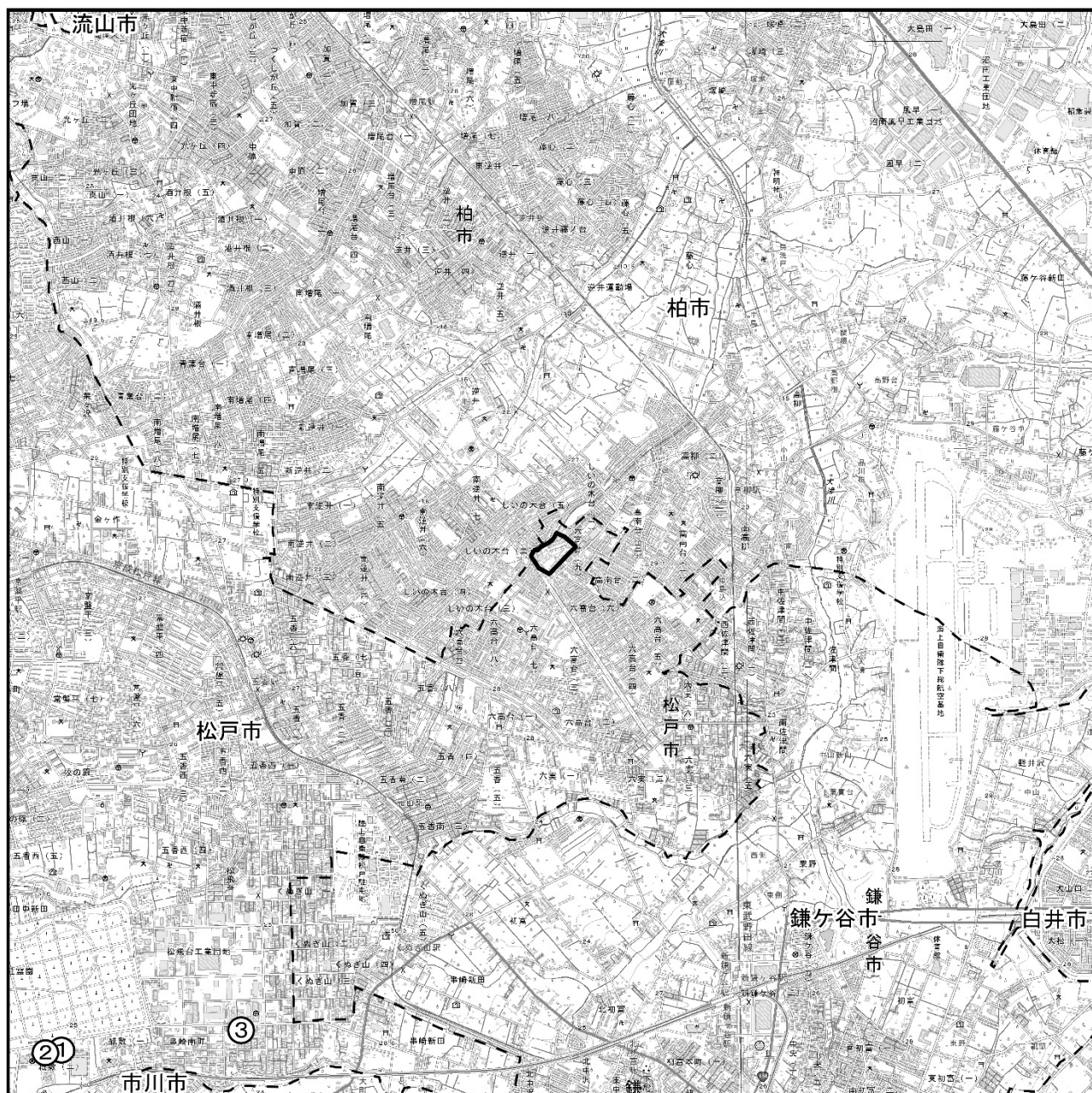
また、都市計画対象事業実施区域周辺では、環境振動の調査は実施されていない。

表 3-1-29 道路交通振動調査結果（令和 3、4 年度）

調査年度	番号	市	道路名	調査地点	振動レベル 80%レンジの上端値 (デシベル)		要請限度
					昼間	夜間	
令和 3 年度	1	松戸市	主要幹線 1 級市道 1 号	松戸市紙敷 2-2-3	55	51	-
令和 4 年度	2		主要幹線 1 級市道 1 号	松戸市紙敷 2-3-3	54	50	-
	3		主要幹線 1 級市道 23 号	松戸市松飛台 530-4	55	51	昼間：65 夜間：60

注) 昼間の時間区分は8:00～19:00、夜間の時間区分は19:00～8:00である。

出典：「2022(令和 4)、2023(令和 5)年版 環境白書」(令和 5 年 3 月、令和 6 年 3 月 千葉県)



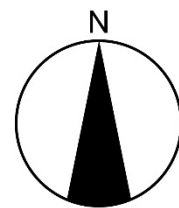
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 道路交通振動調査地点

注) 図中の番号は表 3-1-29と一致する。

出典：「2022(令和4)年版 環境白書」(令和5年3月 千葉県)

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

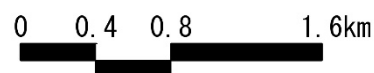


図 3-1-19 道路交通振動調査地点

3-1-8 悪臭の状況

都市計画対象事業実施区域周辺では、悪臭の調査は実施されていない。

3-1-9 地形及び地質等の状況

1. 地形

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の地形は、図 3-1-20(1)、(2)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は盛土改変地及び切土改変地となっている。都市計画対象事業実施区域周辺は上位砂礫台地等が広がっている。また、都市計画対象事業実施区域東側の大津川及びその支川沿いは、谷底平野や低位砂礫台地等が広がっている他、下位砂礫台地や斜面等が点在している。

2. 地質

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の地質図は、図 3-1-21(1)、(2)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域及びその周辺は火山性岩石であるローム3となっている。また、都市計画対象事業実施区域東側の大津川及びその支川沿いは、未固結堆積物である泥がち堆積物、現河床堆積物、砂1及び砂2等が分布している。

3. 湧水

都市計画対象事業実施区域周辺における主要な湧水の状況は表 3-1-30に示すとおりである。

また、湧水的位置は図 3-1-22に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の最寄りの主要な湧水は北西側約3kmに存在する松戸市の大清泉湧水である。

表 3-1-30 主要な湧水

番号	名称	所在地	概要等
1	大清泉湧水	松戸市小金 1709- 1	山裾から湧き出し、湧き水池や水路を形成
2	増尾湧水	柏市増尾 613	山林斜面ふもとから湧出
3	イボ弁天湧水	柏市東山	斜面ふもとから湧出

出典：「千葉県の代表的な湧水」（環境省ホームページ）

4. 重要な地形及び地質

都市計画対象事業実施区域周辺には、「日本の地形レッドデータブック 第1集－危機にある地形－」（平成12年12月 小泉武栄、青木賢人）、「日本の地形レッドデータブック 第2集－保存すべき地形－」（平成14年3月 小泉武栄、青木賢人）、「千葉県自然環境情報図－第3回自然環境保全基礎調査－」（平成元年 環境庁）等に記載されるような、学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質は確認されていない。

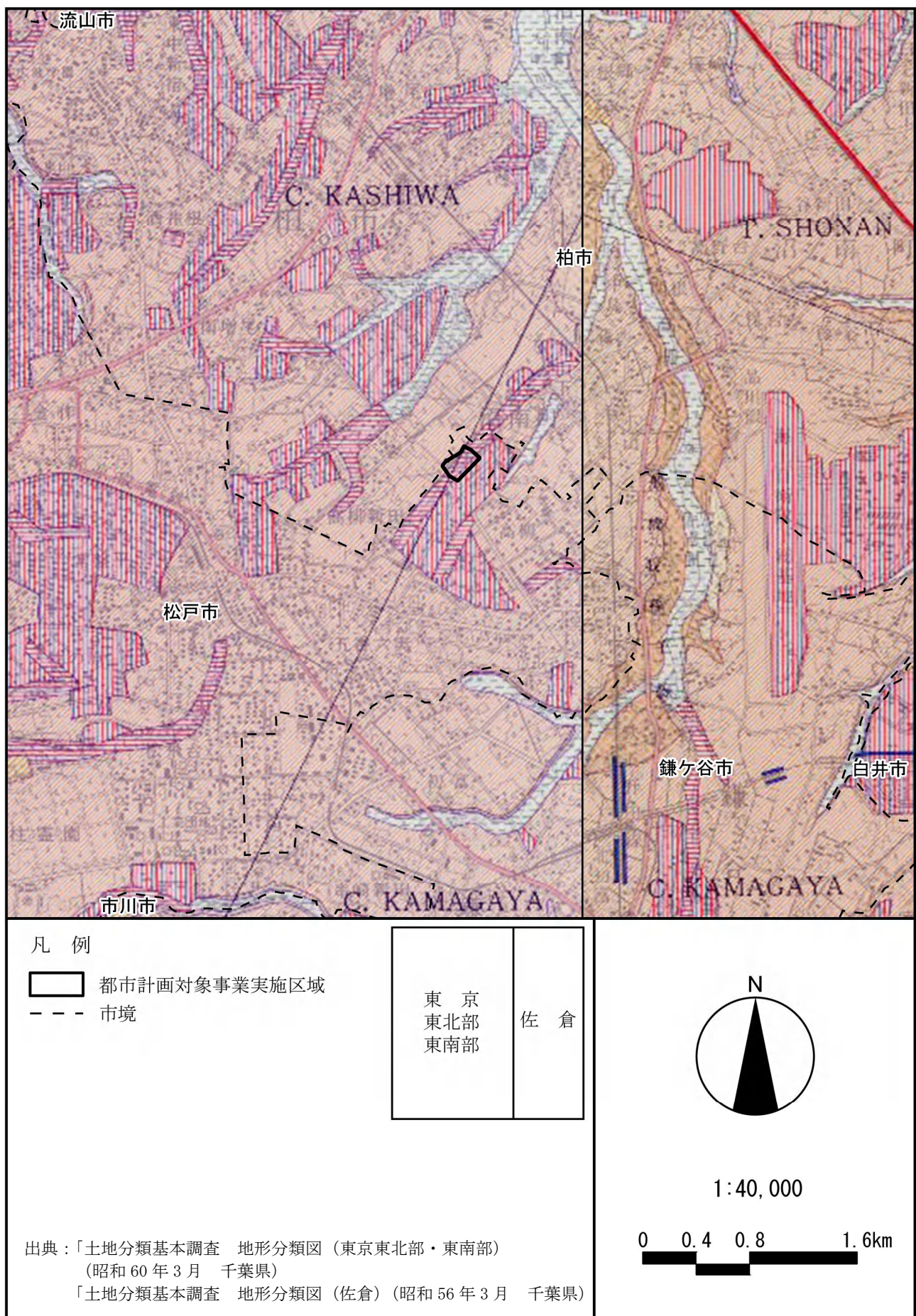


図 3-1-20(1) 地形分類図

凡 例

台 地	東京 東北部 東南部	佐 倉
上位砂礫台地		
下位砂礫台地		
低位砂礫台地		
斜面		
低 地	東京 東北部 東南部	佐 倉
谷底平野・氾濫原平野		
人工地形	東京 東北部 東南部	佐 倉
切土改变地 / 切土地・盛土地(改变地)		
盛土改变地		
河川敷		
その他	東京 東北部 東南部	
急崖		
地形界		
国道		
主要地方道		

出典：「土地分類基本調査 地形分類図（東京東北部・東南部）（昭和 60 年 3 月 千葉県）
「土地分類基本調査 地形分類図（佐倉）（昭和 56 年 3 月 千葉県）」

図 3-1-20(2) 地形分類図（凡例）

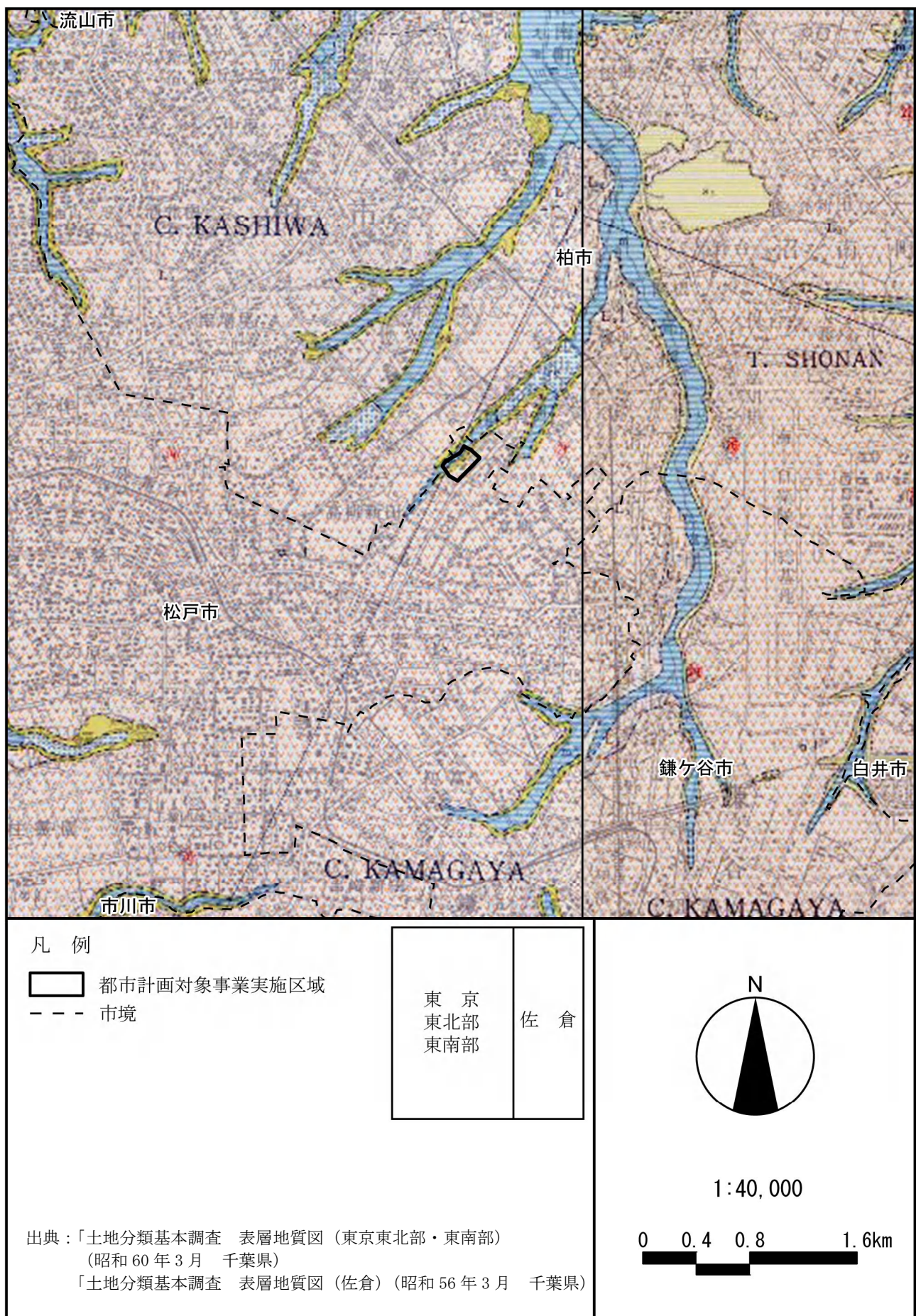


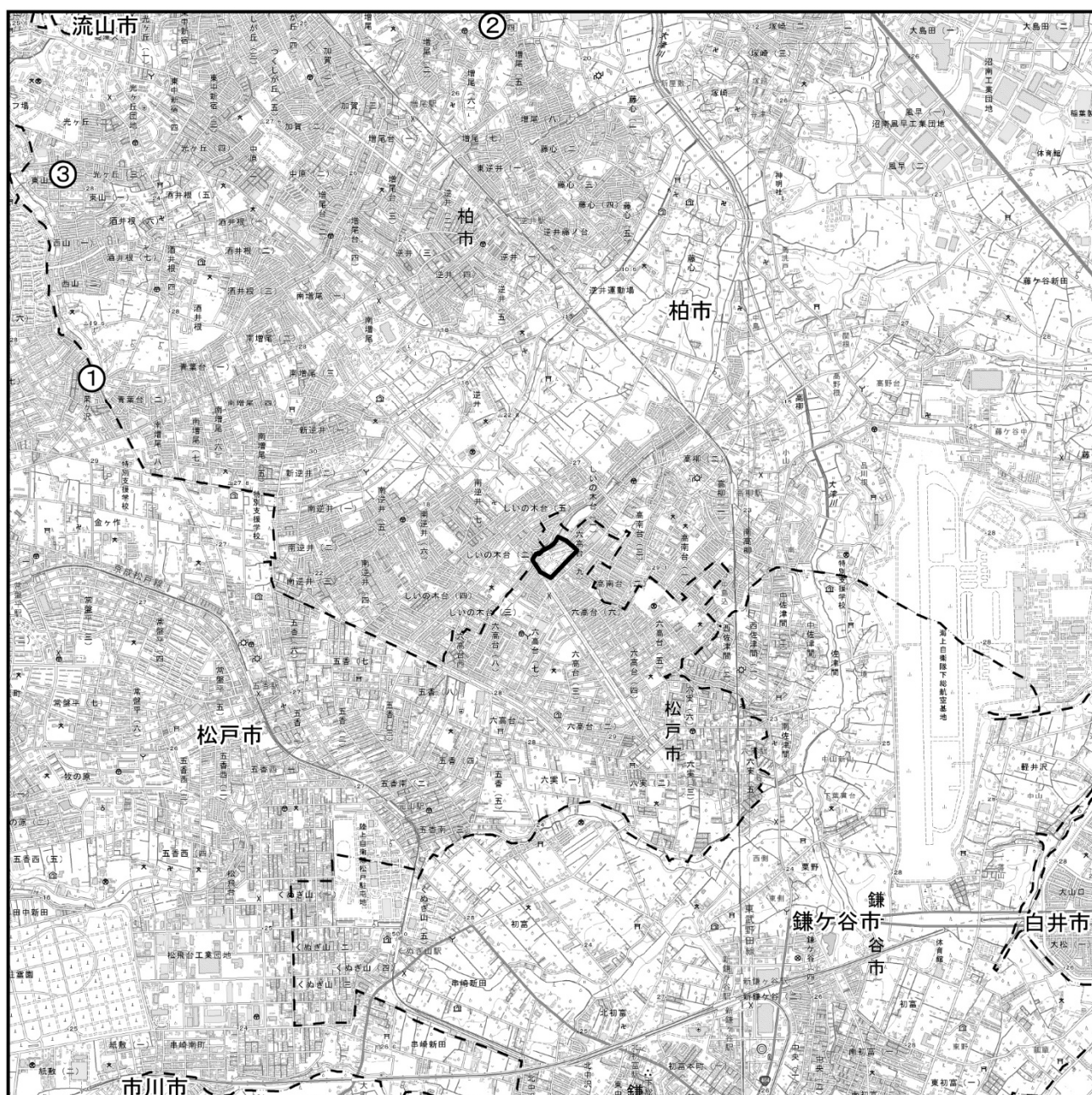
図 3-1-21(1) 表層地質図

凡 例

未固結堆積物	東京 東北部 東南部	佐 倉
現河床堆積物		
泥がち堆積物		
砂 1		
砂 2		
火山性岩石	東京 東北部 東南部	佐 倉
ローム 3		
その他	東京 東北部 東南部	佐 倉
岩石の種類の境界		
柱状図の地点	①	

出典：「土地分類基本調査 表層地質図（東京東北部・東南部）（昭和 60 年 3 月 千葉県）
「土地分類基本調査 表層地質図（佐倉）（昭和 56 年 3 月 千葉県）」

図 3-1-21 (2) 表層地質図（凡例）



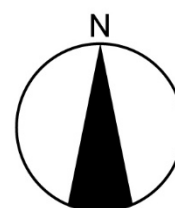
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 主要な湧水

注) 図中の番号は表 3-1-30 と一致する。

出典: 「千葉県の代表的な湧水」(環境省ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-1-22 主要な湧水

3-1-10 地盤の状況

都市計画対象事業実施区域周辺の水準点における、令和元年から令和6年までの地盤変動の状況は、表 3-1-31に示すとおりである。また、水準点の位置は図 3-1-23に示すとおりである。

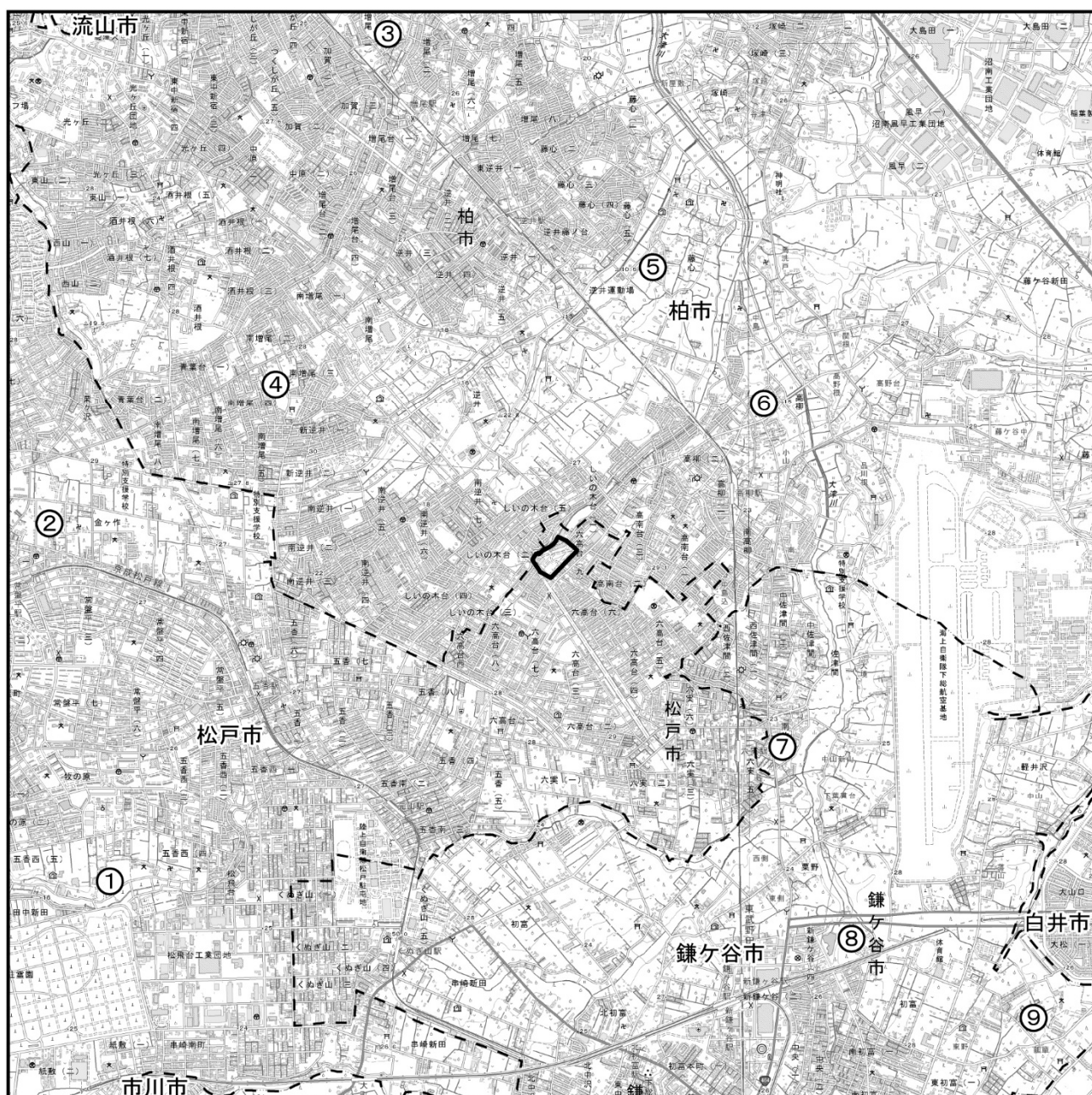
都市計画対象事業実施区域周辺には、9地点の水準点が存在している。令和5年～令和6年において周辺の水準点で最も変動量大きい地点は水準点番号M-36で-17.5mmとなっている。

なお、過去5年間に於いて環境省が地盤沈下の監視目安としている年間20mm以上の沈下はない。

表 3-1-31 水準点の変動状況

番号	水準点 番号	市	所在地	変動量（mm）各年1月に測定				
				令和元年 ～ 令和2年	令和2年 ～ 令和3年	令和3年 ～ 令和4年	令和4年 ～ 令和5年	令和5年 ～ 令和6年
1	M-31	松戸市	松戸市五香西五丁目6-1(松戸国際高等学校)	+4.2	+1.2	+4.6	+2.0	-6.1
2	M-36		松戸市金ヶ作361(熊野神社)	+12.0	-3.8	+10.1	+0.3	-17.5
3	KS-9	柏市	柏市増尾一丁目23-1(土中学校)	+4.1	+2.7	+3.2	+3.6	-4.7
4	KS-10		柏市南増尾四丁目9(柏市水道部第4水源池)	+4.0	+1.2	+5.4	+3.3	-6.3
5	KS-18		柏市藤心880(藤心小学校)	+1.8	+2.5	+1.9	+4.9	-8.2
6	SH-9		柏市高柳1413(社会福祉法人かたくり会美南園)	+2.2	+1.5	+5.6	-0.5	-7.6
7	KA-5	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市南佐津間9-37(宝泉院)	+1.6	+1.4	+3.9	+0.0	-4.8
8	KA-6		鎌ヶ谷市初富924(市制記念公園)	+2.4	+1.2	+3.9	-0.3	-4.3
9	KA-7		鎌ヶ谷市初富803-14(東野総合グレートボール場)	+4.4	-1.2	+5.5	-1.8	-4.7

出典：「千葉県水準測量成果表（令和2～令和6年）」（千葉県ホームページ）



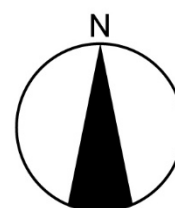
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- - - 市境
- 水準点位置

注) 図中の番号は表 3-1-31 と一致する。

出典：「千葉県水準測量成果表（令和2～令和6年）」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-1-23 水準点位置図

3-1-11 土壌の状況

1. 土壌

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の土壌図は、図 3-1-24(1)、(2)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は台地の土壌である厚層黒ボク土壌及び黒ボク土壌となっている。また、都市計画対象事業実施区域東側の大津川及びその支川沿いは、低地の土壌である黒ボクグライ土壌、低位泥炭土壌及び黒泥土壌等が広がっている他、台地の土壌である淡色黒ボク土壌等が点在している。

2. 土壌汚染

都市計画対象事業実施区域周辺における土壌汚染対策法に基づく指定区域は表 3-1-32に示すとおりであり、柏市で1か所が要措置区域に指定されている。なお、都市計画対象事業実施区域周辺において形質変更時要届出区域の指定はされていない。

表 3-1-32 土壌汚染対策法に基づく指定区域（要措置区域）

指定番号	指定年月日	区域の地番	指定基準に適合しない 指定有害物質
措-1	令和5年7月4日	柏市酒井根六丁目257番10の一部、同番13の一部	テトラクロロエチレン

注) 指定区域は令和7年4月1日時点のものである。

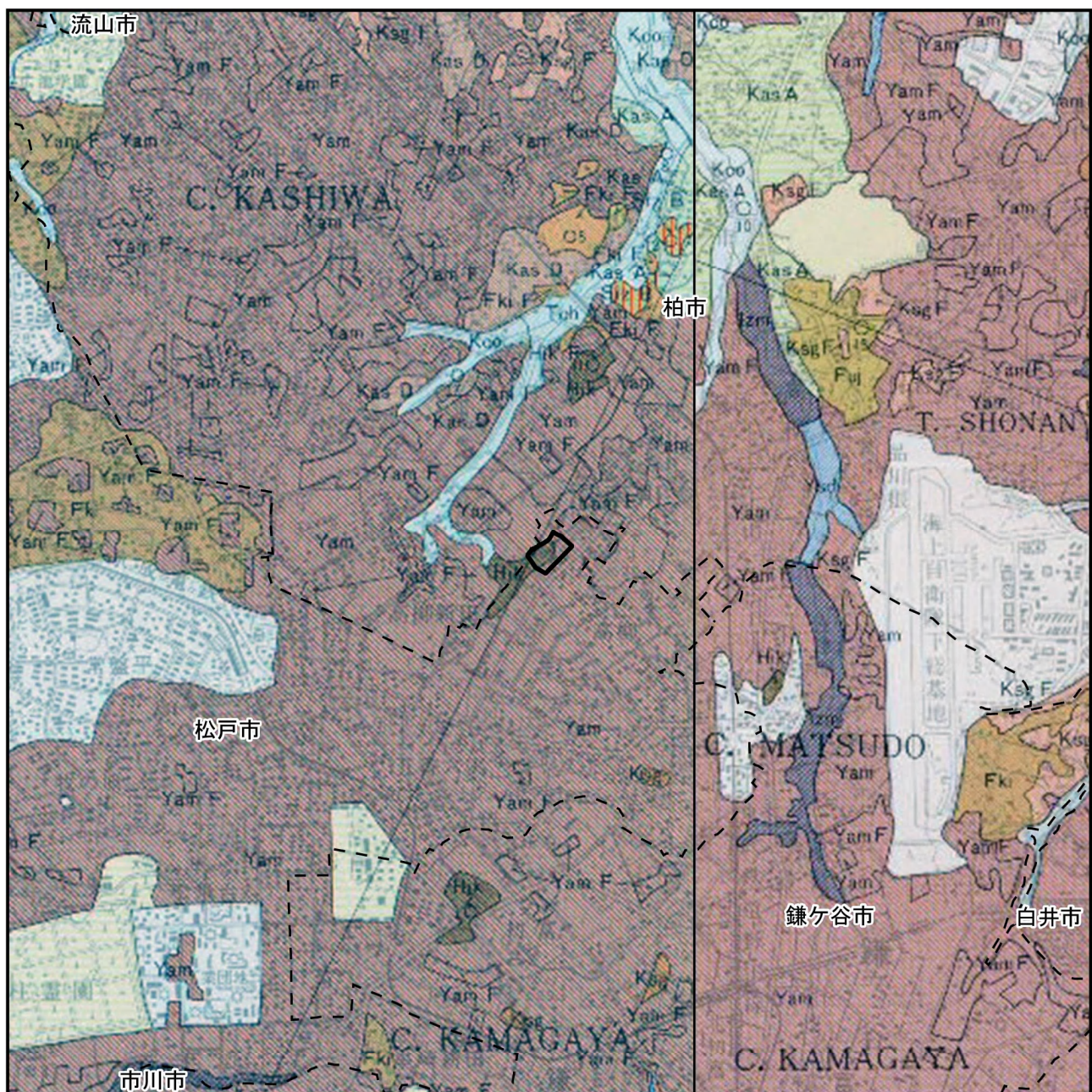
出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域」（柏市ホームページ）

都市計画対象事業実施区域周辺における、土壌のダイオキシン類の調査結果は表 3-1-33に、調査地点は図 3-1-25に示すとおりである。令和3年度に鎌ヶ谷市市制記念公園、令和5年度に柏市立藤心小学校において測定がされており、環境基準を達成している。

表 3-1-33 ダイオキシン類（土壌）の測定結果（令和3年度、令和5年度）

単位：pg-TEQ/g				
調査年度	番号	測定地点	測定結果	環境基準
令和3年度	1	鎌ヶ谷市市制記念公園	3.9	1,000以下
令和5年度	2	柏市立藤心小学校	0.028	1,000以下

出典：「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和5年度）」（千葉県ホームページ）

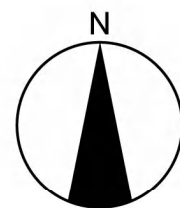


凡 例

 都市計画対象事業実施区域
 市境

東 京
 東 北 部
 東 南 部

佐 倉



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

出典：「土地分類基本調査 土壌図（東京東北部・東南部）」
 （昭和 60 年 3 月 千葉県）

「土地分類基本調査 土壌図（佐倉）」（昭和 56 年 3 月 千葉県）

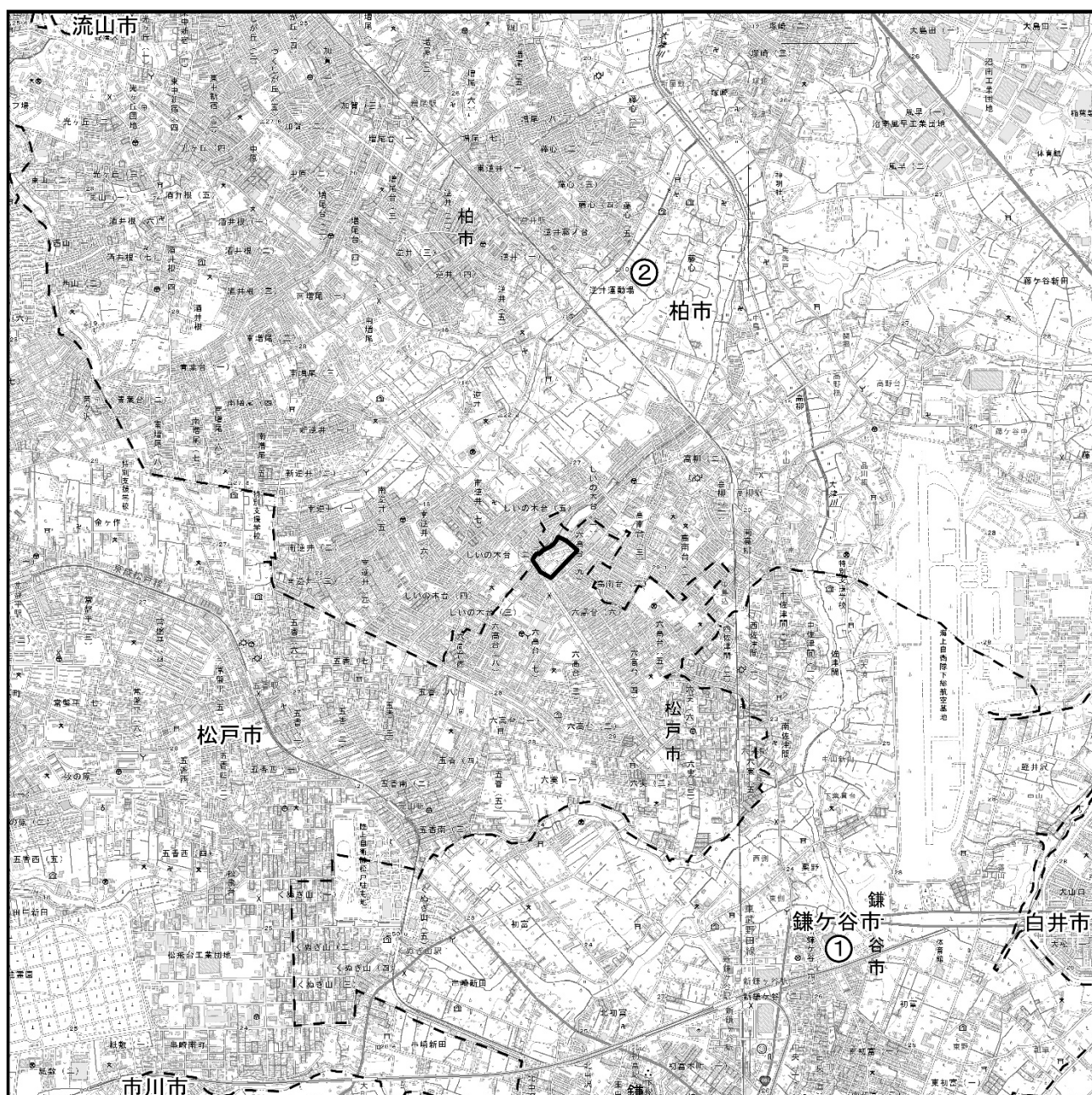
図 3-1-24(1) 土壌図

凡 例

台地の土壌		東京 東北部 東南部	佐 倉
厚層黒ボク土壌	文違 F 統	Hik F	
	文違統	Hik	
黒ボク土壌	八街 F 統	Yam F	Yam F
	八街統	Yam	Yam
	船木 F 統	Fki F	
	船木統	Fki	
淡色黒ボク土壌	上砂 F 統		Kag F
	上砂統		
	藤ヶ谷統		Fuj
	椎崎 B 統	Siz B	
	香西 A 統	Kas A	
	香西 D 統	Kas D	
低地の土壌		東京 東北部 東南部	佐 倉
黒ボクグライ土壌	吉岡統	Koo	Koo
	土統	Tch	
低位泥炭土壌	吉田統		Yad
黒泥土壌	和泉統	Izm	Izm
その他		東京 東北部 東南部	佐 倉
未区分地 1			
未区分地 2			
試抗地点位置および番号		○3	
統の境界線		—	

出典：「土地分類基本調査 土壌図（東京東北部・東南部）」（昭和 60 年 3 月 千葉県）
「土地分類基本調査 土壌図（佐倉）」（昭和 56 年 3 月 千葉県）

図 3-1-24(2) 土壌図（凡例）



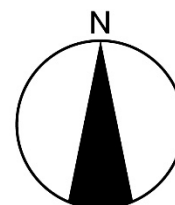
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- ダイオキシン類（土壌）測定地点

注）図中の番号は表 3-1-33 と一致する。

出典：番号1 「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和3年度）」（千葉県ホームページ）
 番号2 「ダイオキシン類に係る常時監視結果について（令和5年度）」（千葉県ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

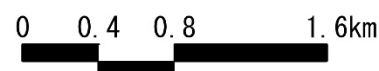


図 3-1-25 ダイオキシン類（土壌）の測定地点

3-1-12 植物の生育及び植生の状況

1. 植物相の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植物相の状況について、既存資料を整理した。確認した文献等は、表 3-1-34に示すとおりである。

表 3-1-34 植物種の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドデータブックー植物・菌類編 (2023 年改訂版)」 (令和 5 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)	調査対象とした野生植物のうち都市計画対象事業実施区域から 3 km 範囲を含む 10 km メッシュ (16、17) で確認された種 (ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く)
B	「千葉県の自然誌 別編 4 (千葉県植物誌)」 (平成 15 年 3 月 千葉県資料研究財団)	調査対象とした野生植物のうち松戸市、柏市、鎌ケ谷市で確認された種
C	「柏市生きもの多様性プラン 資料編 柏市人里の生きものリスト」 (令和 4 年 4 月 柏市)	調査対象とした野生植物のうち文献に掲載されている全ての種
D	「鎌ケ谷市史 資料編Ⅶ(自然)」 (平成 12 年 3 月 鎌ケ谷市)	調査対象とした野生植物のうち文献に掲載されている全ての種

既存資料により、都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認された植物は、表 3-1-35に示すとおり、維管束植物で167科1,444種、非維管束植物で13科16種である。

表 3-1-35 文献等により確認された種数 (植物)

分類	科	種
維管束植物	167	1,444
非維管束植物	13	16

2. 重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

重要な植物種の選定根拠は表 3-1-36に、選定基準は表 3-1-37に示すとおりである。

表 3-1-36 重要な植物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令等による指定	① 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 3 月 29 日 条例第 8 号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「松戸市文化財の保護に関する条例」(昭和 51 年 4 月 1 日 条例第 19 号) 「柏市文化財保護条例」(昭和 51 年 6 月 21 日 条例第 27 号) 「鎌ヶ谷市文化財保護条例」(昭和 51 年 7 月 5 日 条例第 16 号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特 1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特 2) ・緊急指定種(緊急)
文献による指定	⑤ 「第 5 次レッドリスト(植物・菌類)」 (令和 7 年 3 月 18 日 環境省報道発表資料)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧 I 類(CR+EN) ・絶滅危惧 I A 類(CR) ・絶滅危惧 I B 類(EN) ・絶滅危惧 II 類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドデータブック-植物・菌類編(2023 年改訂版)」 (令和 5 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)	・消息不明・絶滅生物(X) ・野生絶滅生物(EW) ・最重要保護生物(A) ・重要保護生物(B) ・要保護生物(C) ・一般保護生物(D) ・保護参考雑種(RH)

注 1) ⑤絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、⑥消息不明・絶滅生物(X)、野生絶滅生物(EW)については、現在生息している可能性は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。

注 2) ⑤地域個体群(LP)は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

表 3-1-37 重要な植物種の選定基準

選定基準		評価基準
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、植物（自生地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	特定第二種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
⑤	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅 危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） 絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR） ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN） ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU） 絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。
⑥	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
	地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ50年間）にわたって確実な生体の発見情報がない、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	野生絶滅生物（EW）	かつて千葉県に生息・生育していた生物のうち、野生・自生では見られなくなってしまったものの、千葉県の個体群の子孫が飼育・栽培などによって維持されているもの。特に埋土種子や埋土胞子などから再生した個体がありながら、本来の自生地では環境の変化によって生息・生育が維持できない状態の生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれのあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性のある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリAへの移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性のある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリBに移行することが予測されるもの。
	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性のある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリCに移行することが予測されるもの。
	保護参考雑種（RH）	自然界において形成されることが稀な雑種であって、個体数が著しく少なく、分布地域及び生息・生育環境が著しく限定されているもの。

注1）表中の①～⑥は、表 3-1-36 に示した法令、文献番号と一致する。

注2）⑤地域個体群（LP）は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

(2) 文献調査により確認された重要種

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている種のうち重要な植物種は、維管束植物は表 3-1-38(1)～(6)に、非維管束植物は表 3-1-39に示すとおりである。

維管束植物が89科292種、非維管束植物が13科16種となっている。

表 3-1-38(1) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヒカゲノカズラ科	ヒカゲノカズラ						C
2	イワヒバ科	カタヒバ						C
3		イヌカタヒバ ^{注3)}					VU	
4	ミズニラ科	ミズニラ					NT	B
5	ハナヤスリ科	ナガホノナツノハナワラビ						C
6		ナツノハナワラビ						C
7		トネハナヤスリ					NT	A
8		ヒロハハナヤスリ						C
9	コケシノブ科	ウチワゴケ						C
10	デンジソウ科	デンジソウ					NT	B
11	サンショウモ科	オオアカウキクサ					EN	C
12		サンショウモ					NT	B
13	コバノイシカグマ科	オウレンシダ						D
14	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ						D
15		クモノスシダ						C
16	メシダ科	カラクサイヌワラビ						C
17	オンダ科	オンダ						C
18		サクライカグマ						C
19		ギフベニシダ						C
20		タニヘゴ						A
21		イワシロイノデ						B
22		ツヤナシイノデ						B
23		イノデモドキ						C
24	ウラボシ科	ヒメノキシノブ						B
25	ジュンサイ科	ジュンサイ						A
26	スイレン科	オニバス					VU	A
27		コウホネ						B
28		ヒツジグサ						A
29	センリョウ科	センリョウ						D
30	クスノキ科	ニッケイ ^{注3)}					NT	
31	サトイモ科	マイヅルテンナンショウ					NT	A
32		ミミガタテンナンショウ						B
33		コウキクサ ^{注3)}						B
34	オモダカ科	サジオモダカ						B
35		トウゴクヘラオモダカ					EN	C
36		アギナシ					NT	B
37	トチカガミ科	ヤナギスブタ						C
38		クロモ						C
39		トチカガミ					NT	C
40		ムサシモ					EN	B
41		イバラモ						B
42		トリゲモ					VU	C
43		オオトリゲモ						B
44		ミズオオバコ					NT	D
45		コウガイモ						B
46		セキショウモ						C

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-36及び表 3-1-37に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来種とされている。

表 3-1-38(2) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
47	ヒルムシロ科	イトモ					NT	B
48		ガシャモク					CR	B
49		センニンモ						EW
50		ミズヒキモ						A
51		ホソバミズヒキモ						B
52		ヤナギモ						D
53		ササバモ						D
54	カワツルモ科	カワツルモ					NT	B
55	ユリ科	カタクリ			市天			C
56		コオニユリ						C
57		ヤマジノホトトギス						B
58		アマナ						D
59		ヒロハアマナ					VU	A
60	ラン科	シラン					NT	D
61		エビネ					NT	D
62		ギンラン						D
63		キンラン					NT	D
64		ササバギンラン						D
65		クゲヌマラン					VU	B
66		サイハイラン						D
67		マヤラン					VU	C
68		ナギラン					VU	C
69		クマガイソウ					VU	C
70		セッコク						A
71		カキラン						B
72		タシロラン					NT	C
73		オニノヤガラ						B
74		クロヤツシロラン						C
75		クモキリソウ						D
76		ヤマトキシソウ						X
77	アヤメ科	ノハナショウブ						B
78		カキツバタ					NT	B
79		アヤメ						B
80	ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ						D
81	クサスギカズラ科	キジカクシ						B
82		オオバギボウシ						D
83		ワニグチソウ						C
84	ミズアオイ科	ミズアオイ					NT	D
85	ガマ科	ミクリ					NT	D
86		ヤマトミクリ					NT	A
87		ナガエミクリ					NT	A
88	ホシクサ科	ホシクサ						D
89		ニッポンイヌノヒゲ						D
90	イグサ科	ヤマスズメノヒエ						C
91	カヤツリグサ科	ハタガヤ						D
92		ジョウロウスゲ					VU	D
93		ウマスゲ						C
94		アサマスゲ					NT	B
95		チュウゼンジスゲ						D
96		ヤガミスゲ						C
97		ヒメゴウソ						D
98		ヤブスゲ						C

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-36及び表 3-1-37に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-38(3) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
99	カヤツリグサ科	アブラシバ						B
100		タガネソウ						D
101		オニナルコスゲ						D
102		カンエンガヤツリ					VU	D
103		ヒメアオガヤツリ						C
104		オオヌマハリイ						A
105		ノテンツキ						D
106		トネテンツキ					VU	D
107		コホタルイ						A
108		タタラカンガレイ						D
109		タイワンヤマイ						B
110		コマツカサススキ						B
111	イネ科	ハネガヤ						D
112		ヒメコヌカグサ					NT	C
113		チョウセンガリヤス						D
114		カリマタガヤ						D
115		コゴメカゼクサ						X
116		オオニワホコリ						D
117		ヒメウキガヤ						D
118		ウキガヤ						B
119		ミノボロ						B
120		ササクサ						C
121		ヌマガヤ						B
122		キダチノネズミガヤ						A
123		チャボチヂミザサ						D
124		セイタカヨシ						C
125		ウキシバ						C
126		イヌアワ						D
127		オオアブラススキ						D
128		ヒゲシバ						B
129	マツモ科	マツモ						C
130	メギ科	イカリソウ						D
131	キンポウゲ科	イチリンソウ						D
132		カザグルマ					NT	B
133		クサボタン						D
134		セリバオウレン						B
135		オキナグサ					NT	A
136		コキツネノボタン					VU	C
137		ヒキノカサ					VU	B
138		バイカモ						X
139		ノカラマツ					VU	B
140	スグリ科	ヤブサンザシ						B
141	ベンケイソウ科	キリンソウ						D
142	タコノアシ科	タコノアシ					NT	
143	アリノトウグサ科	フサモ						B
144	ハマビシ科	ハマビシ					EN	A
145	マメ科	ホドイモ						D
146		サイカチ						D
147		レンリソウ						D
148		ビッチュウヤマハギ						B
149		イヌハギ					NT	C
150		マキエハギ						D

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-36及び表 3-1-37に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-38(4) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
151	クロウメモドキ科	クロツバラ						B
152		クロウメモドキ						B
153	アサ科	カラハナソウ						A
154	イラクサ科	シマナガバヤブマオ						B
155		トキホコリ					NT	B
156		ヤマミズ						D
157		ホソバイラクサ						B
158	バラ科	ヤマブキショウマ						A
159		カスミザクラ						D
160		オオダイコンソウ						A
161		リンボク						D
162		ズミ						B
163		カワラサイコ						B
164		ヒロハノカワラサイコ					VU	D
165		シロヤマブキ ^{注3)}					EN	
166		ナガボノシロワレモコウ						D
167	ブナ科	ウバメガシ						B
168	クルミ科	オニグルミ						D
169		サワグルミ						B
170	カバノキ科	ヤマハンノキ						D
171		アカシデ						D
172		ハシバミ						D
173	ウリ科	ゴキヅル						D
174	カタバミ科	エゾタチカタバミ						D
175	トウダイグサ科	ノウルシ					NT	C
176		センダイタイゲキ					NT	B
177	ヤナギ科	イイギリ						D
178		バッコヤナギ						D
179		オオキツネヤナギ						D
180		オノエヤナギ						D
181		キツネヤナギ						D
182	スミレ科	アギスミレ						B
183	アマ科	マツバニンジン					CR	A
184	オトギリソウ科	トモエソウ						D
185		アゼオトギリ					EN	B
186		ミズオトギリ						C
187	フウロソウ科	タチフウロ						D
188	ミソハギ科	ミズマツバ					NT	C
189		ヒメビシ					VU	B
190	アカバナ科	オオアカバナ					VU	A
191		ウスゲチヨウジタデ					NT	
192	アオイ科	シナノキ						C
193	ジンチョウゲ科	コガンピ						C
194	アブラナ科	イヌナズナ						C
195		コイヌガラシ					NT	D
196		ハタザオ						B
197	ビャクダン科	ヤドリギ						C
198	タデ科	ヒメタデ					DD	C
199		ナガバノウナギツカミ					NT	B
200		サデクサ						C
201		タニソバ						B
202		ウナギツカミ						A

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-36及び表 3-1-37に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来種とされている。

表 3-1-38(5) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
203	タデ科	ヌカボタデ					VU	C
204		ホソバイヌタデ					NT	C
205		アキノミチヤナギ						C
206		コギシギシ					NT	C
207	モウセンゴケ科	モウセンゴケ						D
208	ナデシコ科	フシグロセンノウ						C
209	アジサイ科	ノリウツギ						B
210		コアジサイ						A
211	ツリフネソウ科	キツリフネ						C
212	サクラソウ科	ノジトラノオ					VU	C
213	リョウブ科	リョウブ						D
214	ツツジ科	ウメガサソウ						D
215		シャクジョウソウ						D
216		レンゲツツジ						B
217	アカネ科	キヌタソウ						A
218		ヤブムグラ					VU	C
219		ハナムグラ					VU	C
220		カワラマツバ						B
221		ハクチョウゲ ^{注3)}					VU	
222	リンドウ科	イヌセンブリ					NT	B
223	マチン科	ヒメナエ					VU	B
224		アイナエ						B
225	キョウチクトウ科	クサタチバナ					NT	X
226		フナバラソウ					NT	C
227		スズサイコ					NT	D
228	ヒルガオ科	ネナシカズラ						C
229	ナス科	イガホオズキ						D
230		ヤマホロシ						B
231		オオマルバノホロシ						C
232	ムラサキ科	イヌムラサキ ^{注3)}						B
233	モクセイ科	トネリコ ^{注3)}						B
234	オオバコ科	ミズハコベ						C
235		マルバノサワトウガラシ					NT	B
236		サワトウガラシ						C
237		アブノメ						D
238		オオアブノメ					VU	A
239		シソクサ						D
240		トウオオバコ						D
241		ヒシモドキ					EN	EW
242		イヌノフグリ					NT	D
243		カワヂシャ					NT	
244	ゴマノハグサ科	ゴマノハグサ					NT	C
245	シソ科	カワミドリ						A
246		コムラサキ						C
247		クルマバナ						D
248		ラショウモンカズラ						A
249		ヒメハッカ					NT	B
250		キゾコウジュ					NT	D
251		ヒメナミキ						D
252	ハマウツボ科	オオナンバンギセル						B
253		クチナシグサ						X
254		シオガマギク						B

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-36及び表 3-1-37に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県外来生物リスト 2020年改訂版」(令和2年3月 千葉県)において、外来種とされている。

表 3-1-38(6) 重要な植物種（維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
255	タヌキモ科	ノタヌキモ					VU	A
256		タヌキモ					NT	C
257		ヒメタヌキモ					NT	X
258	モチノキ科	ウメモドキ						C
259	キキョウ科	バアソブ					VU	B
260		サワギキョウ						B
261		キキョウ					NT	B
262	ミツガシワ科	ミツガシワ						B
263		ガガブタ					NT	C
264		アサザ					NT	B
265	キク科	ノブキ						D
266		ヒメシオン						B
267		サワシロギク						B
268		センダングサ ^{注3)}						D
269		キクタニギク ^{注3)}					NT	B
270		タカアザミ						D
271		シロバナタカアザミ						B
272		キセルアザミ						B
273		アズマギク						A
274		イズハハコ					NT	A
275		フジバカマ					NT	C
276		オグルマ						D
277		サクラオグルマ						RH
278		ホソバオグルマ					VU	D
279		カセンソウ						D
280		ホソバニガナ					EN	X
281		ノニガナ						D
282		アキノハハコグサ					EN	B
283		ハバヤマボクチ						C
284		オヤマボクチ						B
285		オカオグルマ						C
286		オナモミ					VU	A
287	セリ科	エキサイゼリ					NT	B
288		イブキボウフウ						D
289		シムラニンジン					VU	A
290		ムカゴニンジン						C
291		サワゼリ					NT	C
292	スイカズラ科	ミヤマウグイスカグラ						A
合計	89 科	292 種	0 種	0 種	1 種	0 種	96 種	284 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-36及び表 3-1-37に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」（令和2年3月 千葉県）において、外来種とされている。

表 3-1-39 重要な植物種（非維管束植物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ホウオウゴケ科	ジョウレンホウオウゴケ						C
2	ウキゴケ科	イチョウウキゴケ						D
3	シャジクモ科	イノカシラフラスコモ					EN	A
4	カワモズク科	ヤツダカワモズク						B
5		アオカワモズク					NT	B
6	オオイシソウ科	オオイシソウ					NT	C
7	リトマスゴケ科	ヒメカシゴケ						C
8	イワノリ科	コザライワノリ						C
9	ウメノキゴケ科	ハイイロウメノキゴケ属						D
10		センシゴケ						D
11	イグチ科	ホオベニシロアシイグチ						C
12	テングタケ科	ウスキテングタケ						D
13	ベニタケ科	ヒロハシデチチタケ						D
14	イグチ科	ムラサキヤマドリタケ						D
15		スミヅメヤマイグチ						D
16	ツガサルノコシカケ科	ブクリョウ						D
合計	13 科	16 種	0 種	0 種	0 種	0 種	3 種	16 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-36及び表 3-1-37に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

3. 植生の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況について、「第6回、7回 自然環境保全基礎調査」（環境省ホームページ）をもとに整理した。

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植生の状況は、図 3-1-26に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は緑の多い住宅地及び市街地となっている。都市計画対象事業実施区域の周辺は、緑の多い住宅地及び市街地が広く分布している他、畑雑草群落、クヌギ-コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林及び果樹園等が広く点在している地域である。また、都市計画対象事業実施区域の東側の大津川沿いには、水田雑草群落及びヨシクラス等が分布しており、大津川沿い近辺にはケヤキ-シラカシ群落やチガヤ-ススキ群落等も点在している。

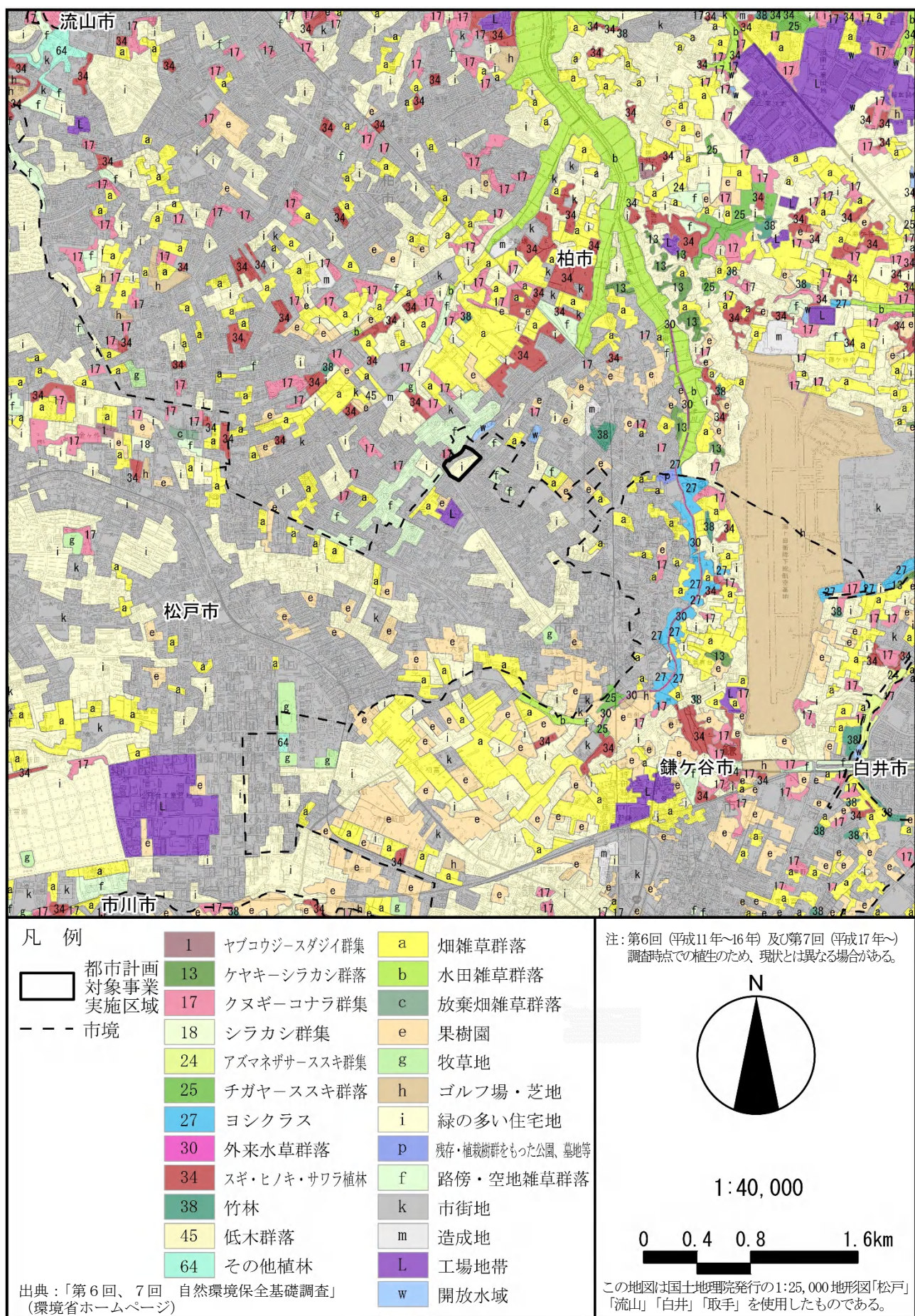


図 3-1-26 都市計画対象事業実施区域及びその周辺の植生図

4. 重要な植物群落の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落の状況について、「第2回、3回、5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省ホームページ）及び「千葉県保護上重要な野生生物 千葉県レッドデータブック 群集・群落編」（令和2年12月 千葉県）等に掲載されている植物群落等をもとに整理した。

重要な植物群落は、表 3-1-40(1)、(2)及び図 3-1-27に示すとおり、都市計画対象事業実施区域の北側約1.8kmに特定植物群落であるカタクリ群生地が、北東側約2.5kmに特定植物群落である神明社の森が、北西側約3.3kmに千葉県RDBに記載の柏市酒井根・下田の森のシラカン群集などがある。

表 3-1-40(1) 都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落（特定植物群落）

名称	相観区分	所在地	選定基準	
カタクリ群生地	個体群	柏市逆井	G	乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群
神明社の森	暖温帯常緑 広葉高木林	柏市塚崎	B	国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群

出典：「第2回、3回、5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」（環境省ホームページ）

表 3-1-40(2) 都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落（千葉県 RDB）

名称	種別	所在地	選定基準(生態系別自然度)	
柏市酒井根・下田の森のシラカン群集など	中立環境の 樹林群落集団	柏市酒井根6丁目 酒井根下田の森	3	ゾーンの区分はできるが、一部のゾーンの区画が不明瞭になっており、他の生態系列に本拠を持つ種が多い。また、一部のゾーンが失われている。

出典：「千葉県の保護上重要な野生生物 - 千葉県レッドデータブック - 群集・群落編」（令和2年12月 千葉県）

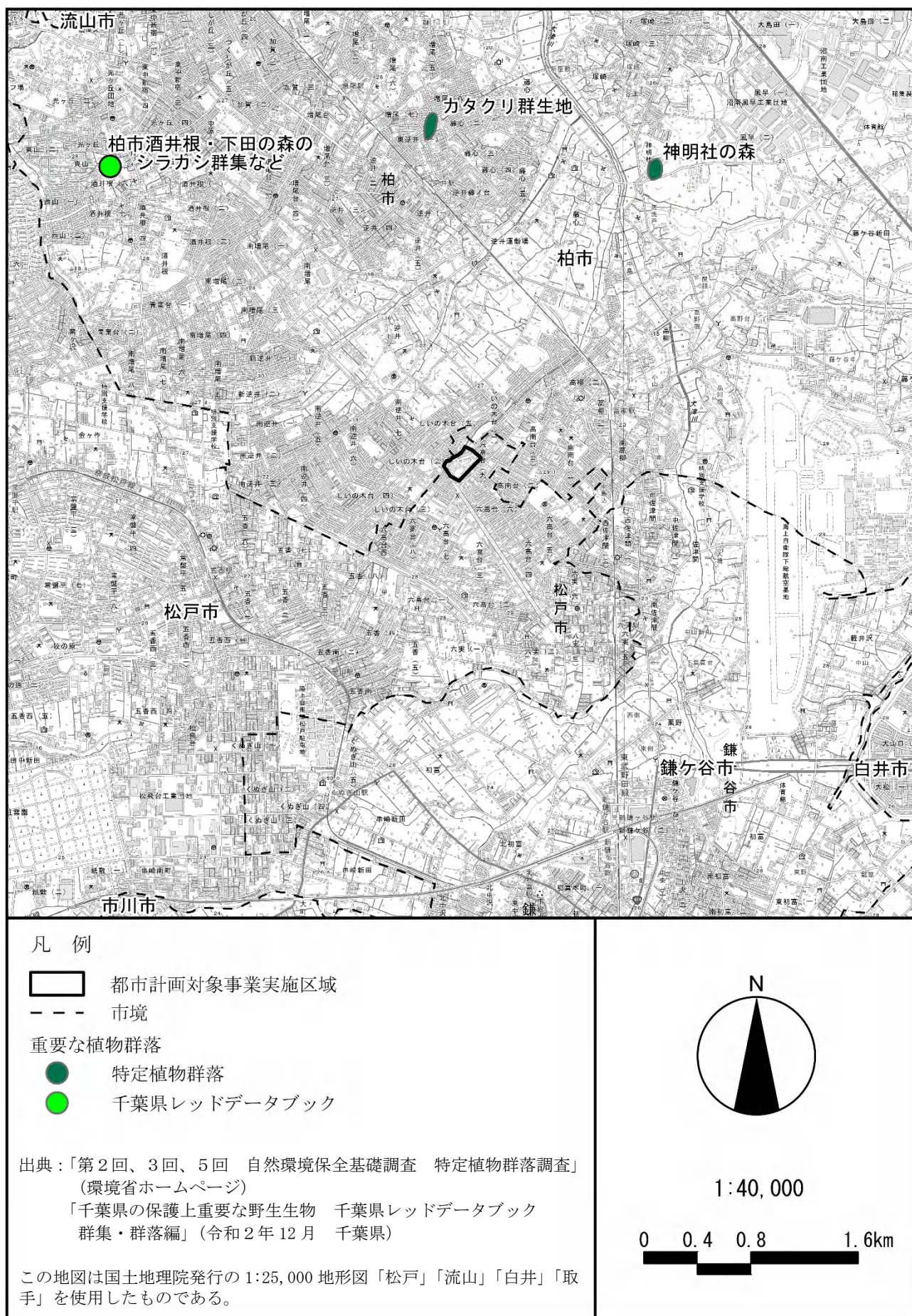


図 3-1-27 都市計画対象事業実施区域及びその周辺の重要な植物群落

5. 巨樹・巨木の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木の状況について、既存資料を整理した。確認した文献等は、表 3-1-41に示すとおりである。

また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認された巨樹・巨木は、表 3-1-42及び図 3-1-28に示すとおりである。都市計画対象事業実施区域の最寄りの巨樹巨木は、南側約1.3kmに存在する松戸市五香にあるエノキである。

表 3-1-41 巨樹・巨木の確認文献等

文献名		対象
A	「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省ホームページ)	都市計画対象事業実施区域及びその周辺に位置する巨樹・巨木
B	「千葉県の巨樹・古木ガイドマップ(改訂版) ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう - 千葉県の巨樹・古木 -」(令和6年5月 NPO法人樹の生命を守る会)	都市計画対象事業実施区域及びその周辺に位置する巨樹・古木

表 3-1-42 都市計画対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木の状況

地点番号	樹種名	所在地
1	エノキ	松戸市五香
2	クスノキ	松戸市金ケ作
3	コウヤマキ	松戸市金ケ作
4	コウヤマキ	松戸市金ケ作
5	スギ	柏市藤心
6	スギ	柏市塚崎
7	スギ	柏市塚崎
8	スギ	柏市塚崎
9	スギ	柏市塚崎
10	サワラ	柏市塚崎
11	スダジイ	柏市塚崎
12	スダジイ	柏市塚崎
13	ケヤキ	鎌ケ谷市栗野
14	ケヤキ	鎌ケ谷市栗野
15	カヤ	鎌ケ谷市栗野
16	サイカチ	鎌ケ谷市初富

出典：「第4回、6回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査」(環境省ホームページ)
「千葉県の巨樹・古木ガイドマップ(改訂版) ふるさとの巨樹・古木に会いに行こう
- 千葉県の巨樹・古木 -」(令和6年5月 NPO法人樹の生命を守る会)

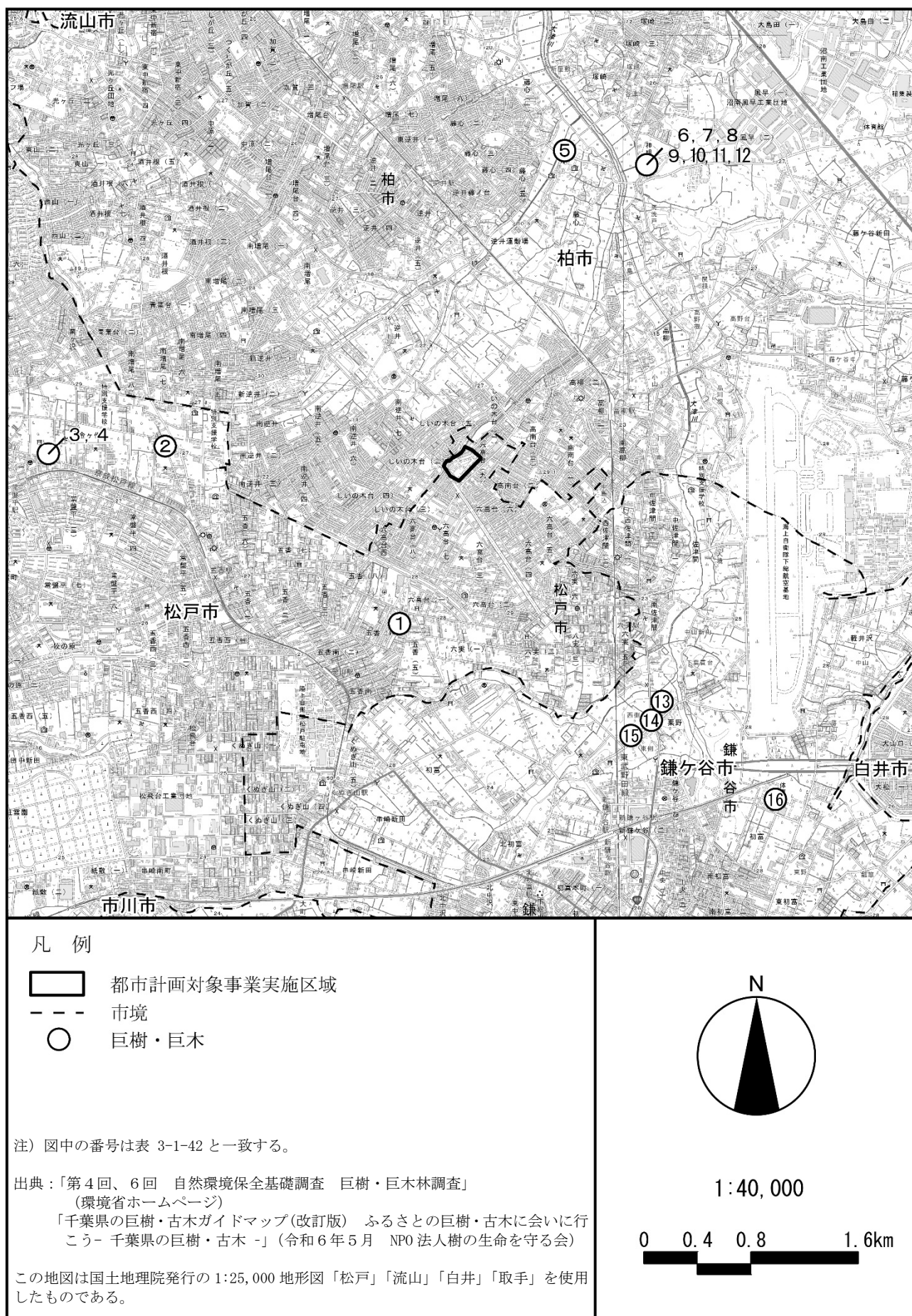


図 3-1-28 都市計画対象事業実施区域及びその周辺の巨樹・巨木

3-1-13 動物の生息の状況

1. 動物相の状況

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の動物相の状況について、既存資料を整理した。確認した文献等は、表 3-1-43に示すとおりである。

表 3-1-43 動物相の確認文献等

文献名		整理の対象とした種
A	「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドデータブック 動物編（2011年改訂版）」 （平成23年3月 千葉県環境生活部自然保護課）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち松戸市、柏市、鎌ヶ谷市で確認された種（ただし消息不明・絶滅生物(X)とされている種は除く）
B	「千葉県産動物総目録 千葉県の自然誌資料」 （平成15年3月 千葉県資料研究財団）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち下総台地で確認された種 ただし、詳細な地名の記載があるものについては地名に従うこととし、松戸市、柏市、鎌ヶ谷市で確認された種
C	「自然環境調査 WEB-GIS 中大型哺乳類分布調査、動物（第2回～第6回調査）」 （環境省 生物多様性センターホームページ）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物）のうち松戸市、柏市、鎌ヶ谷市で確認された種
D	「柏市生きもの多様性プラン 資料編 柏市人里の生きものリスト」 （令和4年4月 柏市）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち文献に掲載されている全ての種
E	「鎌ヶ谷市史 資料編Ⅶ（自然）」 （平成12年3月 鎌ヶ谷市）	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類、多足類、魚類、底生動物）のうち文献に掲載されている全ての種

既存資料によると都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認された種数は、表 3-1-44に示すとおり、哺乳類が10科19種、鳥類が57科248種、爬虫類が8科14種、両生類が5科8種、昆虫類が353科4,376種、クモ類が36科260種、多足類が22科44種、魚類が13科29種、底生動物が94科321種である。

表 3-1-44 文献等により確認された種数（動物）

分類		科	種
哺乳類		10	19
鳥類		57	248
爬虫類		8	14
両生類		5	8
昆虫類		353	4,376
クモ類		36	260
多足類		22	44
陸水域	魚類	13	29
	底生動物	94	321

2. 重要種の状況

文献調査で確認された種について、国、千葉県及び各自治体が指定する選定根拠に基づき重要種の指定状況を整理した。

(1) 選定根拠・基準

重要な動物種の選定根拠は表 3-1-45に、選定基準は表 3-1-46に示すとおりである。

表 3-1-45 重要な動物種の選定根拠

選定根拠		選定基準
法令による指定	① 「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天)
	② 「千葉県文化財保護条例」(昭和 30 年 3 月 29 日 条例第 8 号)	・県指定天然記念物(県天)
	③ 「松戸市文化財の保護に関する条例」(昭和 51 年 4 月 1 日 条例第 19 号) 「柏市文化財保護条例」(昭和 51 年 6 月 21 日 条例第 27 号) 「鎌ヶ谷市文化財保護条例」(昭和 51 年 7 月 5 日 条例第 16 号)	・市指定天然記念物(市天)
	④ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成 4 年 6 月 5 日 法律第 75 号)	・国内希少野生動植物種(国内) ・国際希少野生動植物種(国際) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特 1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特 2) ・緊急指定種(緊急)
	⑤ 「環境省レッドリスト 2020」 (令和 2 年 3 月 27 日改訂 環境省報道発表資料)	・絶滅(EX) ・野生絶滅(EW) ・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
文献による指定	⑥ 「千葉県の保護上重要な野生生物 千葉県レッドリスト 動物編(2019 年改訂版)」 (平成 31 年 3 月 千葉県環境生活部自然保護課)」	・消息不明・絶滅生物(X) ・最重要保護生物(A) ・重要保護生物(B) ・要保護生物(C) ・一般保護生物(D) ・情報不足

注 1) ⑤絶滅(EX)、野生絶滅(EW)、⑥消息不明・絶滅生物(X)については、現在生息している可能性は極めて低いものの、生息していないと断定できないため重要種として選定している。

注 2) ⑤地域個体群(LP)は該当地域が指定されている場合에만選定している。

表 3-1-46 重要な動物種の選定基準

選定基準		評価基準
①	特別天然記念物	国指定天然記念物のうち特に重要な記念物について指定する。
	国指定天然記念物	国指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの。
②	県指定天然記念物	県指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で県にとって学術上価値の高いもの。
③	市指定天然記念物	市指定文化財のうち、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）で市にとって学術上価値の高いもの。
④	国内希少野生動植物種	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるもの。
	国際希少野生動植物種	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるもの。
	特定第一種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	特定第二種国内希少野生動植物種	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。
	緊急指定種	環境大臣が、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定する種。
	絶滅（EX）	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
⑤	野生絶滅（EW）	飼育・栽培下でのみ存続している種。
	絶滅危惧	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN） 絶滅の危機に瀕している種。
		絶滅危惧ⅠA類（CR） ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
		絶滅危惧ⅠB類（EN） ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
		絶滅危惧Ⅱ類（VU） 絶滅の危険が増大している種。
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種。
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種。
⑥	地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。
	消息不明・絶滅生物（X）	かつては生息・生育が確認されていたにもかかわらず、近年長期（およそ50年間）にわたって確実な生存情報がなく、千葉県から絶滅した可能性の強い生物。
	最重要保護生物（A）	個体数が極めて少ない、生息・生育環境が極めて限られている、生息・生育地のほとんどが環境改変の危機にある、などの状況にある生物。放置すれば近々にも千葉県から絶滅、あるいはそれに近い状態になるおそれがあるもの。
	重要保護生物（B）	個体数がかなり少ない、生息・生育環境がかなり限られている、生息・生育地のほとんどで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、近い将来カテゴリーAへの移行が必至と考えられるもの。
	要保護生物（C）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば著しい個体数の減少は避けられず、将来カテゴリーBに移行することが予測されるもの。
	一般保護生物（D）	個体数が少ない、生息・生育環境が限られている、生息・生育地の多くで環境改変の可能性がある、などの状況にある生物。放置すれば個体数の減少は避けられず、自然環境の構成要素としての役割が著しく衰退する可能性があり、将来カテゴリーCに移行することが予測されるもの。
	情報不足	評価するだけの情報が不足している種。

注1）表中の①～⑥は、表 3-1-45 に示した法令、文献番号と一致する。

注2）⑤地域個体群（LP）は該当地域が指定されている場合にのみ選定している。

(2) 文献調査により確認された重要種

① 哺乳類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（哺乳類）は、表 3-1-47に示すとおり、4科5種である。

表 3-1-47 重要な動物種（哺乳類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヒナコウモリ科	ユビナガコウモリ						D
2	リス科	ニホンリス						C
3	ネズミ科	ヒメネズミ						D
4		カヤネズミ						D
5	イヌ科	キツネ						B
合計	4 科	5 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	5 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

② 鳥類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（鳥類）は、表 3-1-48(1)～(3)に示すとおり、42科131種である。

表 3-1-48(1) 重要な動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	キジ科	ウズラ					VU	A
2		ヤマドリ						C
3	カモ科	マガン	国天				NT	X
4		コクガン	国天				VU	B
5		オシドリ					DD	B
6		オカヨシガモ						C
7		ヨシガモ						B
8		トモエガモ					VU	B
9		スズガモ						D
10		ビロードキンクロ						B
11		ホオジロガモ						B
12	カイツブリ科	カイツブリ						C
13		カンムリカイツブリ						D
14	ハト科	シラコバト	国天				EN	B
15		アオバト						B
16	ウ科	ヒメウ					EN	B
17		ウミウ						B
18	サギ科	ヨシゴイ					NT	A
19		ミゾゴイ					VU	A
20		ダイサギ						D
21		チュウサギ					NT	B
22		コサギ						B
23		クロサギ						C
24	トキ科	クロツラヘラサギ				国内	EN	A
25	クイナ科	シマクイナ				国内	EN	A
26		クイナ						X
27		ヒクイナ					NT	A
28		バン						B
29		オオバン						C
30	カッコウ科	ホトトギス						C
31		ツツドリ						C
32		カッコウ						C
33	ヨタカ科	ヨタカ					NT	X
34	アマツバメ科	アマツバメ						A
35		ヒメアマツバメ						C
36	チドリ科	タゲリ						D
37		ケリ					DD	A
38		ムナグロ						B
39		ダイゼン						A
40		イカルチドリ						C
41		コチドリ						B
42		シロチドリ					VU	A
43		メダイチドリ				国際		C
44		オオメダイチドリ				国際		
45	ミヤコドリ科	ミヤコドリ						A
46	セイタカシギ科	セイタカシギ					VU	A
47	シギ科	コシギ						X
48		アオシギ						X

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-48(2) 重要な動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
49	シギ科	オオジシギ					NT	A
50		チュウジシギ						A
51		シベリアオオハシシギ					DD	A
52		オグロシギ						C
53		オオソリハシシギ					VU	C
54		コシャクシギ				国際	EN	
55		チュウシャクシギ						C
56		ダイシャクシギ						A
57		ホウロクシギ				国際	VU	A
58		ツルシギ					VU	A
59		アカアシシギ					VU	B
60		アオアシシギ						B
61		カラフトアオアシシギ				国内	CR	A
62		クサシギ						C
63		タカブシギ					VU	B
64		キアシシギ						C
65		メリケンキアシシギ						A
66		ソリハシシギ						C
67		イソシギ						A
68		キョウジョシギ						C
69		オバンシギ				国際		C
70		コオバンシギ				国際		
71		トウネン						D
72		ウズラシギ						B
73		サルハマシギ				国際		
74		ハマシギ					NT	B
75		ヘラシギ				国内	CR	A
76		キリアイ						B
77	タマシギ科	タマシギ					VU	A
78	ツバメチドリ科	ツバメチドリ					VU	X
79	カモメ科	ズグロカモメ					VU	A
80		オオセグロカモメ					NT	
81		コアジサシ					VU	A
82		セグロアジサシ						C
83		ベニアジサシ					VU	B
84	ウミスズメ科	マダラウミスズメ					DD	B
85		ウミスズメ					CR	B
86		カンムリウミスズメ	国天				VU	A
87	ミサゴ科	ミサゴ					NT	B
88	タカ科	オジロワシ	国天			国内+国際	VU	B
89		オオワシ	国天			国内	VU	B
90		チュウヒ				国内	EN	A
91		ツミ						D
92		ハイタカ					NT	B
93		オオタカ					NT	C
94		サシバ					VU	A
95		ノスリ						C
96	フクロウ科	フクロウ						B
97		アオバズク						A
98		トラフズク						C
99		コミミズク						A
100	カワセミ科	カワセミ						C
101		ヤマセミ						A

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-48(3) 重要な動物種（鳥類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
102	ブッポウソウ科	ブッポウソウ					EN	
103	キツツキ科	アカゲラ						C
104		アオゲラ						C
105	ハヤブサ科	ハヤブサ				国内	VU	A
106	サンショウクイ科	サンショウクイ					VU	X
107	カササギヒタキ科	サンコウチョウ						A
108	モズ科	アカモズ				国内	EN	X
109	カラス科	カケス						D
110	ヒバリ科	ヒバリ						D
111	ツバメ科	コシアカツバメ						B
112		イワツバメ						D
113	ウグイス科	ヤブサメ						C
114	ムシクイ科	センダイムシクイ						C
115	センニュウ科	オオセッカ				国内	EN	A
116	ヨシキリ科	オオヨシキリ						D
117	セッカ科	セッカ						D
118	ミソサザイ科	ミソサザイ						C
119	ヒタキ科	トラツグミ						A
120		アカコッコ	国天			国内	EN	A
121		コサメビタキ						A
122		キビタキ						A
123		オオルリ						B
124	セキレイ科	キセキレイ						B
125	アトリ科	イカル						D
126	ホオジロ科	ホオジロ						C
127		ホオアカ						C
128		ノジコ					NT	
129		クロジ						D
130		コジュリン					VU	A
131		オオジュリン						D
合計	42 科	131 種	7 種	0 種	0 種	18 種	53 種	124 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

③ 爬虫類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（爬虫類）は、表 3-1-49に示すとおり、6科11種である。

表 3-1-49 重要な動物種（爬虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	イシガメ科	ニホンイシガメ					NT	A
2	スッポン科	ニホンスッポン					DD	情報不足
3	ヤモリ科	ニホンヤモリ						D
4	カナヘビ科	ニホンカナヘビ						D
5	ナミヘビ科	シマヘビ						C
6		アオダイショウ						D
7		ジムグリ						B
8		シロマダラ						B
9		ヒバカリ						D
10		ヤマカガシ						D
11	クサリヘビ科	ニホンマムシ						B
合計	6 科	11 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	11 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

④ 両生類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（両生類）は、表 3-1-50に示すとおり、4科6種である。

表 3-1-50 重要な動物種（両生類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	イモリ科	アカハライモリ					NT	A
2	ヒキガエル科	アズマヒキガエル						C
3	アカガエル科	ニホンアカガエル						A
4		トウキョウダルマガエル					NT	B
5		ツチガエル						A
6	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル						D
合計	4 科	6 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	6 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑤ 昆虫類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（昆虫類）は、表 3-1-51(1)～(5)に示すとおり、80科238種である。

表 3-1-51(1) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A
2	アオイトトンボ科	アオイトトンボ						C
3		オツネイトンボ						A
4	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						B
5		キイトトンボ						C
6		ベニイトトンボ					NT	A
7		ヒヌマイトトンボ					EN	A
8		モートンイトトンボ					NT	A
9		クロイトトンボ						D
10		セスジイトトンボ						B
11		オオセスジイトトンボ					EN	A
12		ムスジイトトンボ						B
13		オオイトトンボ						A
14	モノサシトンボ科	モノサシトンボ						C
15		オオモノサシトンボ					EN	A
16	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	B
17		アオヤンマ					NT	B
18		クロスジギンヤンマ						D
19		カトリヤンマ						B
20		ヤブヤンマ						D
21		サラサヤンマ						D
22	サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A
23		ヤマサナエ						D
24		キイロサナエ					NT	B
25		オナガサナエ						B
26		ホンサナエ						B
27		ウチワヤンマ						D
28		ナゴヤサナエ					VU	A
29		コサナエ						A
30	トンボ科	ハラビロトンボ						B
31		チョウトンボ						D
32		コノシメトンボ						D
33		マイコアカネ						D
34		ヒメアカネ						A
35		ミヤマアカネ						X
36		オオキトンボ					EN	X
37	ヒメカマキリ科	ヒメカマキリ						C
38	カマキリ科	ウスバカマキリ					DD	情報不足
39	クツワムシ科	クツワムシ						C
40	キリギリス科	カスミササキリ						A
41	マツムシ科	クチキコオロギ						D
42		カヤコオロギ						A
43		マツムシ						D
44	コオロギ科	クロツヤコオロギ						C
45	バッタ科	イナゴモドキ						A
46		ツマグロバッタ						D
47	イナゴ科	セグロイナゴ						A
48	セミ科	ハルゼミ						A

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-51(2) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
49	ツノカメムシ科	オオツノカメムシ						D
50	カメムシ科	イネカメムシ						C
51		ルリクチブトカメムシ						C
52	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A
53	ミズムシ科（昆）	ミゾナシミズムシ					NT	
54		ミヤケミズムシ					NT	
55	コオイムシ科	コオイムシ					NT	
56		タガメ				特2	VU	A
57	センブリ科	ヤマトセンブリ					DD	
58	カマキリモドキ科	ヒメカマキリモドキ						B
59	ツノトンボ科	ツノトンボ						C
60	ガガンボモドキ科	ガガンボモドキ						C
61	シリアゲムシ科	キシタトゲシリアゲ						B
62		ヤマトシリアゲ						D
63	カクツツトビケラ科	トウヨウカクツツトビケラ						D
64	エグリトビケラ科	セグロトビケラ						B
65	マルバネトビケラ科	マルバネトビケラ						D
66	セセリチョウ科	アオバセセリ						B
67		ミヤマセセリ						B
68		ホソバセセリ						B
69		ギンイチモンジセセリ					NT	
70		ミヤマチャバネセセリ						C
71		オオチャバネセセリ						B
72	シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ						C
73		ウラゴマダラシジミ						C
74		コツバメ						B
75		オオミドリシジミ						C
76		アカシジミ						C
77		ウラナミアカシジミ						C
78		ミドリシジミ						C
79		ウラキンシジミ						A
80		シルビアシジミ					EN	B
81	タテハチョウ科	コムラサキ						C
82		ミドリヒョウモン						C
83		ウラギンスジヒョウモン					VU	X
84		オオウラギンスジヒョウモン						A
85		ウラギンヒョウモン						A
86		ゴマダラチョウ						C
87		アサマイチモンジ						C
88		ジャノメチョウ						C
89		クモガタヒョウモン						A
90		ミスジチョウ						C
91		ヒオドシチョウ						B
92		オオムラサキ					NT	B
93	アゲハチョウ科	オナガアゲハ						C
94	シロチョウ科	ツマグロキチョウ					EN	X
95	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ					NT	
96	スズメガ科	スキバホウジャク					VU	
97	ドクガ科	スゲドクガ					NT	
98	ヒトリガ科	マエアカヒトリ					NT	X
99		ヒトリガ						B
100		シロホソバ					NT	
101		ヤネホソバ					NT	
102		キバラヒトリ						X

注1）種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2）指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-51(3) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
103	ヤガ科	ウスズミケンモン					NT	C
104		ガマヨトウ					VU	C
105		コシロシタバ					NT	
106		カギモンハナオイアツバ					NT	
107		ホソバオビキリガ						D
108		ウスミモンキリガ					NT	
109		キスジウスキヨトウ					VU	
110		キシタアツバ					NT	
111		ミスジキリガ					NT	B
112		ツماغロキヨトウ						C
113		オオチャバネヨトウ					VU	C
114		ギンモンアカヨトウ					VU	
115		マガリスジコヤガ					VU	
116		イチモジヒメヨトウ					VU	C
117	アブ科	ヨスジキンメアブ						D
118		ハタケヤマアブ						D
119	ハナアブ科	マガリモンハナアブ						B
120	クロバエ科	ミドリバエ						D
121	イエバエ科	ノサシバエ						X
122		ミナミサシバエ						X
123		チビトゲアシメマトイ						B
124		ウミベカトリバエ						B
125		クロイエバエ						X
126		ミドリイエバエ						X
127		コミドリイエバエ						X
128	ニクバエ科	キーガンニクバエ						C
129	ヒメイエバエ科	ホリヒメイエバエ						B
130		ホホヒゲヒメイエバエ						B
131	ホソクビゴミムシ科	アオバネホソクビゴミムシ						D
132		コホソクビゴミムシ						C
133	オサムシ科	クロカタビロオサムシ						A
134		アカガネオサムシ					VU	
135		セアカオサムシ					NT	B
136		クマガイクロアオゴミムシ					NT	A
137		コアトワアオゴミムシ						C
138		オオサカアオゴミムシ					DD	C
139		クビナガキベリアオゴミムシ					DD	C
140		ツヤキベリアオゴミムシ					VU	C
141		キイロホソゴミムシ					EN	A
142		チビアオゴミムシ					EN	A
143		オオキベリアオゴミムシ						D
144		タナカツヤハネゴミムシ					DD	C
145		キベリマルクビゴミムシ					EN	B
146		エチゴトックリゴミムシ					NT	B
147		オオトックリゴミムシ					NT	C
148		イグチケブカゴミムシ					NT	C
149		トネガワナガゴミムシ						B
150		カジムラヒメナガゴミムシ						C
151		クビナガヨツボシゴミムシ					DD	B
152	ハンミョウ科	ホソハンミョウ					VU	A
153		コハンミョウ						C

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-51(4) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
154	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ					VU	A
155		シャープゲンゴロウモドキ				国内	CR	A
156		シマゲンゴロウ					NT	D
157		オオイチモンジシマゲンゴロウ				特2	EN	A
158		ケシゲンゴロウ					NT	D
159		キベリクロヒメゲンゴロウ					NT	B
160		ルイスツブゲンゴロウ					VU	B
161		シャープツブゲンゴロウ					NT	A
162	ミズスマシ科	オオミズスマシ					NT	C
163		ミズスマシ					VU	C
164	コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ					VU	B
165	カワラゴミムシ科	カワラゴミムシ						C
166	ガムシ科	コガムシ					DD	D
167		ガムシ					NT	C
168		コガタガムシ					VU	A
169		シジミガムシ					EN	
170	シデムシ科	ベッコウヒラタシデムシ						D
171		ヤマトモンシデムシ					NT	B
172		オニヒラタシデムシ						C
173	ハネカクシ科	オオツノハネカクシ					DD	C
174	ムネアカセンチコガネ科	ムネアカセンチコガネ						D
175	クワガタムシ科	オオクワガタ					VU	A
176	アカマダラセンチコガネ科	アカマダラセンチコガネ						B
177	コガネムシ科	ヒゲブトハナムグリ						C
178		オオフタホシマグソコガネ						B
179		キバネマグソコガネ					NT	A
180		クロモンマグソコガネ					NT	A
181		ダルママグソコガネ					DD	
182		アラメエンマコガネ					NT	A
183		シロスジコガネ						C
184	ホタル科	ゲンジボタル						B
185		ヘイケボタル						C
186		クロマドボタル						C
187	カミキリムシ科	ハンノキカミキリ						A
188		アカアシオオアカミキリ						B
189		ベーツヒラタカミキリ						B
190		ベニバハナカミキリ						C
191		チャイロヒメハナカミキリ						D
192		ネジロカミキリ						C
193		ヨツボシカミキリ					EN	A
194		アサカミキリ					VU	A
195	ハムシ科	オオルリハムシ					NT	B
196		キアシネクイハムシ						C
197		フトネクイハムシ						C
198		イネネクイハムシ						C
199		ジュンサイハムシ						D
200		スゲハムシ						C
201	イネゾウムシ科	ウキクサミズゾウムシ						B
202	ミフシハバチ科	ワレモコウチュウレンジ						C
203	コンボウハバチ科	ホシアシブトハバチ					DD	
204	ヤドリキバチ科	トサヤドリキバチ					DD	C
205	キバチ科	ヒゲジロキバチ						C
206	クキバチ科	モンクキバチ						C

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-51(5) 重要な動物種（昆虫類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
207	セイボウ科	セイドウマルセイボウ						C
208		オオセイボウ					DD	
209		スダセイボウ					DD	
210	スズメバチ科	ハグロフタオビドロバチ						B
211		キボシトックリバチ						C
212		ヤマトアシナガバチ					DD	
213		モンズズメバチ					DD	
214	クモバチ科	アケボノベッコウ					DD	
215		ムツボシクモバチ					NT	A
216		スギハラベッコウ					DD	C
217		フタモンベッコウ					NT	
218		ヤマトアオスジベッコウ					DD	
219	ギングチバチ科	アカオビケラトリバチ					NT	B
220		ナミコオロギバチ					NT	
221		ニッポントゲアナバチ						C
222		コウライクモカリバチ					DD	B
223		フクイジガバチモドキ					DD	B
224	ドロバチモドキ科	ニッポンアワフキバチ					DD	C
225		ヤマトスナハキバチ					DD	
226		ニッポンハナダカバチ					VU	
227		キアシハナダカバチモドキ					VU	B
228	アリマキバチ科	カラトイスカバチ					DD	
229	ヒメハナバチ科	ヤスマツヒメハナバチ					DD	B
230	ミツバチ科	シロスジフトハナバチ						A
231		クロマルハナバチ					NT	C
232		ウスルリモンハナバチ						A
233		ナミルリモンハナバチ					DD	
234	コハナバチ科	チバヤドリコハナバチ						C
235	ハキリバチ科	フルカワフトハキリバチ					DD	A
236		クズハキリバチ					DD	
237	ケアシハナバチ科	シロスジフデアシハナバチ						C
238	コマユバチ科	シブオナガコマユバチ						A
合計	80 科	238 種	0 種	0 種	0 種	3 種	105 種	204 種

注 1) 種名及び配列については原則として「令和 6 年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注 2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑥ クモ類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（クモ類）は、表 3-1-52に示すとおり、5科9種である。

表 3-1-52 重要な動物種（クモ類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ジグモ科	ワスレナグモ					NT	A
2	カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ					NT	A
3	トタテグモ科	キノボリトタテグモ					NT	B
4		キシノウエトタテグモ					NT	B
5	コガネグモ科	コケオニグモ						A
6		オニグモ						D
7		コガネグモ						C
8		ナカムラオニグモ						D
9	コモリグモ科	シッチコモリグモ						C
合計	5 科	9 種	0 種	0 種	0 種	0 種	4 種	9 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑦ 多足類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（多足類）は、表 3-1-53に示すとおり、6科6種である。

表 3-1-53 重要な動物種（多足類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ババヤスデ科	トラフババヤスデ						A
2	エリヤスデ科	ヒメヨロイヤスデ						C
3	ハガヤスデ科	コブヤスデ						A
4	ベニジムカデ科	エリジロベニジムカデ						C
5	イシムカデ科	タジマガハラヒトフシムカデ						A
6	ゲジ科	ゲジ						B
合計	6 科	6 種	0 種	0 種	0 種	0 種	0 種	6 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

⑧ 陸水生物

ア. 魚類

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（魚類）は、表 3-1-54に示すとおり、7科14種である。

表 3-1-54 重要な動物種（魚類）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	ヤツメウナギ科	スナヤツメ類 ^{注4)}					VU	A
2	ウナギ科	ニホンウナギ					EN	C
3	コイ科	ゲンゴロウブナ ^{注3)}					EN	
4		キンブナ					VU	B
5		ギンブナ						D
6		ヤリタナゴ ^{注3)}					NT	B
7		ワタカ ^{注3)}					CR	
8		モツゴ						D
9		ニゴイ						C
10		スゴモロコ ^{注3)}					VU	
11	ドジョウ科	ドジョウ					NT	
12	フクドジョウ科	ホトケドジョウ					EN	C
13	ナマズ科	ナマズ						B
14	ハゼ科	ヌマチチブ						D
合計	7 科	14 種	0 種	0 種	0 種	0 種	9 種	10 種

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

注3) 「千葉県の外来生物リスト 2020年改訂版」（令和2年3月 千葉県）において、外来種とされている。

注4) ⑤環境省RLでは「スナヤツメ北方種」及び「スナヤツメ南方種」がVUに指定されている。また、⑥千葉県RLでは「スナヤツメ種群」がAに指定されている。

イ. 底生動物

都市計画対象事業実施区域及びその周辺で確認されている重要な動物種（底生動物）は、表 3-1-55(1)、(2)に示すとおり、31科72種である。

表 3-1-55(1) 重要な動物種（底生動物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
1	タニシ科	マルタニシ					VU	D
2		オオタニシ					NT	
3	イツマデガイ科	カタヤマガイ					CR+EN	A
4	エゾマメタニシ科	マメタニシ					CR	A
5	モノアラガイ科	モノアラガイ					NT	A
6	ケシガイ科	ケシガイ					NT	
7	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ					VU	A
8	キセルモドキ科	キセルモドキ						C
9	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ					NT	C
10	キセルガイ科	チュウゼンジギセル					NT	B
11		オオタキコギセル						D
12	オオコウラナメクジ科	オオコウラナメクジ					NT	
13	ベッコウマイマイ科	キヌツヤベッコウ					DD	
14	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイマイ					NT	C
15	イシガイ科	カラスガイ					EN	A
16		ヨコハマシジラガイ					NT	C
17		イシガイ						D
18		マツカサガイ					NT	B
19	シジミ科	マシジミ					VU	A
20	スマエビ科	ヌカエビ						C
21	テナガエビ科	テナガエビ						D
22		スジエビ						D
23	サワガニ科	サワガニ						C
24	イワガニ科	モクズガニ						D
25	ヒラタカゲロウ科	サトキハダヒラタカゲロウ						A
26	アオイトトンボ科	アオイトトンボ						C
27		オツネイトンボ						A
28	イトトンボ科	ホソミイトトンボ						B
29		キイトトンボ						C
30		ベニイトトンボ					NT	A
31		ヒヌマイイトトンボ					EN	A
32		モートンイトトンボ					NT	A
33		クロイトトンボ						D
34		セスジイトトンボ						B
35		オオセスジイトトンボ					EN	A
36		ムスジイトトンボ						B
37		オオイトトンボ						A
38	モノサシトンボ科	モノサシトンボ						C
39		オオモノサシトンボ					EN	A
40	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ					NT	B
41		アオヤンマ					NT	B
42		クロスジギンヤンマ						D
43		カトリヤンマ						B
44		ヤブヤンマ						D
45		サラサヤンマ						D
46	サナエトンボ科	ミヤマサナエ						A
47		ヤマサナエ						D

注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

表 3-1-55(2) 重要な動物種（底生動物）の状況

No.	科名	種名	指定状況					
			①	②	③	④	⑤	⑥
48	サナエトンボ科	キイロサナエ					NT	B
49		オナガサナエ						B
50		ボンサナエ						B
51		ウチワヤンマ						D
52		ナゴヤサナエ					VU	A
53		コサナエ						A
54	トンボ科	ハラビロトンボ						B
55		チョウトンボ						D
56		コノシメトンボ						D
57		マイコアカネ						D
58		ヒメアカネ						A
59		ミヤマアカネ						X
60		オオキトンボ					EN	X
61	イトアメンボ科	イトアメンボ					VU	A
62	ミズムシ科（昆）	ミズナシミズムシ					NT	
63		ミヤケミズムシ					NT	
64	コオイムシ科	コオイムシ					NT	
65		タガメ				国内	VU	A
66	センブリ科	ヤマトセンブリ					DD	
67	ガムシ科	コガムシ					DD	D
68		ガムシ					NT	C
69		コガタガムシ					VU	A
70		シジミガムシ					EN	
71	ホタル科	ゲンジボタル						B
72		ヘイケボタル						C
合計	31 科	72 種	0 種	0 種	0 種	1 種	36 種	63 種

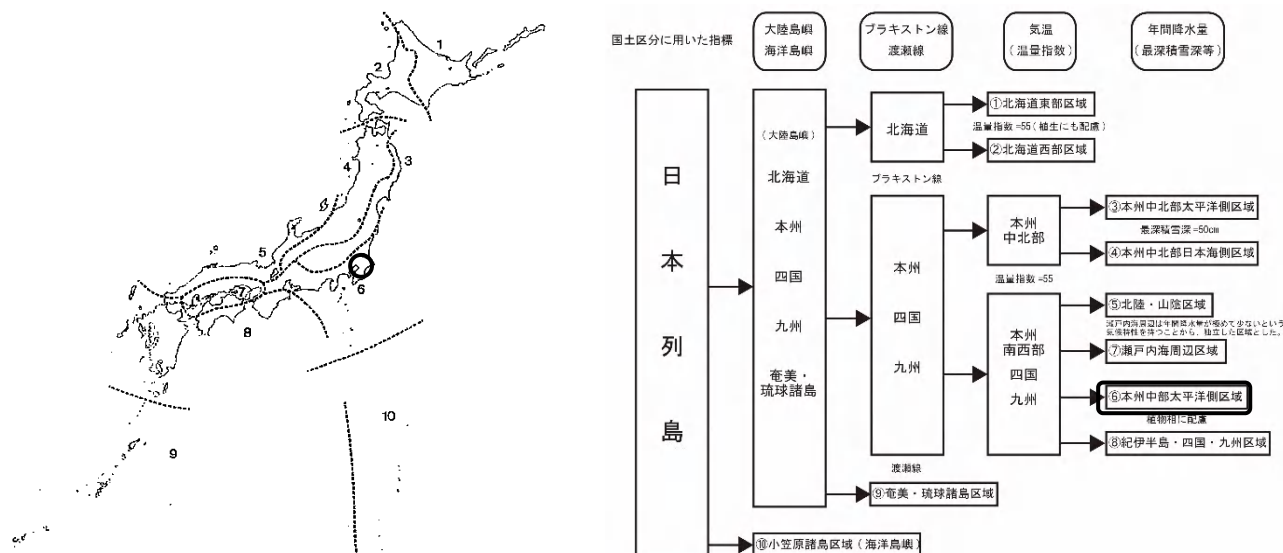
注1) 種名及び配列については原則として「令和6年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」に準拠した。

注2) 指定状況の①～⑥は、表 3-1-45及び表 3-1-46に示す法令、文献の番号と一致し、当該法令、文献における指定状況を示している。

3-1-14 生態系の状況

1. 環境類型区分

都市計画対象事業実施区域及びその周辺を含む千葉県は、「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）」（平成11年 環境庁）の生物多様性保全のための国土区分（試案）によると、図 3-1-29に示すとおり本州中部太平洋側区域に属しており、大まかな生物群集としては「照葉樹林生物群集」の北限域に該当すると考えられる。潜在的な植生はシイやカシ類の常緑広葉樹が発達し、低木類はヤブツバキ、サカキなどの植生があったものと想定される。



出典：「自然環境のアセスメント技術（Ⅰ）」（平成11年 環境庁）

図 3-1-29 生物多様性保全のための国土区分（試案）及びその作成方法

都市計画対象事業実施区域及びその周辺は改変地及び上位砂礫台地であり、市街地及び緑の多い住宅地が広がっている他、畑雑草群落、クヌギ・コナラ群集、スギ・ヒノキ・サワラ植林及び果樹園等が点在している。また、都市計画対象事業実施区域東側には大津川が流れており、河川沿いには水田雑草群落やヨシクラス等が見られる他、外来水草群落も存在している。

これらを踏まえて都市計画対象事業実施区域及びその周辺を概観すると、市街地や住宅地等の人為的環境が広く広がっているため、生産者である植物の生育基盤は少なく、多様性は乏しいものの、一部ではクヌギ・コナラ群集やスギ・ヒノキ・サワラ植林等の樹林地や畑雑草群落等の耕作地が点在しており、自然環境が局所的に維持されているものと考えられる。

生態系の基部では、分解者として土壌生物等が存在し、分解者が分解した養分を利用する生産者として植物が位置しており、その上位（第1次消費者）には、植物を栄養源とするバッタ科やチョウ科等の昆虫類、カゲロウ科等の底生動物、草食性の鳥類や小型哺乳類の一部等が位置していると考えられる。また、その上位（第2次消費者）には、昆虫類等を捕食するトンボ科、カマキリ科、オサムシ科等の肉食性昆虫類、クモ類、多足類、両生類、爬虫類、ヒタキ科等の鳥類、ネズミ科等の哺乳類が位置していると考えられ、さらにその上位（第3次消費者）には、哺乳類や両生類等を捕食するヘビ類、タカ科やハヤブサ科等の猛禽類等が位置する構造であると考えられる。

3-1-15 景観の状況

1. 主要な眺望点

都市計画対象事業実施区域周辺における、人が集まり眺望点となり得る主要な地点は、表 3-1-56及び図 3-1-30に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域最寄りの眺望点は、都市計画対象事業実施区域南側に六実さくら通りが位置している。その他、南西側約2.2kmに常盤平さくら通り、北東側約2.6kmに神明社等が位置している。

表 3-1-56 主要な眺望点

市名	地点番号	名称	眺望の状況
松戸市	1	常盤平さくら通り	大きく生長した多種の街路樹と変化のある地形が相まった表情豊かな並木道を眺望することができる。
	2	常盤平けやき通り	
	3	六実さくら通り	道路幅員が広く、艶やかな桜を眺望することができる。
柏市	4	神明社	参道から大津川と田園風景を望むことができる。
鎌ケ谷市	5	かまがやスカイビュー	市役所屋上から鎌ケ谷市内を一望できる。また、天気や季節によって、富士山や東京スカイツリーを見ることができる。
	6	市制記念公園	管理事務所の展望台から、走り抜ける鉄道の車両を目の高さで見ることができる。

出典：「松戸市景観計画」（平成23年3月 松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成15年3月 柏市）
「鎌ケ谷市PRパンフレット」（平成30年5月 鎌ケ谷市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成30年9月 鎌ケ谷市）

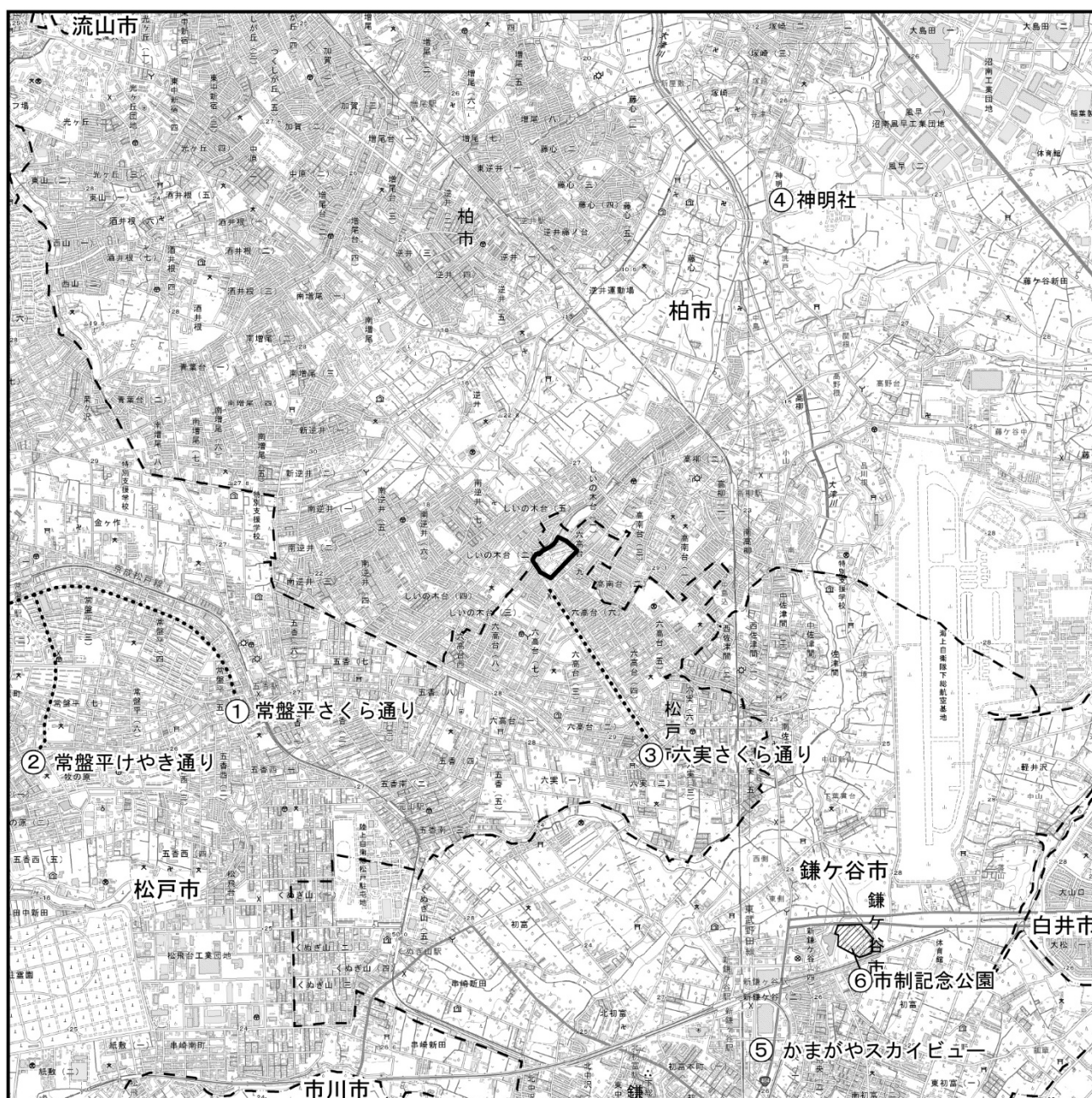
2. 景観資源

都市計画対象事業実施区域周辺における、主要な景観資源は表 3-1-57及び図 3-1-31に示すとおりである。

表 3-1-57 主要な景観資源

市名	地点番号	名称
松戸市	1	常盤平さくら通り
	2	常盤平けやき通り
柏市	3	神明社のスダジイ林
	4	逆井カタクリ
	5	大津川から見た藤心田園
鎌ケ谷市	6	キンモクセイ
	7	豊作稲荷神社の林
	8	日枝神社の林
	9	佐津間城跡
	10	宝泉院チャボヒバ
	11	栗野下葉貫台斜面コブシ
	12	鎌ケ谷北部小学校校庭フジ

出典：「千葉県自然環境情報図」（平成元年3月 環境庁）
「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）
「松戸市景観計画」（平成23年3月 松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成15年3月 柏市）
「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」（平成30年9月 鎌ケ谷市）
「鎌ケ谷市景観計画」（平成26年3月 鎌ケ谷市）



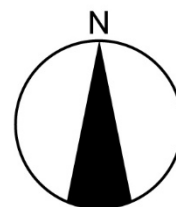
凡 例

-  都市計画対象事業実施区域
-  市境
-  主要な眺望点

注) 図中の番号は表 3-1-56 と一致する。

出典：「松戸市景観計画」（平成 23 年 3 月 松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成 15 年 3 月 柏市）
「鎌ヶ谷市 PR パンフレット」（平成 30 年 5 月 鎌ヶ谷市）
「新鎌ヶ谷地区周辺散策マップ」（平成 30 年 9 月 鎌ヶ谷市）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-1-30 主要な眺望点



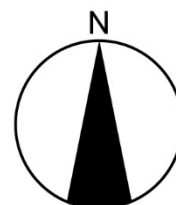
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- - - 市境
- 主要な景観資源

注) 図中の番号は表 3-1-57 と一致する。

出典：「千葉県自然環境情報図」（平成元年 3 月 環境庁）
「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）
「松戸市景観計画」（平成 23 年 3 月 松戸市）
「柏市景観資源ガイドマップ」（平成 15 年 3 月 柏市）
「新鎌ヶ谷地区周辺散策マップ」（平成 30 年 9 月 鎌ヶ谷市）
「鎌ヶ谷市景観計画」（平成 26 年 3 月 鎌ヶ谷市）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

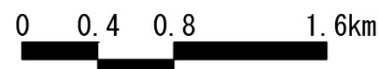


図 3-1-31 主要な景観資源

3-1-16 人と自然との触れ合いの活動の状況

都市計画対象事業実施区域周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3-1-58及び図 3-1-32に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場としては、主に公園や並木通り等があげられ、都市計画対象事業実施区域内にはクリーンセンター公園が存在し、東側約1.2kmに西佐津間公園等が存在している。クリーンセンター公園は、公園機能を有していることから主要な人と自然との触れ合いの活動の場として整理した。なお、地点番号8「晴山幼稚園の雑木林」は、2025年7月現在なくなっている。

表 3-1-58 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

市名	地点番号	名称
松戸市	1	多目的広場（クリーンセンター公園）
	2	常盤平さくら通り
	3	常盤平けやき通り
	4	金ヶ作公園
	5	金成山祖光院
	6	八柱霊園
	7	金ヶ作育苗圃
柏市	8	晴山幼稚園の雑木林 ^{注)}
	9	観音寺
	10	逆井のビオトープ
	11	南増尾小鳥の森
	12	南部公園
	13	カタクリの群生地
	14	廣池学園
	15	酒井根下田の森
	16	中原ふれあい防災公園
鎌ヶ谷市	17	市制記念公園
	18	新鎌ふれあい公園
	19	東部調整池
	20	北初富公園
	21	西佐津間公園
	22	栗野地区公園

注) 地点番号8「晴山幼稚園の雑木林」は、2025年7月現在なくなっている。

出典：「水とみどりと歴史の回廊マップ」（松戸市ホームページ）

「地域の自然・風景」（松戸市ホームページ）

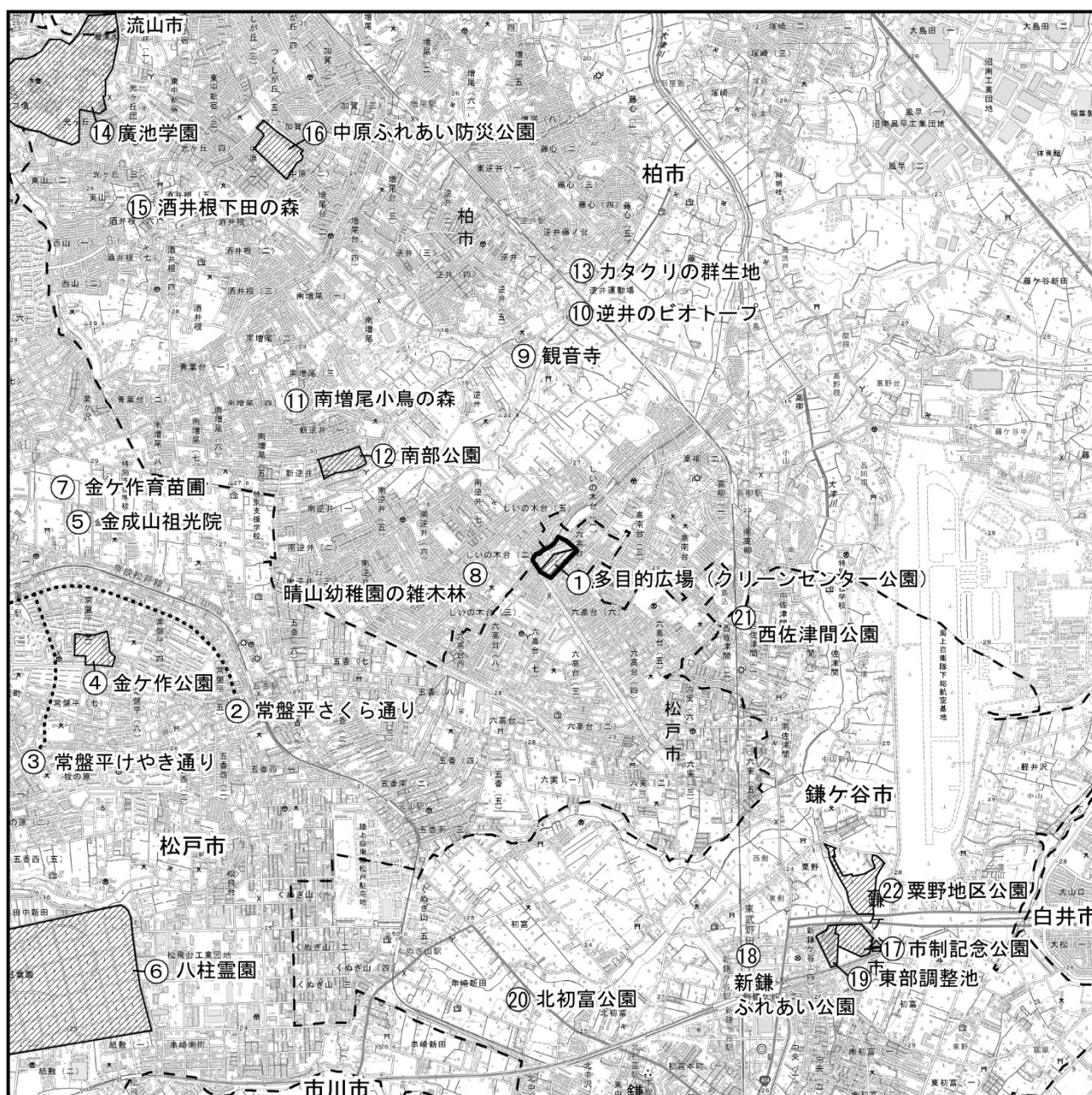
「るるぶいきいき松戸市」（令和4年11月 松戸市）

「柏市景観資源ガイドマップ」（平成15年3月 柏市）

「鎌ヶ谷市PRパンフレット」（平成30年5月 鎌ヶ谷市）

「新鎌ヶ谷地区周辺散策マップ」（平成30年9月 鎌ヶ谷市）

「鎌ヶ谷市景観計画」（平成26年3月 鎌ヶ谷市）



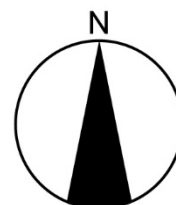
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

注 1) 図中の番号は表 3-1-58 と一致する
 注 2) 地点番号 8「晴山幼稚園の雑木林」は、2025 年 7 月現在なくなっている。

出典：「水とみどりと歴史の回廊マップ」(松戸市ホームページ)
 「地域の自然・風景」(松戸市ホームページ)
 「るるぶいきいき松戸市」(令和 4 年 11 月 松戸市)
 「柏市景観資源ガイドマップ」(平成 15 年 3 月 柏市)
 「鎌ケ谷市 PR パンフレット」(平成 30 年 5 月 鎌ケ谷市)
 「新鎌ケ谷地区周辺散策マップ」(平成 30 年 9 月 鎌ケ谷市)
 「鎌ケ谷市景観計画」(平成 26 年 3 月 鎌ケ谷市)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

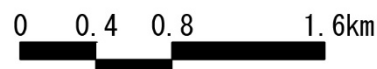


図 3-1-32 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

3-2 社会的状況

3-2-1 人口の状況

都市計画対象事業実施区域の位置する松戸市及び周辺の柏市、鎌ケ谷市（以下、「周辺市」という。）の人口、世帯数等の状況及び人口の推移は、表 3-2-1及び表 3-2-2に示すとおりである。

松戸市の人口は増加の傾向にあり、平成28年からの10年間で約15,000人増加している。また、周辺市についても、増加の傾向にある。

表 3-2-1 人口及び世帯数等の状況

市	項目	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
松戸市		500,373	245,385	3,998
柏市		436,545	201,923	1,760
鎌ケ谷市		109,847	50,217	2,382

注) 令和7年4月1日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（令和7年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-2 人口の推移

年	人口（人）		
	松戸市	柏市	鎌ケ谷市
平成28年	485,077	415,200	108,849
平成29年	487,091	418,824	109,109
平成30年	489,037	422,385	109,216
令和1年	491,265	426,224	109,384
令和2年	493,298	431,295	109,472
令和3年	497,769	428,396	110,024
令和4年	496,540	430,032	109,744
令和5年	496,793	432,985	109,509
令和6年	498,344	434,462	109,631
令和7年	500,373	436,545	109,847

注) 各年4月1日現在。

出典：「千葉県毎月常住人口調査月報（平成28～令和7年）」（千葉県ホームページ）

3-2-2 産業の状況

松戸市及び周辺市の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 3-2-3に示すとおりである。

松戸市では、事業所数が12,947事業所、従業者数が131,013人となっている。業種別にみると、事業所数、従業者数ともに卸売業、小売業の割合が最も高くなっており、事業所数で22.2%、従業者数で21.9%である。

表 3-2-3 産業分類別事業所数及び従業者数

市 区分 産業分類		松戸市		柏市		鎌ヶ谷市	
		事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)	事業 所数	従業 者数 (人)
農林漁業	総数	20	171	26	234	1	3
	構成比 (%)	0.2	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	総数	1	2	—	—	—	—
	構成比 (%)	0.0	0.0	—	—	—	—
建設業	総数	1,249	8,901	1,179	8,814	387	2,402
	構成比 (%)	9.6	6.8	9.8	6.0	14.4	9.0
製造業	総数	731	13,373	576	11,282	242	2,618
	構成比 (%)	5.6	10.2	4.8	7.6	9.0	9.8
電気・ガス・熱供給・水道業	総数	13	121	16	215	1	3
	構成比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0
情報通信業	総数	172	839	189	1,811	25	62
	構成比 (%)	1.3	0.6	1.6	1.2	0.9	0.2
運輸業、郵便業	総数	218	6,118	336	10,606	63	1,865
	構成比 (%)	1.7	4.7	2.8	7.2	2.3	7.0
卸売業、小売業	総数	2,875	28,751	2,851	32,765	542	5,831
	構成比 (%)	22.2	21.9	23.8	22.2	20.1	21.8
金融業、保険業	総数	164	2,233	194	4,238	31	406
	構成比 (%)	1.3	1.7	1.6	2.9	1.2	1.5
不動産業、物品賃貸業	総数	1,146	4,681	953	4,871	144	518
	構成比 (%)	8.9	3.6	8.0	3.3	5.3	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	総数	595	2,554	634	4,764	104	434
	構成比 (%)	4.6	1.9	5.3	3.2	3.9	1.6
宿泊業、飲食サービス業	総数	1,568	13,413	1,334	13,186	281	2,684
	構成比 (%)	12.1	10.2	11.1	8.9	10.4	10.0
生活関連サービス業、娯楽業	総数	1,342	7,210	1,113	6,653	276	1,506
	構成比 (%)	10.4	5.5	9.3	4.5	10.2	5.6
教育、学習支援業	総数	561	6,435	563	7,118	106	874
	構成比 (%)	4.3	4.9	4.7	4.8	3.9	3.3
医療、福祉	総数	1,561	26,218	1,236	22,803	331	6,007
	構成比 (%)	12.1	20.0	10.3	15.4	12.3	22.4
複合サービス事業	総数	50	1,618	42	464	9	239
	構成比 (%)	0.4	1.2	0.4	0.3	0.3	0.9
サービス業 (他に分類されないもの)	総数	681	8,375	734	17,870	150	1,327
	構成比 (%)	5.3	6.4	6.1	12.1	5.6	5.0
公務 (他に分類されるものを除く)	総数	—	—	—	—	—	—
	構成比 (%)	—	—	—	—	—	—
合計	総数	12,947	131,013	11,976	147,694	2,693	26,779
	構成比 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注1) 令和3年6月1日現在。

注2) 構成比は、小数点第2位以下を四捨五入してあるため、合計数と内訳の計が一致しない場合がある。

出典：「令和3年(2021年)経済センサス-活動調査結果<確報>」(千葉県ホームページ)

3-2-3 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

松戸市及び周辺市の地目別面積は、表 3-2-4に示すとおりである。また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺の土地利用現況図は図 3-2-1に示すとおりである。

松戸市では、宅地の割合が52.0%と最も多くなっており、次いでその他が24.5%、雑種地が11.0%となっている。

都市計画対象事業実施区域の土地利用状況は、建物用地及びその他の用地となっている。なお、周辺の土地利用状況は、建物用地が広がっている他、森林、その他の用地及びその他の農用地等が多くみられる。

表 3-2-4 地目別面積

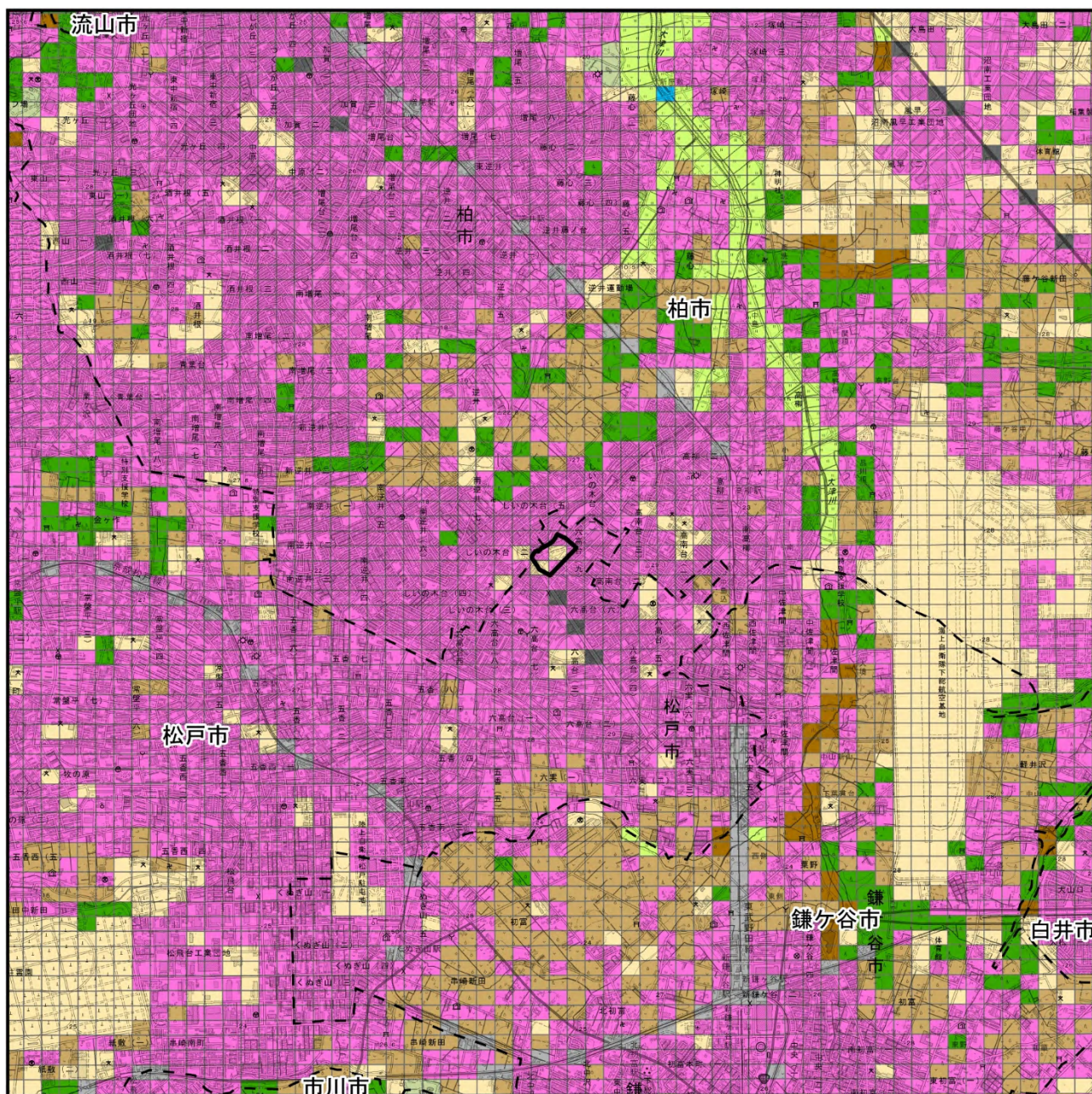
市・項目 \ 地目		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	計
松戸市	面積（1,000m ² ）	638	5,894	31,902	－	1,122	－	－	6,760	15,064	61,380
	構成比（%）	1.0	9.6	52.0	－	1.8	－	－	11.0	24.5	100.0
柏市	面積（1,000m ² ）	13,865	14,225	38,551	640	6,987	－	652	10,624	29,197	114,741
	構成比（%）	12.1	12.4	33.6	0.6	6.1	－	0.6	9.3	25.4	100.0
鎌ヶ谷市	面積（1,000m ² ）	399	4,169	7,928	5	1,290	－	59	4,546	2,684	21,080
	構成比（%）	1.9	19.8	37.6	0.0	6.1	－	0.3	21.6	12.7	100.0

注1）令和5年1月1日現在。

注2）面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注3）田の地積は介在田及び市街化区域田を、畑の地積は介在畑及び市街化区域畑を、山林の地積は介在山林を、それぞれ含む。「その他」とは、地目が墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園であるものをいう。

出典：「千葉県統計年鑑（令和5年）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- | | | | |
|--|--------------|--|---------|
| | 都市計画対象事業実施区域 | | 道路 |
| | 市境 | | 鉄道 |
| | 田 | | その他の用地 |
| | その他の農用地 | | 河川地及び湖沼 |
| | 森林 | | ゴルフ場 |
| | 荒地 | | |
| | 建物用地 | | |

出典：「土地利用細分メッシュ（令和3年度）」
（国土交通省国土政策局国土情報課ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-2-1 土地利用現況図

2. 都市計画の状況

松戸市及び周辺市の都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3-2-5に示すとおりである。また、都市計画対象事業実施区域及びその周辺の都市計画図は、図 3-2-2(1)、(2)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域及びその周辺は、第一種住居地域となっている。本事業に併せて、都市計画対象実施区域の用途地域は、第一種住居地域から第二種住居地域に変更するものの、周辺地域は第一種住居地域のままであることから、第一種住居地域の規制基準を適用する。なお、第一種住居地域と第二種住居地域の基準値は同じである。

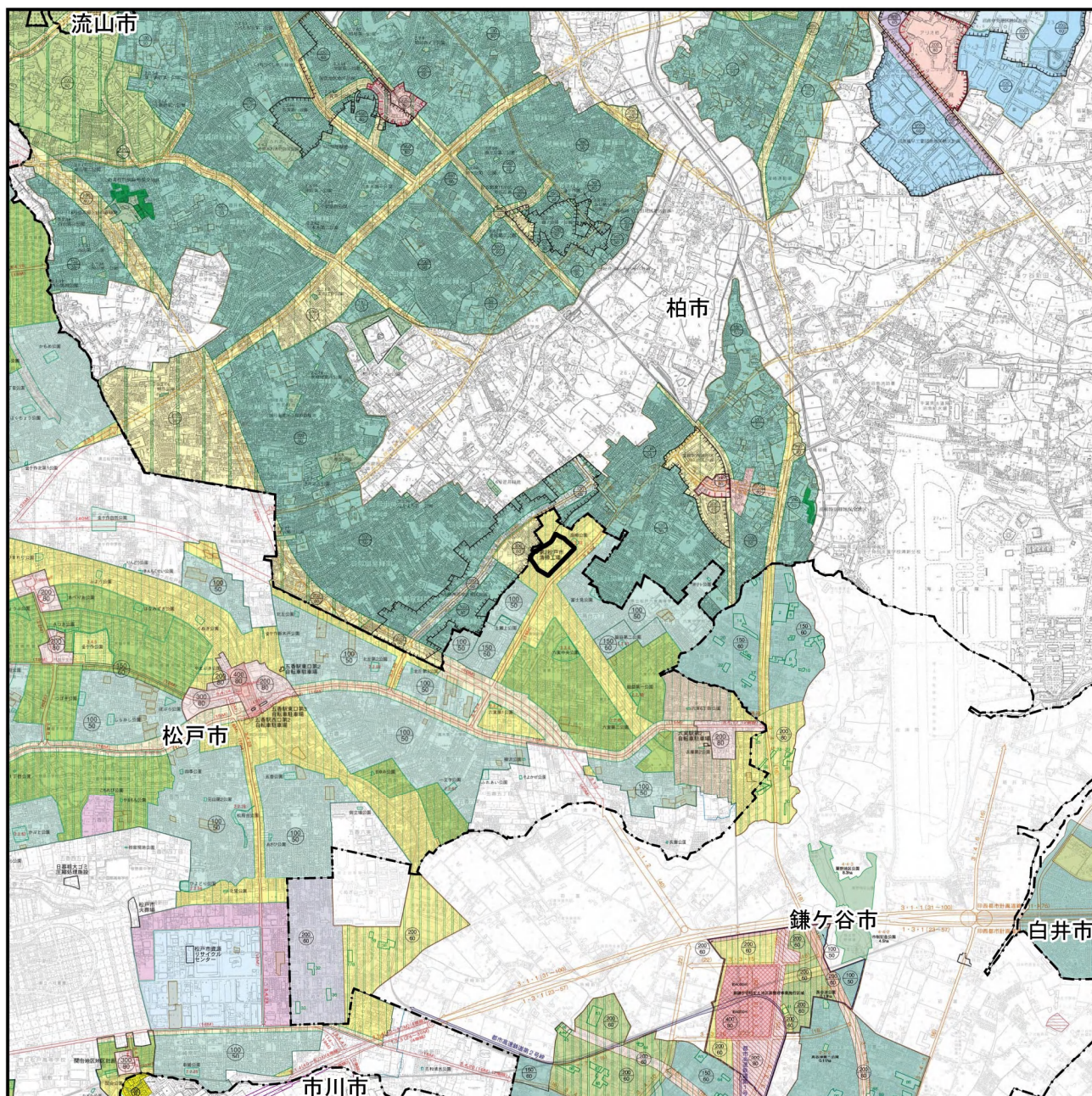
表 3-2-5 都市計画（用途地域）の指定状況

区分			市	松戸市	柏市	鎌ヶ谷市
			総面積 (ha)	6,138	11,490	2,108
都市計画区域	市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積 (ha)	1,835.0	2,636.0	567.0
			構成比 (%)	29.9	22.9	26.9
		第二種低層住居専用地域	面積 (ha)	31.0	21.0	—
			構成比 (%)	0.5	0.2	—
		第一種中高層住居専用地域	面積 (ha)	680.0	315.0	106.0
			構成比 (%)	11.1	2.7	5.0
		第二種中高層住居専用地域	面積 (ha)	43.0	15.0	—
			構成比 (%)	0.7	0.1	—
		第一種住居地域	面積 (ha)	956.0	1,302.0	221.0
			構成比 (%)	15.6	11.3	10.5
		第二種住居地域	面積 (ha)	230.0	229.0	61.0
			構成比 (%)	3.7	2.0	2.9
		準住居地域	面積 (ha)	63.0	168.0	5.0
			構成比 (%)	1.0	1.5	0.2
		近隣商業地域	面積 (ha)	145.0	111.0	29.0
			構成比 (%)	2.4	1.0	1.4
		商業地域	面積 (ha)	111.0	85.0	23.0
			構成比 (%)	1.8	0.7	1.1
		準工業地域	面積 (ha)	200.0	169.0	61.0
			構成比 (%)	3.3	1.5	2.9
		工業地域	面積 (ha)	—	197.0	—
			構成比 (%)	—	1.7	—
		工業専用地域	面積 (ha)	150.0	236.0	—
			構成比 (%)	2.4	2.1	—
		計	面積 (ha)	4,444.0	5,484.0	1,073.0
			構成比 (%)	72.4	47.7	50.9
	市街化調整区域		面積 (ha)	1,689	6,006	1,038
			構成比 (%)	27.5	52.3	49.2

注1) 令和5年3月31日現在。

注2) 「—」は皆無又は該当数字がないものである。

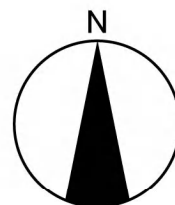
出典：「令和5年都市計画現況調査」（国土交通省ホームページ）



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境

出典：「松戸都市計画図」（令和 7 年 3 月 松戸市）
「柏都市計画図」（令和 6 年 4 月 柏市）
「鎌ヶ谷都市計画図」（令和 6 年 11 月 鎌ヶ谷市）
「市川都市計画図」（令和 6 年 3 月 市川市）



1:40,000

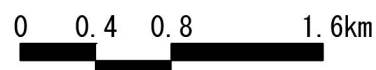
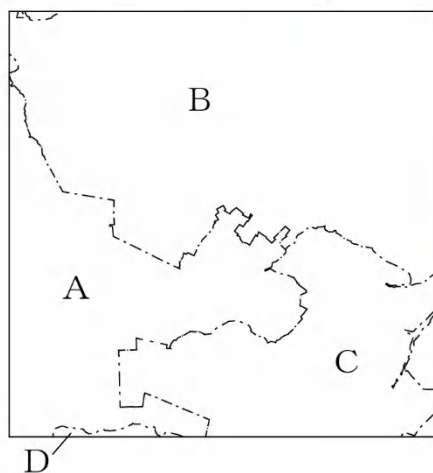


図 3-2-2(1) 都市計画図

A 松戸市

凡 例			
都市計画の種類	表 示	摘 要	
都市計画区域		建ぺい率% 容積率%	
市街化区域			
市街化調整区域		用途地域の指定のないところ	
用途地域	第一種低層住居専用地域		30・40 50・100 50・150
	第二種低層住居専用地域		50 100
	第一種中高層住居専用地域		50・60 150
	第二種中高層住居専用地域		60 200
	第一種住居地域		60 200
	第二種住居地域		60 200
	準住居地域		60 200
	近隣商業地域		80 200
	商業地域		80 400
	準工業地域		60 200
	工業専用地域		60 200
	防火地域		
	準防火地域		
	第一種高度地区		(注) 1
	第二種高度地区		(注) 2
	最低限高度地区		
	高度利用地区		
その他の地域地区	特定街区		
	特別緑地保全地区		
	生産緑地地区		
	駐車場整備地区		
	都市計画道路		
	都市計画駐車場		
	都市公園		※符号は都市計画の公称 ※符号は都市計画の公称
	都市計画緑地		供用区域
	公共下水道排水区域		
	都市計画供給処理施設		
	その他の都市計画施設		
	土地区画整理区域		土地区画整理法53条 許可必要区域
都市施設	上記以外の市街地開発事業		
	地区計画区域		



B 柏市、流山市

区 分		凡 例		区 分		凡 例		
都 市 計 画 区 域				防 火 地 域				
市 街 化 調 整 区 域		用途地域の指定のないところ		準 防 火 地 域				
市 街 化 区 域				高 度 利 用 地 区				
用 途 地 域	種 類	建ぺイ率 容積率		市街地再開発事業区域				
	第一種低層住居専用地域			30%	50%	駐 車 場 整 備 地 区		
			50	100	自 転 車 駐 車 場			
			60	150	土 地 区 画 整 理 事 業			
	第二種低層住居専用地域		50	100	土地区画整理促進区域			
	第一種中高層住居専用地域		60	200	地 区 計 画 区 域			
	第二種中高層住居専用地域		60	200	生 産 緑 地 地 区			
	第一種住居地域		60	200	都 市 計 画 道 路			
	第二種住居地域		60	200	都 市 高 速 鉄 道			
	準 住 居 地 域		60	200	都市計画公園・緑地		整 備 済	
			80	200			未 整 備	
	近 隣 商 業 地 域		80	300	特別緑地保全地区			
			80	400	汚 物 処 理 場			
	商 業 地 域		80	500	ご み 焼 却 場			
			80	600	ご み 処 理 場			
			80	800	市 場			
			80	800	火 葬 場			
準 工 業 地 域		60	200	(注) 生産緑地地区の番号は地区番号を示す。				
工 業 地 域		60	200					
工 業 専 用 地 域		60	200					
高度地区	第一種高度地区							
	第二種高度地区							

(注) 生産緑地地区の番号は地区番号を示す。

C 鎌ヶ谷市、白井市

凡 例	表 示
都市計画の種類	表 示
都市計画区域	
市街化区域	用途地域の指定のあるところ
市街化調整区域	用途地域の指定のないところ
用途地域	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	防火地域
	準防火地域
	第一種高度地区
	第二種高度地区
	生産緑地地区
	地区計画区域
	土地区画整理事業施行区域
	都市計画公園
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	都市計画供給処理施設

(用途地域) (200/80) ←容 積 率
←建 蔽 率

D 市川市

凡 例	表 示
都市計画の種類	表 示
第一種住居地域	
第二種高度地区	
都市計画道路	
区画整理実施区域	
地区計画区域	
用途地域	

出典：

「松戸都市計画図」
(令和7年3月 松戸市)
「柏都市計画図」
(令和6年4月 柏市)
「鎌ヶ谷都市計画図」
(令和6年11月 鎌ヶ谷市)
「市川都市計画図」
(令和6年3月 市川市)

図 3-2-2(2) 都市計画図の凡例

3-2-4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 上水道の普及状況

松戸市及び周辺市の令和5年度における水道の普及状況は、表 3-2-6に示すとおりである。
松戸市の水道普及率は93.2%となっており、水源は利根川水系江戸川及び地下水である。

表 3-2-6 水道の普及状況（令和5年度）

市	項目 行政区域内 総人口（人） ①	現在給水人口（人）			普及率（%） ②/①×100
		総数 ②	上水道	専用水道	
松戸市	498,344	464,646	463,134	1,512	93.2
柏市	434,462	422,320	411,804	10,516	97.2
鎌ヶ谷市	109,631	84,158	84,018	140	76.8

出典：「令和5年度 千葉県の水道」（令和7年3月 千葉県）

2. 河川の利用状況

都市計画対象事業実施区域周辺の主な河川は図 3-1-15（3-42頁参照）に示したとおりである。

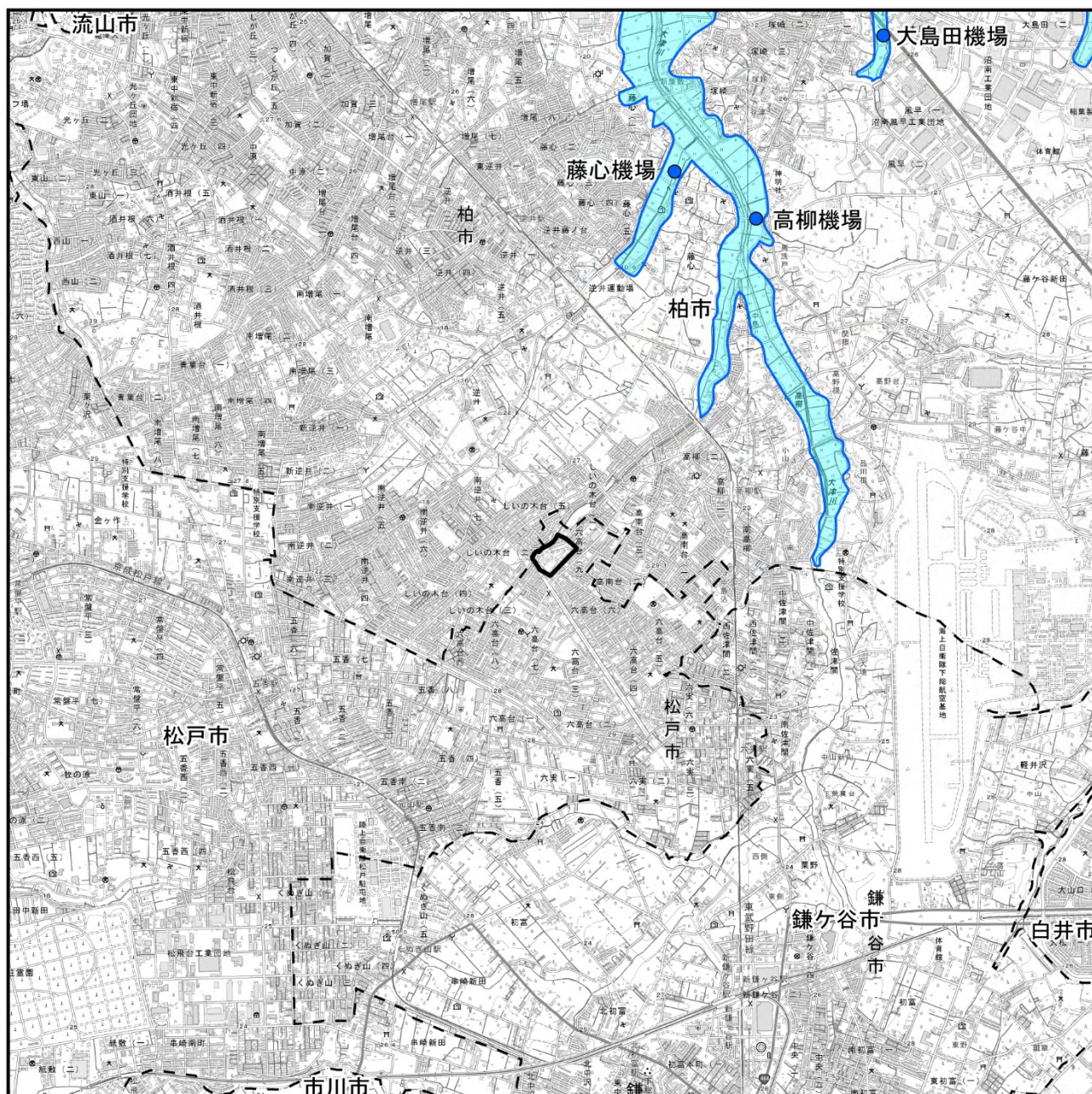
都市計画対象事業実施区域周辺の河川は、水道用水供給事業としての利用は行われていないが、農業用水としての利用は行われており、農業用水の利水状況は、図 3-2-3に示すとおりである。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺を流れる大津川、金山落、染井入落の下流部及び手賀沼、下手賀沼、手賀川、下手賀川には第5種共同漁業権が設定されており、設定状況は表 3-2-7及び図 3-2-4に示すとおりである。

表 3-2-7 漁業権の設定状況

区分	免許 番号	種類	漁業権者 (漁業協同組合)	存続期間	漁場の位置	漁業の名称 及び漁業時期
内水面						
共同 漁業 権	内共第7号 (手賀沼)	第5種	手賀沼 我孫子手賀沼	R5.9.1から R15.8.31まで	柏市、我孫子市、白井市 及び印西市地先 (手賀沼及びその支派川)	こい ふな うなぎ わかさぎ (1/1～12/31)

出典：「千葉県における漁業権の概要」（令和6年9月 千葉県農林水産部水産局）



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 利水点
- 利水範囲

出典：「水系図」（千葉県手賀沼土地改良区ホームページ）
「千葉県手賀沼土地改良区 聞き取り」（令和 7 年 5 月）

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

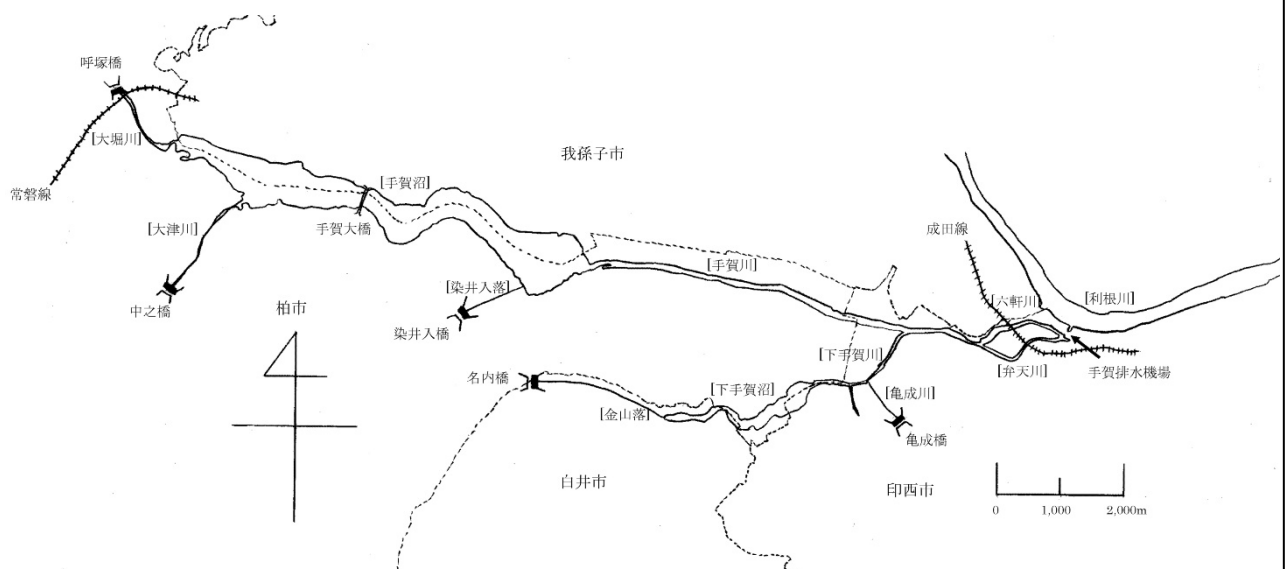
0 0.4 0.8 1.6km

図 3-2-3 農業用水の利水状況

漁業権漁場概略図（内水面）



内共第 7 号（手賀沼）



出典：「千葉県における漁業権の概要」
（令和 6 年 9 月 千葉県農林水産部水産局）

図 3-2-4 漁業権の設定状況

3. 地下水の利用状況

松戸市及び周辺市の令和5年度における地下水の利用状況は、表 3-2-8に示すとおりである。
また、千葉県における法律及び条例による地下水採取規制指定地域は、図 3-2-5に示すとおりである。

松戸市では、水道用及び工業用が主な用途となっており、これらの用途で全体の約9割を占めている。

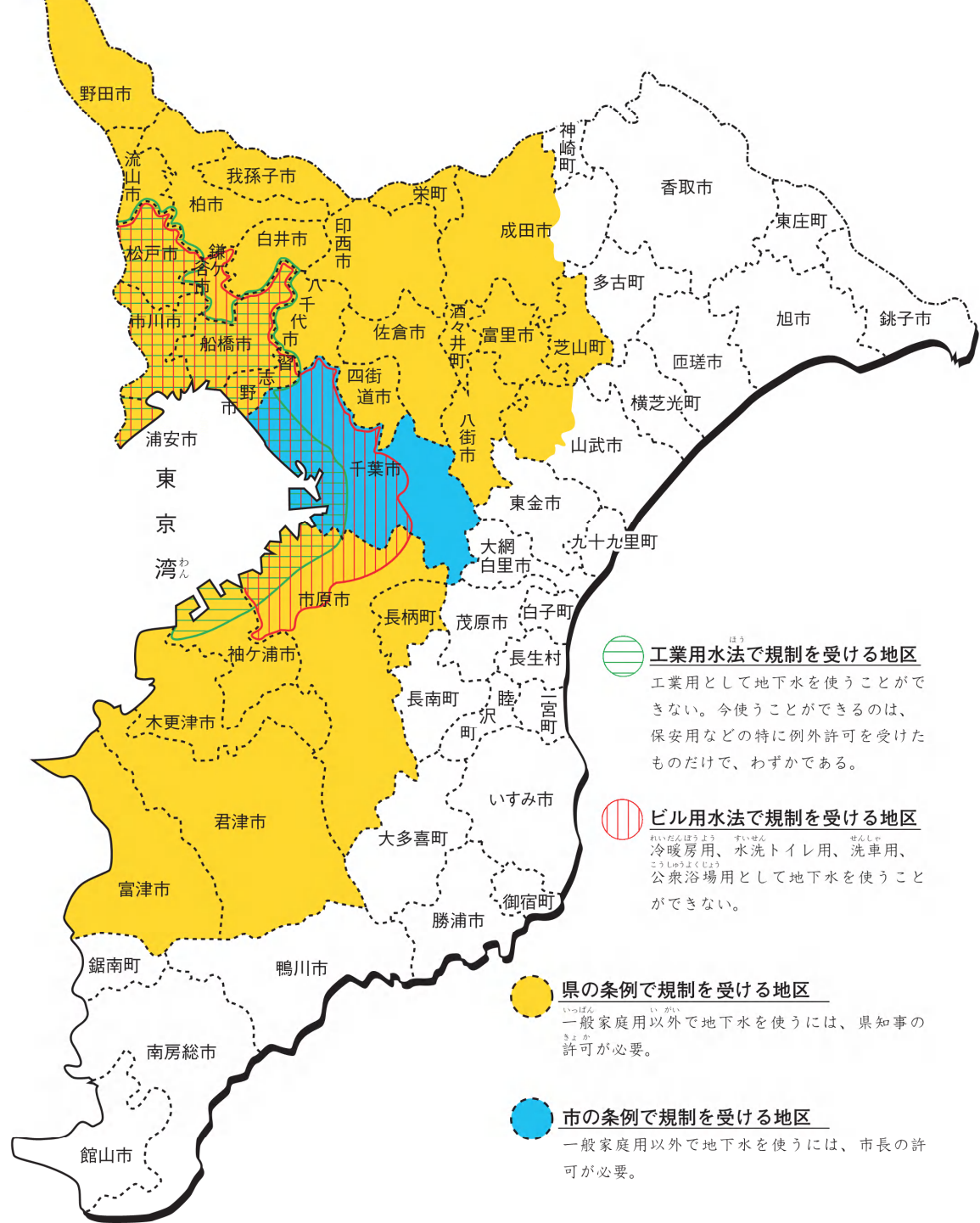
なお、松戸市は「工業用水法」、「ビル用水法」及び「千葉県環境保全条例」に基づく地下水採取規制の指定地域に該当する。

表 3-2-8 用途別揚水量の内訳（令和5年度）

市	項目	工業用 (m ³ /日)	ビル用 (m ³ /日)	水道用 (m ³ /日)	農業用 (m ³ /日)	その他 (m ³ /日)	計 (m ³ /日)	井戸稼働本数 (本)
松戸市		1,404	44	6,514	76	0	8,038	29
柏市		5,423	2,502	14,435	6,891	1,223	30,474	191
鎌ヶ谷市		98	167	4	7	218	494	11

出典：「令和5年地下水揚水量調査結果」（千葉県ホームページ）

千葉県地下水利用の規制



※天然ガス採取については、ガス採取企業と県の間で協定を締結し、規制を行っている。

千葉市は、1992（平成4）年4月1日から政令指定都市となったため千葉市環境保全条例に基づく規制を行っている。

出典：「水のはなし 2025」（令和7年4月 千葉県）

図 3-2-5 法律及び条例による地下水採取規制指定地域図

3-2-5 交通の状況

1. 道路交通

都市計画対象事業実施区域周辺における主要な道路の状況は、図 3-2-6に示すとおりである。
また、令和3年度における交通量調査結果は、表 3-2-9に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の主要道路として船橋我孫子線、白井流山線、松戸鎌ヶ谷線等
があげられる。

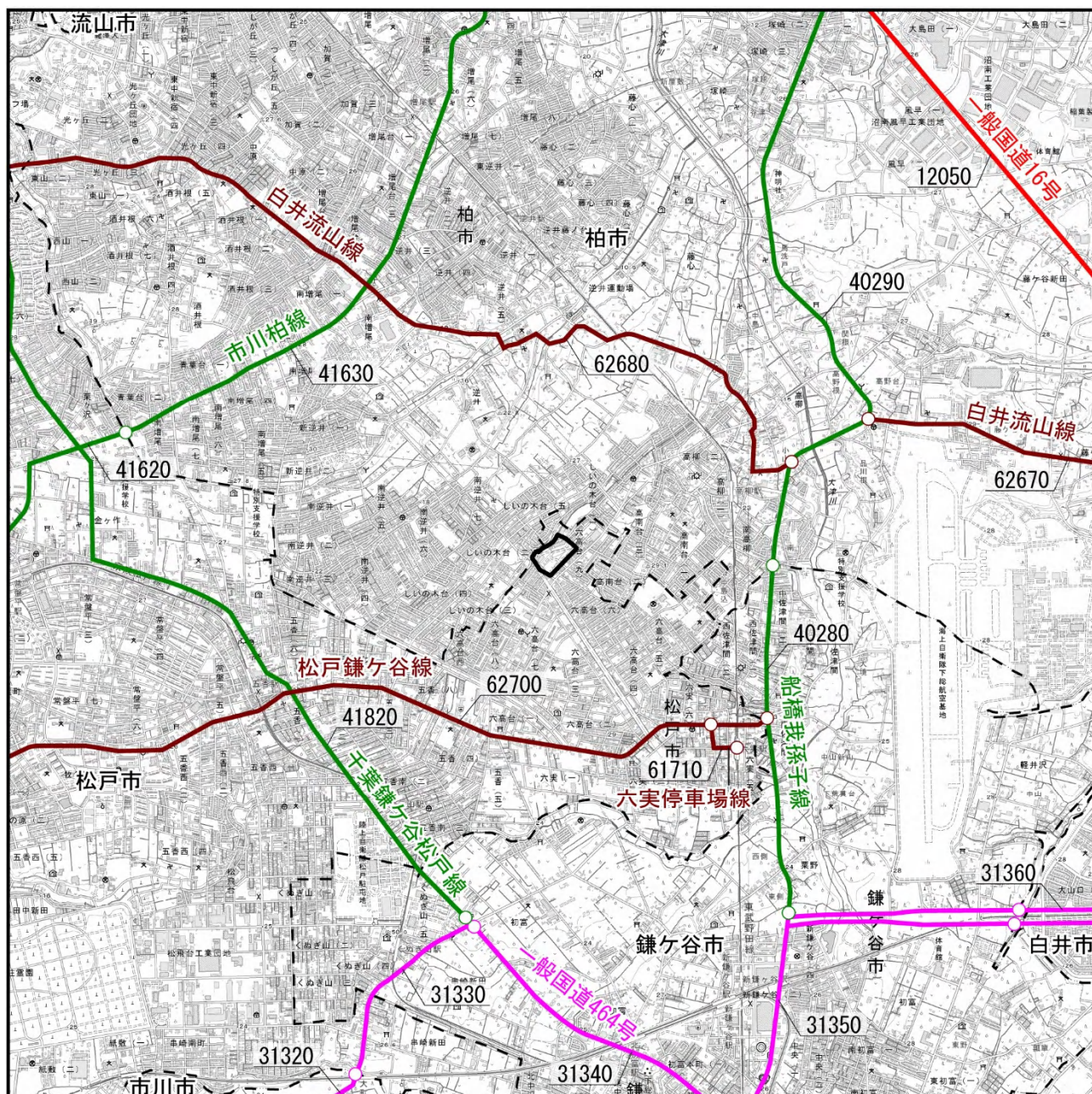
令和3年度の調査結果をみると、最寄りの調査地点である松戸鎌ヶ谷線（区間番号：62700）では、12時間交通量は9,549台、大型車混入率は16.5%となっている。また、24時間交通量が最も多い一般国道16号（区間番号：12050）では、12時間交通量は24,772台、大型車混入率は32.1%となっている。

表 3-2-9 交通量調査結果（平日）

路線名	区間番号	調査地点	昼間12時間自動車類 交通量上下合計（台）			24時間自動車類 交通量上下合計（台）			昼間 12時間 大型車 混入率
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道 16 号	12050	柏市藤ヶ谷 664 地先	16,820	7,952	24,772	23,933	12,978	36,911	32.1
一般国道 464 号	31320	-	12,386	2,307	14,693	16,403	3,286	19,689	15.7
	31330	-	14,115	2,709	16,824	18,837	3,875	22,712	16.1
	31340	鎌ヶ谷市 初富本町 2-19-7	7,707	1,144	8,851	9,879	1,627	11,506	12.9
	31350	-	18,853	2,474	21,327	25,215	4,216	29,431	11.6
	31360	白井市根 1059	22,690	2,320	25,010	30,433	4,581	35,014	9.3
船橋我孫子線	40280	鎌ヶ谷市 富岡 1-4-38	8,442	1,328	9,770	10,929	1,870	12,799	13.6
	40290	柏市高柳 712	9,094	1,434	10,528	11,843	2,054	13,897	13.6
市川柏線	41620	松戸市紙敷 935-19	11,101	1,627	12,728	14,482	2,446	16,928	12.8
	41630	柏市増尾 4-1-33	9,156	552	9,708	11,691	1,124	12,815	5.7
千葉鎌ヶ谷松戸線	41820	-	7,142	750	7,892	9,079	1,181	10,260	9.5
六実停車場線	61710	松戸市六実 4-1-12	789	47	836	945	67	1,012	5.6
白井流山線	62670	-	8,410	1,212	9,622	10,922	1,779	12,701	12.6
	62680	柏市藤心 896-12	7,882	811	8,693	10,209	1,353	11,562	9.3
松戸鎌ヶ谷線	62700	松戸市常盤平 6-30	7,975	1,574	9,549	10,466	2,139	12,605	16.5

注）斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値である。

出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査」（令和5年6月 国土交通省道路局）



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 一般国道 直轄
- 一般国道 補助国
- 主要地方道（都道府県道・指定市道）
- 一般都道府県道・指定市の一般市道
- 区間番号

出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査」
（令和5年6月 国土交通省道路局）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

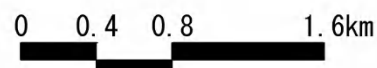


図 3-2-6 交通量調査路線図

2. 鉄道

都市計画対象事業実施区域及びその周辺の鉄道の状況は、図 3-2-7に示すとおりである。また、平成30年度から令和4年度における駅別平均乗車人員の推移は、表 3-2-10に示すとおりである。

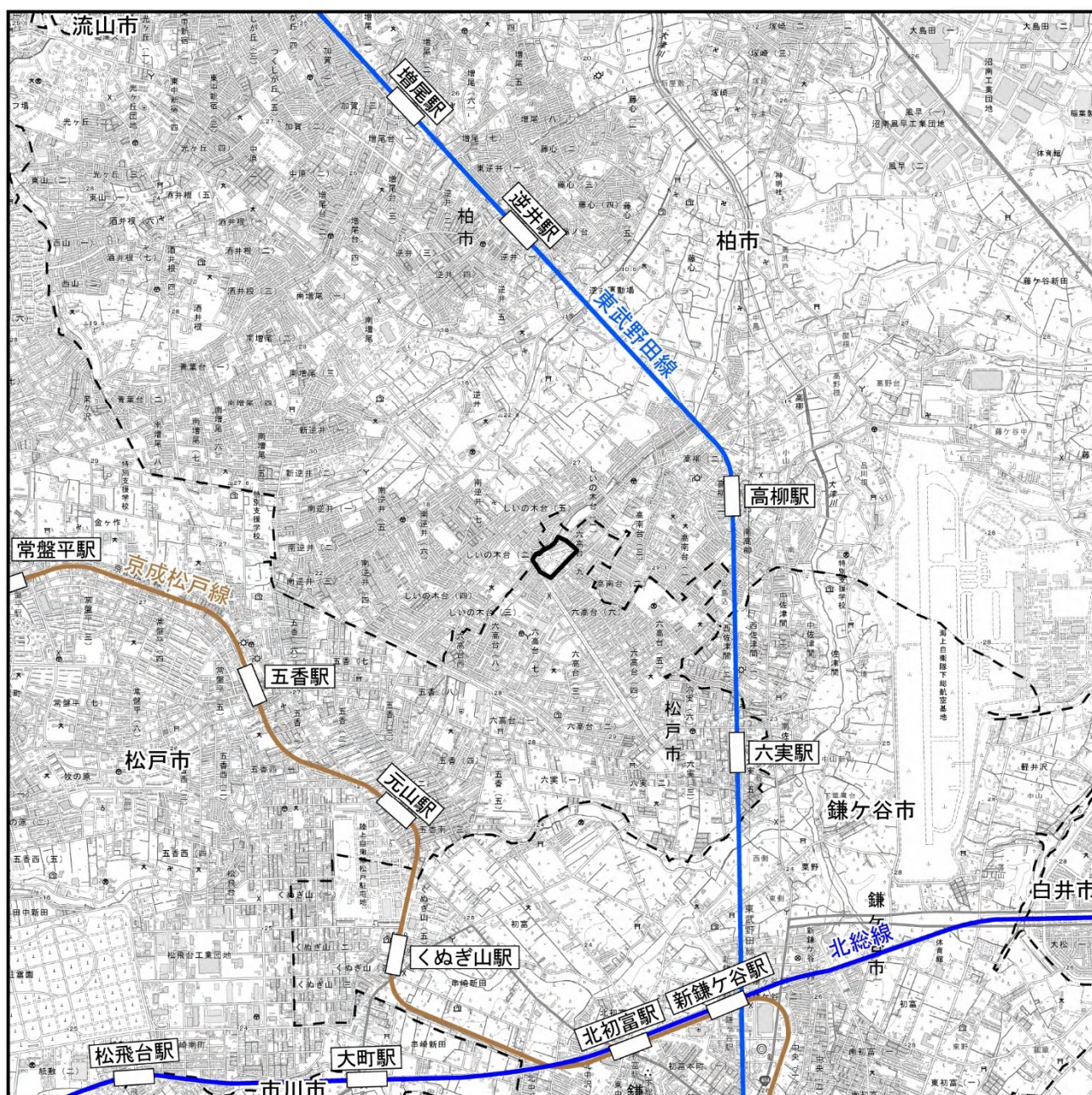
都市計画対象事業実施区域の最寄り駅は、東部野田線の高柳駅である。令和4年度における高柳駅の平均乗車人員は7,352人/日である。

表 3-2-10 駅別平均乗車人員

単位：人/日

路線	駅名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東武野田線	増尾	6,693	6,562	5,083	5,453	5,940
	逆井	7,278	7,096	5,490	5,784	6,171
	高柳	7,286	7,388	6,096	6,758	7,352
	六実	7,710	7,433	5,713	5,844	6,090
京成松戸線	北初富	2,658	2,660	2,137	2,342	2,537
	くぬぎ山	3,635	3,616	2,929	3,127	3,312
	元山	9,217	9,115	7,119	7,037	7,491
	五香	14,966	14,807	11,458	11,940	12,928
	常盤平	9,457	9,514	7,329	7,737	8,453
北総線	松飛台	2,618	2,601	1,956	2,051	2,309
	大町	842	851	682	724	801
東武野田線 新京成線 北総線	新鎌ヶ谷	49,303	49,768	39,985	43,954	49,199

出典：「千葉県統計年鑑（令和元～令和5年）」（千葉県ホームページ）



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 東武野田線
- 京成松戸線
- 北総線

出典：「東武鉄道路線図」（東武鉄道株式会社ホームページ）
「停車駅ご案内」（令和7年4月 京成電鉄株式会社）
「路線図」（北総鉄道株式会社ホームページ）

この地図は国土地理院発行の1:25,000地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

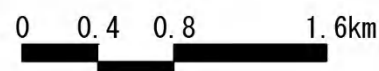


図 3-2-7 鉄道の状況

3-2-6 学校、医療施設その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

都市計画対象事業実施区域周辺における、学校、医療施設その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 3-2-11(1)～(6)及び図 3-2-8(1)～(3)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域周辺の環境の保全について特に配慮が必要な施設は、南西側約0.4kmの高柳西小学校及び北側に隣接する六実高柳老人福祉センター等があげられる。

また、住宅の配置の状況については、都市計画対象事業実施区域周辺は住宅が密集した地区となっている。

表 3-2-11(1) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
● 幼稚園	松戸市	1	あさひ幼稚園	五香西 1-19-2
		2	金ケ作幼稚園	金ケ作 306
		3	北丘幼稚園	五香 7-19-1
		4	高木幼稚園	五香 8-1-9
		5	ひので幼稚園	常盤平 7-18-2
		6	牧の原梅檀幼稚園	牧の原 2-5
		7	むつみ幼稚園	六高台 3-50
	柏市	8	加賀幼稚園	加賀 2-13-1
		9	柏みどりこども園	東中新宿 3-23-10
		10	さかいね幼稚園	酒井根 11-4
		11	沼南幼稚園	高柳 1364
		12	晴山幼稚園	しいの木台 4-1-2
		13	高柳台幼稚園	高柳 623-4
		14	ますお幼稚園	増尾 1-10-7
		15	百合園幼稚園	南増尾 2-15-2
		16	麗澤幼稚園	光ケ丘 2-1-1
	鎌ケ谷市	17	かまがや幼稚園	中央 1-16-3
		18	鎌ケ谷みどり幼稚園	栗野 210
		19	さつま幼稚園	佐津間 893
	市川市	20	大町不二幼稚園	大町 103
	白井市	21	英幼稚園	大山口 2-2-2
▲ 小学校	松戸市	1	金ケ作小学校	金ケ作 317
		2	高木第二小学校	五香 4-18-1
		3	常盤平第一小学校	常盤平 7-1
		4	常盤平第二小学校	常盤平 4-18
		5	東松戸小学校	紙敷 1-19-1
		6	牧野原小学校	牧の原 435-1
		7	松飛台小学校	五香西 4-22-1
		8	松飛台第二小学校	松飛台 59
		9	六実小学校	六高台 4-131
		10	六実第二小学校	六実 2-34-1
		11	六実第三小学校	六高台 3-141
	柏市	12	風早南部小学校	藤ケ谷新田 111-2
		13	酒井根小学校	酒井根 19-2
		14	酒井根西小学校	酒井根 662-1
		15	酒井根東小学校	酒井根 1-2-1
		16	逆井小学校	逆井 452-2
		17	高柳小学校	高南台 3-14-12
		18	高柳西小学校	しいの木台 3-2
		19	土小学校	増尾 4-4-1
		20	土南部小学校	新逆井 1-10-1
		21	藤心小学校	藤心 880-1
		22	増尾西小学校	増尾台 3-5-9
	鎌ケ谷市	23	五本松小学校	南初富 1-16-1
		24	西部小学校	初富 110
		25	北部小学校	栗野 735
	白井市	26	大山口小学校	大山口 2-2-1

出典：「令和 6 年版 千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）
「私立幼稚園名簿」（千葉県ホームページ）
「認定こども園一覧」（千葉県ホームページ）

表 3-2-11 (2) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
■中学校	松戸市	1	金ケ作中学校	金ケ作 341-15
		2	第四中学校	五香西 1-6-1
		3	常盤平中学校	常盤平 7-25
		4	牧野原中学校	五香西 4-39-1
		5	六実中学校	六高台 5-166-1
	柏市	6	風早中学校	塚崎 1319
		7	酒井根中学校	酒井根 1-3-1
		8	逆井中学校	逆井 555
		9	高柳中学校	高南台 1-1-1
		10	土中学校	増尾 1-23-1
		11	南部中学校	南増尾 6-16-1
		12	光ケ丘中学校	光ケ丘 4-23-1
		13	麗澤中学校	光ケ丘 2-1-1
	鎌ケ谷市	14	第三中学校	栗野 450
		15	第五中学校	初富 806-262
	白井市	16	大山口中学校	大山口 2-1-1
◆高等学校	松戸市	1	松戸高校	紙敷 2-7-5
		2	松戸国際高校	五香西 5-6-1
		3	松戸六実高校	六高台 5-150-1
	柏市	4	沼南高柳高校	高柳 995
		5	柏陵高校	逆井 444-1
		6	麗澤高校	光ケ丘 2-1-1
	鎌ケ谷市	7	鎌ケ谷西高校	初富 284-7
★大学・ 専門学校	柏市	1	麗澤大学	光ケ丘 2-1-1
▼その他の 教育施設	松戸市	1	つくし特別支援	金ケ作 292-2
		2	松戸特別支援	栗ケ沢 784-17
	柏市	3	我孫子特別支援学校 清新分校	高柳 995
◆図書館	松戸市	1	五香分館	五香 2-35-5 五香市民センター内
		2	常盤平分館	常盤平 3-30 常盤平市民センター内
		3	松飛台分館	松飛台 210-2 松飛台市民センター内
		4	六実分館	六高台 3-71 六実市民センター内
	柏市	5	高柳分館	高柳 1652-10 高柳近隣センター内
		6	南部分館	新逆井 2-5-13 南部近隣センター内
		7	光ケ丘分館	光ケ丘団地 200-5 光ケ丘近隣センター内
		8	藤心分館	藤心 4-1-11 藤心近隣センター内
		9	増尾分館	増尾 3-1-1 増尾近隣センター内
	鎌ケ谷市	10	西部分館	くぬぎ山 4-2-46-10 くぬぎ山コミュニティセンター内
		11	東初富分館	東初富 1-10-1 東初富公民館内
		12	北部分館	佐津間 631 北部公民館内

出典：「令和6年版 千葉県教育便覧」（千葉県ホームページ）
「松戸市立図書館」（松戸市ホームページ）
「市内図書館のご案内」（柏市ホームページ）
「鎌ケ谷市立図書館 施設案内」（鎌ケ谷市立図書館ホームページ）

表 3-2-11(3) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
■病院	松戸市	1	旭神経内科リハビリテーション病院	栗ヶ沢 789-1
		2	恩田第二病院	金ヶ作 302
		3	五香病院	五香 8-40-1
		4	常盤平中央病院	常盤平 6-1-8
		5	松戸牧の原病院	五香西 4-32-1
	柏市	6	東葛医療福祉センター光陽園	酒井根 24
		7	聖光ヶ丘病院	光ヶ丘団地 2-3
	鎌ヶ谷市	8	秋元病院	初富 808-54
		9	鎌ヶ谷総合病院	初富 929-6
		10	第2北総病院	初富 803
		11	東邦鎌谷病院	栗野 594
		12	初富保健病院	初富 114
◆福祉施設	特別養護老人ホーム			
	松戸市	1	松寿園	六高台 2-19-2
		2	松寿園アネックス	六高台 2-19-2
		3	ひまわりの丘	五香西 5-19-8
		4	明尽苑	金ヶ作 296-1
		5	やわら木苑	金ヶ作 277
	柏市	6	輝陽園	酒井根 45-1
		7	藤心八幡苑	藤心 293-2
	鎌ヶ谷市	8	アウル鎌ヶ谷	佐津間 568
		9	鎌ヶ谷翔裕園	初富字東野 848-10
		10	幸豊苑	栗野 225-1
		11	コミュニティホームくぬぎ山	初富 35-4
		12	さつまの里	佐津間 989-1
	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）			
	松戸市	13	明尽苑	金ヶ作 296-1
	柏市	14	大津川八幡苑	藤心 271-1
		15	輝陽園	酒井根 69-1
		16	グリーンヴィラ	逆井 1310-3
	介護老人保健施設			
	松戸市	17	エスポワール松戸	五香西 4-26-10
		18	シルバーケア常盤平	五香西 5-28
		19	シルバーケア松戸	串崎新田 172-1
		20	千の星・松戸	串崎新田 189-4
		21	東京おりーぶ苑	金ヶ作 276-28
	柏市	22	さかき光陽	酒井根 40-1
		23	蒼生の杜	逆井字定山 437-28
	鎌ヶ谷市	24	シルバーケア鎌ヶ谷	初富 125-1
		25	しんかま	初富 929-6
	介護医療院			
	柏市	26	介護医療院柏南	逆井 1144
	鎌ヶ谷市	27	初富保健病院介護医療院	初富 114
	軽費老人ホーム(ケアハウス)			
	柏市	28	つるの家	酒井根 45-1
	鎌ヶ谷市	29	梨花苑	くぬぎ山 4-8-22
	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅は除く)			
	松戸市	30	あずみ苑グランデ常盤平	金ヶ作 237-3
		31	いろは常盤平	常盤平 3-17-2

出典：「医療情報ネット（ナビィ）」（厚生労働省）
 「病院名簿」（千葉県ホームページ）
 「社会福祉施設等一覧表（令和6年度）」（千葉県ホームページ）
 「介護施設等」（松戸市ホームページ）
 「施設案内」（柏市ホームページ）
 「老人憩の家」（鎌ヶ谷市ホームページ）
 「鎌ヶ谷市内の介護施設一覧」（鎌ヶ谷市ホームページ）

表 3-2-11(4) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（医療・福祉施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
◆福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅は除く)			
	松戸市	32	応援家族 松戸	五香 4-22-116
		33	きづな	五香 1-5-30
		34	そんぼの家 松戸五香	五香 3-25-4
		35	ときわ苑	五香西 5-30-3
		36	ハーモニー松戸	五香西 5-3-14
		37	ハーモニー六高台	六高台 9-56-3
		38	松戸ナーシングヴィラそよ風	常盤平 5-24-2
		39	めいと東松戸	串崎南町 266-1
		40	リアンレーヴ松戸	六高台 2-42-1
	柏市	41	あずみ苑ラ・テラス逆井	逆井 2-11-1
		42	イリーゼまつど五香	しいの木台 4-28-2
		43	イル・クォーレ千葉柏	増尾 4-1-35
		44	かしわ翔裕園	南逆井 4-9-4
		45	グッドタイムナーシングホーム ・柏高柳	高柳 1141-1
		46	サンシティ柏 (壺番館・弐番館)	増尾台 1-2-1
		47	サンシティ柏 (参番館)	中原 2-1-1
		48	生活クラブ風の村サポートハウス 光ヶ丘	東中新宿 4-5-12
		49	藤の台ガーデンヒルズ	逆井藤ノ台 23-5
		50	ホームステーションらいふ柏南 ・はなみずき	南増尾 6-15-19
		51	ReHOPE ホス피스 柏南増尾	南増尾 1-14-11
		52	リベアホーム柏高柳	高柳 1402-5
	鎌ケ谷市	53	あいらの杜新鎌ケ谷	初富 26-7
		54	アビタシオン鎌ケ谷	新鎌ケ谷 4-12-3
		55	ウェルホーム鎌ケ谷	新鎌ケ谷 3-13-16
		56	ハッピーライフ菜の花館	初富 373-11
	市川市	57	ベルソレイユ鎌ケ谷	南佐津間 3-17
		58	アイホーム市川まつひ台	大町 558
		59	リアンレーヴ市川	大町 563、564
	老人憩の家			
	鎌ケ谷市	60	鎌ケ谷市老人憩の家	くぬぎ山 2-1-8
		61	鎌ケ谷市老人憩の家	初富 102-207
		62	鎌ケ谷市老人憩の家	初富 221-1
		63	鎌ケ谷市老人憩の家	南佐津間 12-15
	老人福祉センター			
	松戸市	64	常盤平老人福祉センター	常盤平 3-25
		65	六実高柳老人福祉センター	高柳 1832
	柏市	66	柏市ほのぼのプラザますお	加賀 3-16-8
		67	南部老人福祉センター「かたくりの里」	藤心 293-1
		68	沼南老人福祉センター「いこい荘」	塚崎 1356

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和6年度）」（千葉県ホームページ）

「介護施設等」（松戸市ホームページ）

「施設案内」（柏市ホームページ）

「老人憩の家」（鎌ケ谷市ホームページ）

「鎌ケ谷市内の介護施設一覧」（鎌ケ谷市ホームページ）

表 3-2-11 (5) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
● 保育施設	松戸市	1	あそびのてんさい五香東保育園	五香 6-1-9
		2	金ケ作保育園	金ケ作 306
		3	金ケ作保育園なのはなルーム	常盤平 3-13-3
		4	金ケ作保育園元山駅なのはなルーム	五香南 1-5-1
		5	こうぜん保育園	六実 5-1-1
		6	こうぜん保育園いずみ	六実 5-1-6
		7	五香子すずめ保育園	五香 2-35-8
		8	ここりの森保育園五香	五香西 1-15-24
		9	ここりの森保育園五香東口	金ケ作 408-318
		10	ここりの森保育園常盤平	常盤平 1-22-5
		11	ここりの森保育園六高台	六高台 8-41-1
		12	ここりの森保育園六高台第二	六高台 8-41-1
		13	こすもすべीलーフ常盤平	常盤平 1-29-3
		14	たかさごスクール六高台	六実 6-13-2
		15	常盤平駅前ナーサリースクール	常盤平 3-1-1
		16	ときわ平保育園さくらんぼルーム	常盤平 2-9-3
		17	ドルチェルーム松飛台	紙敷 1-29-5
		18	はなみずきこども園	常盤平 3-25-2
		19	はなみずきこども園五香ルーム	常盤平 5-11-23
		20	牧の原保育所	牧の原 2-73
		21	松飛台保育所	五香西 4-44-1
		22	みらいまつど保育園	常盤平 7-31-26
		23	ミルキーホーム五香園	常盤平 6-3-15
		24	六実保育所	六高台 1-40
		25	RuRi 松戸保育園	常盤平 3-10-1
		26	ルンルンルーム保育園	小金原 7-34-9
	柏市	27	AIAI NURSERY 高柳	高柳 1493-1
		28	柏コスモス保育園	増尾 6-25-1
		29	柏さかさい保育園	逆井 1377-1
		30	柏みどり保育園	東中新宿 3-23-1
		31	Kid's Encourage	加賀 3-23-6
		32	キッズルームアリス高柳保育園	高柳 1498-1
		33	酒井根ひがし保育園	酒井 1-11-1
		34	酒井根保育園	酒井根 4-10-33
		35	咲さく良保育園	高柳 2-6-4
		36	第二ますお幼稚園	増尾台 4-6-60
		37	高柳西保育園	しいの木台 5-31-2
		38	高柳保育園	高柳 1503-9
		39	土南部保育園	逆井 1305-2
		40	ニチイキッズ逆井みなみ保育園	逆井 5-15-19
		41	晴山の森	しいの木台 5-47-4
		42	東中新宿保育園	東中新宿 4-5-24
		43	保育室みどりの木	東中新宿 1-23-16
		44	増尾保育園	増尾 6-6-1
		45	みなみ高柳保育園	高柳 1337-2
	鎌ケ谷市	46	あっとほーむママ・にじのこ	新鎌ケ谷 3-1-19
		47	おおぞら保育園	初富 354-1
		48	栗野保育園	栗野 740-3
		49	スクルドエンジェル保育園新鎌ケ谷園	新鎌ケ谷 1-16-10
		50	たかし保育園新鎌ケ谷	初富 919-15
		51	ふじのこ保育園	初富 82-1

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和6年度）」（千葉県ホームページ）

「保育施設一覧」（松戸市ホームページ）

「認定こども園・保育園」（柏市ホームページ）

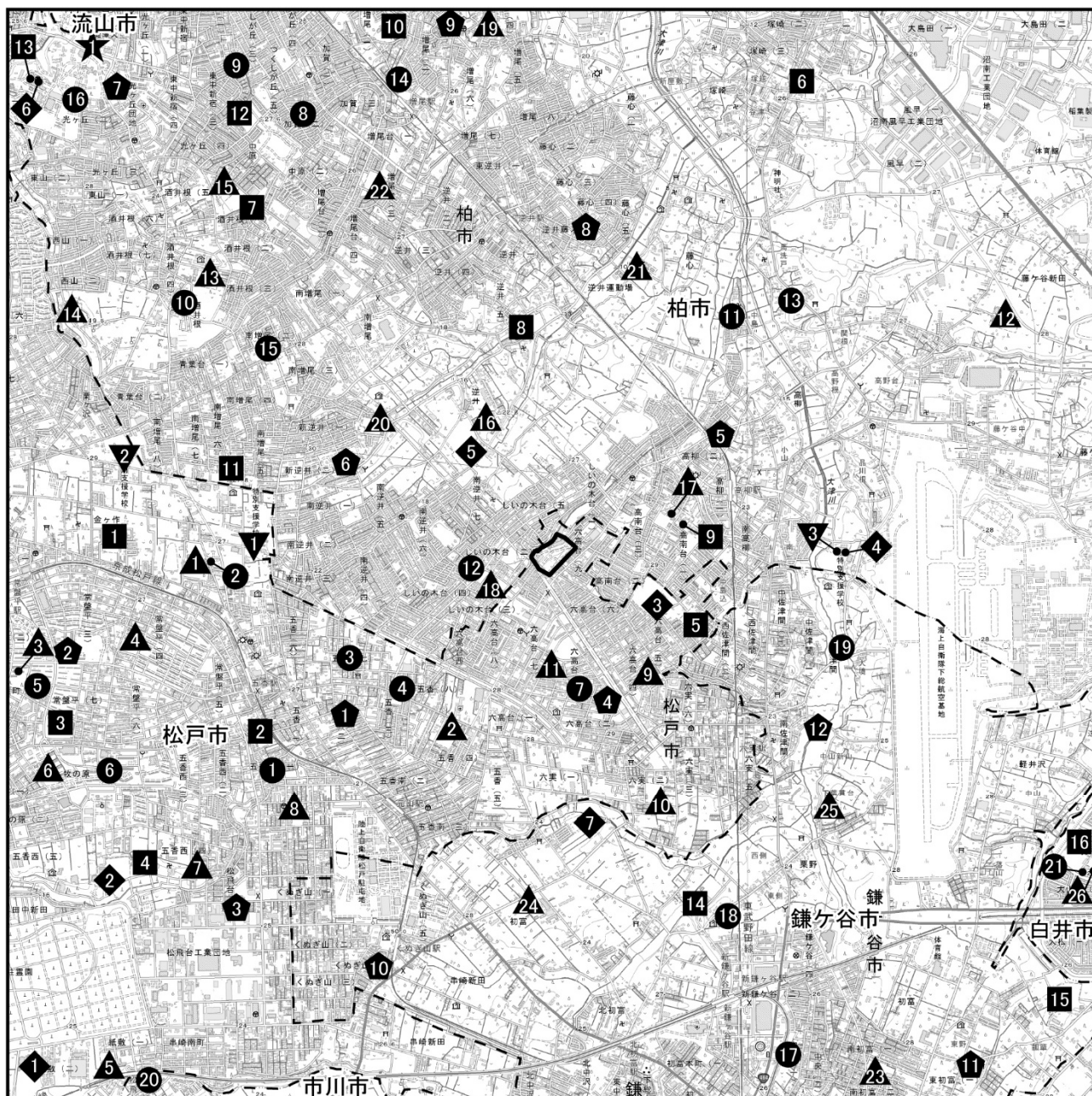
「保育園・認定こども園・小規模保育事業空き状況、受入状況」（鎌ケ谷市ホームページ）

表 3-2-11(6) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設（保育施設）

区分	市町	No.	施設名	住所
●保育施設	鎌ケ谷市	52	ふたば園	新鎌ケ谷 1-10-29
		53	ぶれあ保育園・新鎌ケ谷	新鎌ケ谷 1-10-5
		54	まなびの森 鎌ケ谷ピコレール保育園	新鎌ケ谷 1-13-3
		55	みちる kids 園	新鎌ケ谷 1-11-20
	白井市	56	はなぶさ保育園	大山口 2-2-4

出典：「社会福祉施設等一覧表（令和6年度）」（千葉県ホームページ）

「保育園・認定こども園・小規模保育事業空き状況、受入状況」（鎌ケ谷市ホームページ）



凡 例

都市計画対象事業実施区域

市境



幼稚園



小学校



中学校



高等学校



大学・専門学校



図書館



その他

注) 図中の番号は表 3-2-11(1)、(2)と一致する。

出典: 「令和 6 年版 千葉県教育便覧」(千葉県ホームページ)

「私立幼稚園名簿」(千葉県ホームページ)

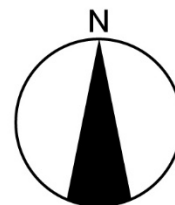
「認定こども園一覧」(千葉県ホームページ)

「松戸市立図書館」(松戸市ホームページ)

「市内図書館のご案内」(柏市ホームページ)

「鎌ヶ谷市立図書館 施設案内」(鎌ヶ谷市立図書館ホームページ)

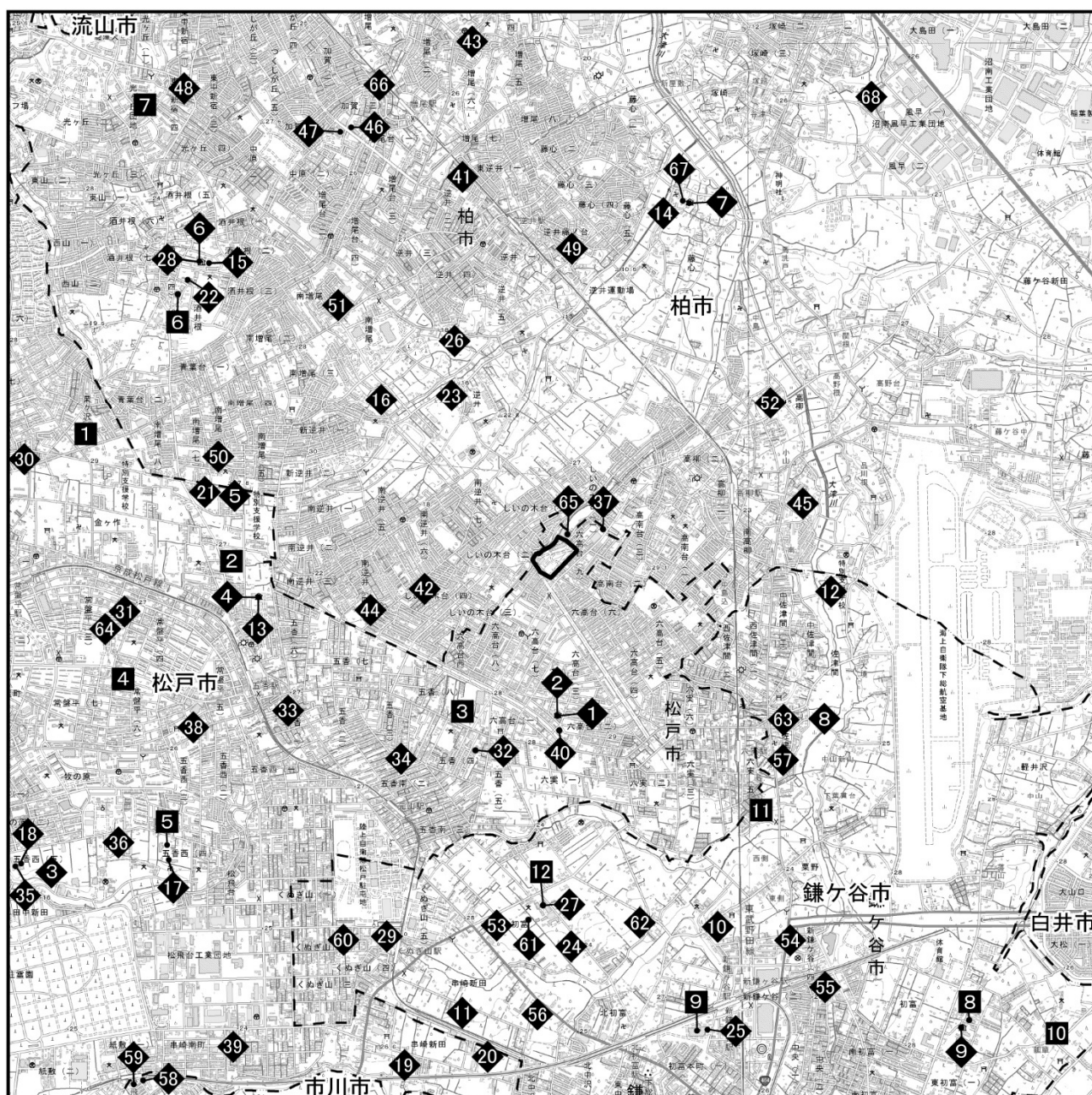
この地図は国土院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-2-8(1) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設(教育施設)



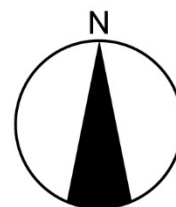
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 病院
- 福祉施設

注) 図中の番号は表 3-2-11(3)、(4)と一致する。

出典: 「医療情報ネット (ナビィ)」(厚生労働省)
「病院名簿」(千葉県ホームページ)
「社会福祉施設等一覧表 (令和 6 年度)」(千葉県ホームページ)
「介護施設等」(松戸市ホームページ)
「施設案内」(柏市ホームページ)
「老人憩の家」(鎌ケ谷市ホームページ)
「鎌ケ谷市内の介護施設一覧」(鎌ケ谷市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

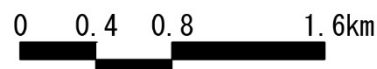
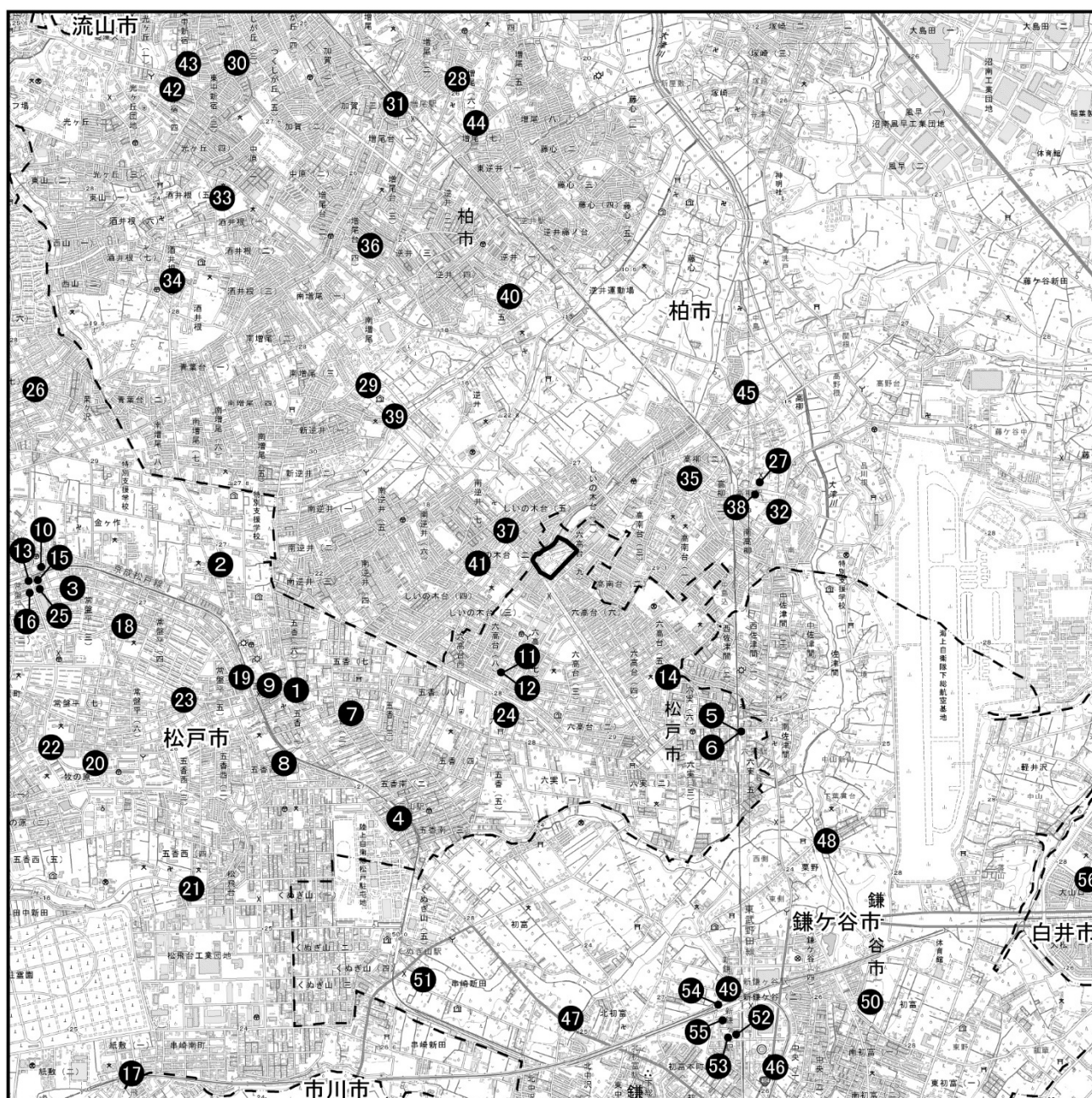


図 3-2-8(2) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設 (医療・福祉施設)



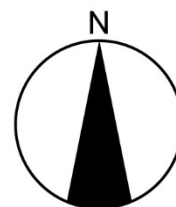
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 保育施設

注) 図中の番号は表 3-2-11 (5)、(6) と一致する。

出典: 「社会福祉施設等一覧表 (令和 6 年度)」 (千葉県ホームページ)
「保育施設一覧」 (松戸市ホームページ)
「認定こども園・保育園」 (柏市ホームページ)
「保育園・認定こども園・小規模保育事業空き状況、受入状況」 (鎌ヶ谷市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

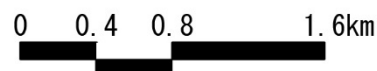


図 3-2-8 (3) 都市計画対象事業実施区域周辺の環境保全への配慮を要する施設 (保育施設)

3-2-7 下水道の整備の状況

松戸市及び周辺市の令和４年度における公共下水道の普及状況は、表 3-2-12に示すとおりである。また、松戸市における公共下水道の普及状況の推移は、表 3-2-13に示すとおりである。

松戸市の令和４年度の公共下水道整備率は面積比で71.0％、普及率は人口比で88.4％である。

表 3-2-12 公共下水道普及状況（令和４年度）

市	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	汚水 整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比％)	普及率 (人口比％)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
松戸市	6,138	497.3	5,720	4,061	439.6	71.0	88.4
柏市	11,474	434.2	7,360	4,820	393.8	65.5	90.7
鎌ヶ谷市	2,108	109.5	1,732	688	77.5	39.7	70.8

注１）人口は「住民基本台帳」による令和５年３月31日現在の数値である。

注２）行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による令和４年10月１日現在の数値である。

注３）端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（令和５年）」（千葉県ホームページ）

表 3-2-13 松戸市の公共下水道普及状況の推移

年度	行政区域		全体 計画 面積 (ha)	汚水 整備 面積 (ha)	処理 人口 (千人)	整備率 (面積比％)	普及率 (人口比％)
	面積 (ha)	人口 (千人)					
平成30年度	6,138	497.0	5,720	3,899	426.9	68.2	85.9
令和元年度	6,138	499.0	5,720	3,935	431.8	68.8	86.5
令和２年度	6,138	498.3	5,720	3,977	434.7	69.5	87.2
令和３年度	6,138	497.1	5,720	4,032	436.5	70.5	87.8
令和４年度	6,138	497.3	5,720	4,061	439.6	71.0	88.4

注１）人口は「住民基本台帳」による令和５年３月31日現在の数値である。

注２）行政区域面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による令和４年10月１日現在の数値である。

注３）端数処理のため、総数と内訳が一致しない場合がある。

出典：「千葉県統計年鑑（令和元～令和５年）」（千葉県ホームページ）

3-2-8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

1. 公害防止関係法令等

(1) 大気

① 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-14(1)～(4)に示すとおりである。環境基準以外の指針値等は、表 3-2-15に示すとおりである。また、千葉県では二酸化窒素の環境目標値（日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）が定められている。

表 3-2-14(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	－
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	－
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

注）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環告第 25 号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環告第 38 号）

表 3-2-14(2) 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	

注）環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環告第 4 号）

表 3-2-14(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	備考
微小粒子状物質	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り除かれる粒子をいう。

注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 環告第 33 号）

表 3-2-14(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値
ダイオキシン類	1年平均値が $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること。

備考 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

表 3-2-15 その他の指針値等

物質	指針値・目標値	根拠
非メタン炭化水素	午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が、 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲以下	①
二酸化窒素	日平均値の年間98%値が 0.04ppm 以下	②
塩化水素	目標環境濃度 0.02ppm 以下	③
アクリロニトリル	年平均値 $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	④
塩化ビニルモノマー	年平均値 $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
水銀	年平均値 $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下	
クロロホルム	年平均値 $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑤
1,2-ジクロロエタン	年平均値 $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 $6\text{ng-As}/\text{m}^3$ 以下	⑥
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下	⑦
塩化メチル	年平均値 $94\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	⑧
アセトアルデヒド	年平均値 $120\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	

注) 表中の根拠は以下に示すとおりである。

①：「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について（答申）」

（昭和51年8月 中央公害対策審議会）

②：「二酸化窒素に係る環境目標値について（千葉県環境部長通知）」（昭和54年8月 大第114号）

③：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和52年6月 環大規第136号）

④：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成15年7月 中環審第143号）

⑤：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（平成18年11月 中環審）

⑥：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（平成22年10月 中環審）

⑦：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」（平成26年4月 中環審）

⑧：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」（令和2年8月 中環審第1132号）

② 大気汚染に係る規制基準

本事業は、「大気汚染防止法」に定めるばい煙発生施設及び水銀排出施設（廃棄物焼却炉）に該当し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、有害物質及び水銀の排出基準が適用される。

さらに、この施設は「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める大気基準適用施設に該当し、ダイオキシン類の排出基準が適用される。

ア. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。松戸市は $K=1.75$ が適用される。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 硫黄酸化物の排出量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$)

H_e : 補正された排出口の高さ（煙突実高＋煙上昇高）(m)

K : 地域によって異なる値（松戸市は $K=1.75$ ）

また、硫黄酸化物の総量規制は、表 3-2-16に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。都市計画対象事業実施区域がある松戸市は千葉北部区域に該当し、規制基準が適用される。また、小規模工場については、表 3-2-17に示すとおり、石油系燃料中の硫黄含有率を規制している。

表 3-2-16 硫黄酸化物に係る総量規制基準（原燃料使用量が 500 L/h 以上）

区域	総量規制基準
千葉北部区域 松戸市、市川市、浦安市、 船橋市、習志野市	$Q = 3.3W^{0.90} + 0.5 \times 3.3 \{ (W + W_i)^{0.90} - W^{0.90} \}$

注) Q : 許容硫黄酸化物量 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$)

W : 昭和51年9月30日（小型ボイラーについては昭和60年9月9日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年1月31日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年1月31日）までに設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの(kL/h)

W_i : 昭和51年10月1日（小型ボイラーについては昭和60年9月10日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年2月1日並びにガス機関及びガソリン機関については平成3年2月1日）以後に設置された施設で定格能力で運転する場合の原燃料使用量を重油の量に換算したもの(kL/h)

出典：「硫黄酸化物に係る総量規制基準」（昭和63年1月 千葉県告示第65号）

表 3-2-17 硫黄酸化物に係る燃料使用基準

工場・事業場の規模	50 L/h 以上200 L/h 未満	200 L/h 以上500 L/h 未満
石油系燃料中硫黄許容含有率	0.8%	0.6%

出典：「硫黄酸化物に係る燃料使用基準」（昭和63年1月 千葉県告示第66号）

イ．窒素酸化物

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準は、表 3-2-18 に示すとおりである。

表 3-2-18 廃棄物焼却炉における窒素酸化物の排出基準

施設の種類		排出ガス量 (万m ³ _N /h)	排出基準 (ppm)	施設設置年月日
浮遊回転燃焼式焼却炉	連続炉	4 以上	450 (On=12%)	昭和54年 8 月 10 日 以降
		4 未満		
特殊廃棄物焼却炉 ^{注)}	連続炉	4 以上	250 (On=12%)	
		4 未満	700 (On=12%)	
上記 2 項以外の 廃棄物焼却炉	連続炉	4 以上	250 (On=12%)	
		4 未満		
	連続炉以外	4 以上		

注) ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処置する工程から排出される廃棄物を焼却するものをいう。

備考 窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の窒素酸化物の濃度 (ppm)

On : 標準酸素濃度 (12%)

Os : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては20%とする。)

Cs : 排出ガス中の窒素酸化物の実測値 (ppm) (JIS K 0104による。)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年 6 月 厚生省・通商産業省令第 1 号)

また、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制は、表 3-2-19 に示すとおりである。工場・事業場が集合している地域について、工場・事業場ごとに総排出量を規制している。都市計画対象事業実施区域がある松戸市は対象地域に該当し、規制基準が適用される。

表 3-2-19 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」に基づく窒素酸化物の総量規制

区域	指導基準
市川市、木更津市、松戸市、習志野市、柏市、市原市、流山市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、野田市（関宿台町、関宿江戸町、関宿江戸町飛地、関宿元町、関宿元町飛地、関宿内町、関宿町、関宿三軒家、平井、東宝珠花、次木、新野井、子布内、桐ヶ作、平成、柏寺、中戸、中戸谷津、新田戸、西高野、はやま、東高野、木間ヶ瀬、木間ヶ瀬新田、岡田、岡田新田、丸井を除く）	$Q = 1.86W^{0.95} + 1.31Wi^{0.95}$

Q : 許容窒素酸化物量 (m³_N/h)

W : 昭和58年 3 月 31 日 (小型ボイラーについては昭和60年 9 月 9 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年 1 月 31 日並びにガス機関及びガソリン機関については平成 4 年 3 月 31 日) までに設置され通常稼働しているばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kl/h)

Wi : 昭和58年 4 月 1 日 (小型ボイラーについては昭和60年 9 月 10 日、ガスタービン及びディーゼル機関については昭和63年 2 月 1 日並びにガス機関及びガソリン機関については平成 4 年 4 月 1 日) 以後に設置され通常稼働する全てのばい煙発生施設で使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したもの (kl/h)

出典 : 「千葉県窒素酸化物対策指導要綱」(昭和58年 4 月 千葉県)

ウ. ばいじん

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉の処理能力に応じた一般排出基準が定められている。また、「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」に基づき一部地域で上乘せ基準が定められており、松戸市は上乘せ基準の適用地域である。排出基準は、表 3-2-20(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-20(1) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（一般排出基準）

施設の種類	廃棄物の 処理能力 (t/h)	一般排出基準 (g/m ³ _N)		
		～平成10. 6. 30 設置	平成10. 7. 1 以後設置	0n (%)
廃棄物焼却炉	4 以上	0. 08	0. 04	12
	2 以上 4 未満	0. 15	0. 08	
	2 未満	0. 25	0. 15	

- 備考 (1) 一般排出基準に掲げるばいじんの濃度は、次の式により算出されたばいじんの濃度とする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$
C : ばいじんの濃度 (g/m³_N)
0n : 標準酸素濃度 (%)
0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)
Cs : 排出ガス中のばいじんの実測値 (g/m³_N) (JIS Z 8808による。)
なお、標準酸素濃度0nが0sの施設及び熱源として電気を使用する施設にあっては、C = Csとする。
- (2) 当該ばいじんの濃度には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれていないものとする。
- (3) ばいじんの濃度が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の濃度とする。
- (4) 上乘せ基準適用地域にあっては、一般排出基準と上乘せ基準のいずれか厳しい基準が適用される。
- 出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号）

表 3-2-20(2) 廃棄物焼却炉におけるばいじんの排出基準（上乘せ基準）

施設の種類	排出ガス量（湿り） (万m ³ _N /h)	上乘せ基準 (g/m ³ _N)
廃棄物焼却炉（連続炉）	4 以上	0. 10
	1 以上 4 未満	0. 20
	1 未満	—
上記以外の廃棄物焼却炉	—	0. 40

- 備考 上乘せ基準は標準酸素濃度による補正は行わない。
- 出典：「大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例」（昭和46年12月 千葉県条例第67号）

エ. 塩化水素

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における塩化水素の一般排出基準は、表 3-2-21に示すとおりである。

表 3-2-21 廃棄物焼却炉における塩化水素の排出基準

施設の種類	物質の種類	一般排出基準 (mg/m ³ _N)
廃棄物焼却炉	塩化水素	700

注) 塩化水素の濃度は、実測値を次式により換算した値とする。

$$C = \{9 / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 補正後の塩化水素濃度 (mg/m³_N)

0s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

Cs : 排出ガス中の塩化水素実測値 (mg/m³_N) (JIS K 0107による)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

オ. 水銀

「大気汚染防止法」に基づく廃棄物焼却炉における水銀の排出基準は、表 3-2-22に示すとおりである。

表 3-2-22 廃棄物焼却炉における水銀の規制基準

施設の種類	排出基準 (μg/m ³ _N)	
	～平成30. 3. 31 設置	平成30. 4. 1 以後設置
廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉、 下水污泥焼却炉)	50 (0n=12%)	30 (0n=12%)

注) 水銀の濃度の測定結果の基準との適否については、下記の式を用いて標準酸素濃度による補正を行う。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 酸素濃度0nにおける水銀濃度 (μg/m³_N)

0n : 標準酸素濃度 (%)

0s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs : 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス1 m³中の量に換算したもの (μg/m³_N)

出典 : 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月 厚生省・通商産業省令第1号)

カ. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-23に示すとおりである。

表 3-2-23 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類排出基準

施設の種類	焼却能力 ^{注1)}	排出基準 (ng-TEQ/m ³ _N) ^{注2)}		O _n (%)
		～平成12. 1. 14 設置	平成12. 1. 15 以後設置	
廃棄物焼却炉	4, 000kg/h 以上	1	0. 1	12
	2, 000～4, 000kg/h 未満	5	1	
	2, 000kg/h 未満	10	5	

注1) 火床面積0. 5m²以上又は焼却能力が50kg/h 以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度は次の式によって換算した濃度とする。

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C : 酸素濃度O_nにおけるダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m³_N)

O_n : 換算する酸素濃度 (%)

O_s : 排出ガス中の酸素濃度 (%) (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s : 排出ガス中のダイオキシン類の実測濃度 (ng-TEQ/m³_N)

出典 : 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」(平成11年12月 総理府令第67号)

(2) 水質

① 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、公共用水域の基準として人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準も定められている。

ア. 人の健康の保護に関する環境基準及びダイオキシン類の環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は表 3-2-24(1)に、ダイオキシン類の環境基準は表 3-2-24(2)に示すとおりである。人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について、ダイオキシン類の環境基準は公共用水域、地下水及び底質について一律に定められている。

表 3-2-24(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

表 3-2-24(2) ダイオキシン類に係る水質等の環境基準

項目	基準値
水質	1 pg-TEQ/L 以下
地下水	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 水質及び地下水の基準値は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月 環告第68号）

イ．生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3-2-25に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域北側を流れる上大津川については、河川C類型及び生物B類型に指定されている。

表 3-2-25 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L以上	—

- 備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。
- 3 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和46年12月 環境庁告示第59号）

ウ．地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3-2-26に示すとおりである。

なお、地下水のダイオキシン類の環境基準は、表 3-2-24(2)に示したとおりである。

表 3-2-26 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月 環境庁告示第10号）

② 水質汚濁に係る規制基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」に定める特定施設に該当する。本事業は、この特定施設を設置するため特定事業場に該当する。また、都市計画対象事業実施区域は、「湖沼水質保全特別措置法」に基づく指定地域（手賀沼流域）に指定されており、上乗せ排水基準及び汚濁負荷量に係る規制基準が適用される。

なお、松戸市（一部除く）は「水質汚濁防止法」に規定する東京湾総量規制に係る指定地域に指定されており、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量に対する総量規制基準が定められているが、都市計画対象事業実施区域は指定地域外である。

本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

ア．有害物質に係る排水基準

有害物質に係る排水基準は、表 3-2-27に示すとおりである。有害物質に係る排水基準は、排水量にかかわらず全ての特定事業場に適用されるが、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-27 排水基準（有害物質）

項目	排水基準	備考
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L [※]	ごみ焼却施設
シアン化合物	不検出 [※]	
有機燐化合物	不検出 [※]	
鉛及びその化合物	0.1mg/L	
六価クロム化合物	0.05mg/L [※]	
砒素及びその化合物	0.05mg/L [※]	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L [※]	
アルキル水銀化合物	不検出	
P C B	不検出 [※]	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	全業種
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1mg/L	
ほう素及びその化合物	10mg/L	海域以外
	230mg/L	海域
ふっ素及びその化合物	8mg/L	海域以外
	15mg/L ^{注1)}	海域
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L ^{注2)}	全業種
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	

注1) 日平均排水量が30m³以上の場合、上乗せ基準10mg/Lが適用される。

注2) アンモニア性窒素に0.4 を乗じたものと、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。

注3) 「※」は上乗せ排水基準である。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月 千葉県条例第50号）

イ．有害物質以外に係る排水基準

有害物質以外に係る排水基準は、表 3-2-28に示すとおりである。有害物質以外に係る排水基準は、業種、排水量等によりそれぞれの基準が定められている。

なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-28 排水基準（有害物質以外）

項目		排水基準	備考
生物化学的酸素要求量（BOD） 又は化学的酸素要求量（COD）		30mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		20mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		10mg/L	500m ³ 以上
浮遊物質（SS）		60mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		40mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		20mg/L	500m ³ 以上
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	鉱油類含有量	5mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		3mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		2mg/L	500m ³ 以上
	動植物油類含有量	30mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		3mg/L	500m ³ 以上
水素イオン濃度（pH）		5.8～8.6	10m ³ 以上30m ³ 未満
		5.8～8.6	30m ³ 以上（海域以外）
		5～9	30m ³ 以上（海域）
フェノール類		5mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
銅含有量		3mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		1mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
亜鉛含有量		5mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		1mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
溶解性鉄含有量		10mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		1mg/L	500m ³ 以上
溶解性マンガン含有量		10mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		1mg/L	500m ³ 以上
クロム含有量		2mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		0.5mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
大腸菌数		800CFU/mL	10m ³ 以上30m ³ 未満
			30m ³ 以上500m ³ 未満
			500m ³ 以上
窒素含有量（T-N）		25mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		15mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		10mg/L	500m ³ 以上
燐含有量（T-P）		2mg/L	10m ³ 以上30m ³ 未満
		1mg/L	30m ³ 以上500m ³ 未満
		0.5mg/L	500m ³ 以上

注）排水量は、1日あたりの平均排水量である。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月 総理府令第35号）

「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月 千葉県条例第50号）

ウ．ダイオキシン類の排出基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の排出基準は、表 3-2-29 に示すとおりである。

なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-29 ダイオキシン類の排出基準

施設の種類	排出基準 (pg-TEQ/ L)
大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	10

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年12月 総理府令第67号）

エ．汚濁負荷量に係る規制基準

「湖沼水質保全特別措置法」に基づく汚濁負荷量に係る規制基準は、表 3-2-30に示すとおりである。「湖沼水質保全特別措置法」では、指定地域内の「水質汚濁特別措置法」に定める特定事業場で、日平均排水量が50m³以上のものを湖沼特定事業場と定めており、排水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量を規制している。

なお、本事業ではプラント排水及び生活排水は下水道に放流する計画である。

表 3-2-30 「湖沼水質保全特別措置法」に基づく汚濁負荷量に係る規制基準

項目	a	b	備考
化学的酸素要求量（COD）	24.6	0.95	日平均排水量500m ³ 未満
	10.4	0.99	日平均排水量500m ³ 以上
窒素含有量	17.0	0.97	日平均排水量500m ³ 未満
	11.3	0.97	日平均排水量500m ³ 以上
燐含有量	1.13	0.97	日平均排水量500m ³ 未満
	0.57	0.97	日平均排水量500m ³ 以上

注）規制基準は次式により換算した値とする。

$$L = a \cdot Q^b \times 10^{-3}$$

L：排出が許容される汚濁負荷量（kg/日）

Q：排水の量で届出の最大値（m³/日）

a 及び b：定数

出典：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年7月 法律第61号）

「湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量に係る規制基準」

（昭和62年7月 千葉県告示651号 及び 平成5年8月 千葉県告示第735号）

(3) 土壌

① 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準は、表 3-2-31(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-31(1) 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機リン	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。

2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機リン（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 環境庁告示第 46 号）

表 3-2-31(2) ダイオキシン類に係る土壌の環境基準

項目	基準値
土壌	1,000pg-TEQ/ g 以下

備考 1 環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

2 環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 環告第 68 号）

② 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」に基づく指定区域の指定基準は、表 3-2-32に示すとおりである。

表 3-2-32 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—
ベンゼン	0.01mg/L以下	—
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.003mg/L以下	カドミウム 45mg/kg 以下
六価クロム化合物	六価クロム 0.05mg/L以下	六価クロム 250mg/kg 以下
シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
水銀及びその化合物	水銀 0.0005mg/L以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	水銀 15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	セレン 0.01mg/L以下	セレン 150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	鉛 0.01mg/L以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	砒素 0.01mg/L以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.8mg/L以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	ほう素 1mg/L以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
シマジン	0.003mg/L以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—
チウラム	0.006mg/L以下	—
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

(4) 地盤沈下

千葉県内では、地盤沈下防止のため、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「千葉県環境保全条例」に基づき、地下水の採取を規制している。地下水採取規制の概要は、表 3-2-33に示すとおりである。

なお、松戸市は、市全域がそれぞれに基づく地下水採取規制指定地域に定められている。

表 3-2-33 千葉県内の地下水採取規制一覧

法令名	指定地域	規制対象の用途	規制対象の規模
工業用水法	千葉市（国道14号線及び16号線以西）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（国道16号線以西）、浦安市、袖ケ浦市（国道16号線以西）	工業用 （工業とは製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業をいう）	吐出口の断面積が6平方センチメートルを超えるもの
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	千葉市（上水道給水区域）、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市（上水道給水区域）、鎌ヶ谷市、浦安市	建築物用 （冷房設備、暖房設備、水洗便所、自動車車庫に設けられた洗車設備、公衆浴場（浴室床面積の合計が150平方メートルを超えるもの））	
千葉県環境保全条例	市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市（旧大栄町を除く）、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、山武市（旧山武町に限る）、酒々井町、栄町、芝山町、長柄町	工業用、鉱業用、建築物用、農業用、水道用、工業用水道事業用、ゴルフ場における散水用	

出典：「工業用水法」（昭和31年6月 法律第146号）

「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月 法律第100号）

「千葉県環境保全条例」（平成7年3月 条例第3号）

(5) 騒音

① 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3-2-34(1)～(3)に示すとおりである。
都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、地域の類型Bの基準値が適用される。

表 3-2-34(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A 及び B	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

※地域の類型 松戸市 A A：特に静穏を要する地域。松戸市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
及び第二種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
柏市 A A：特に静穏を要する地域。柏市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第
二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
鎌ケ谷市 A A：特に静穏を要する地域。鎌ケ谷市には該当する地域はない。
A：第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域
B：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

「松戸市告示第193号」（平成25年4月）

「柏市告示第81号」（平成24年3月）

「鎌ケ谷市告示第31号」（平成24年3月）

表 3-2-34(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-34 (3)の基準による。

※地域の区分は表 3-2-34 (1)の地域の類型と同様である。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

表 3-2-34(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定することとする。

(1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

(2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月 環告第64号）

また、「環境基本法」に基づく航空機騒音に係る環境基準は、表 3-2-35(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-35(1) 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月 環境庁告示第154号）

表 3-2-35(2) 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

飛行場名	環境基準をあてはめる市	地域の類型	指定地域
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市の一部	I 類型	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び未指定地域
		II 類型	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「航空機騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定」（昭和53年8月 千葉県告示第695号）

② 騒音に係る規制基準等

ア. 「騒音規制法」に基づく規制基準

(ア) 特定工場・事業所

「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準は、表 3-2-36に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第二種区域の基準値が適用される。

表 3-2-36 「騒音規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 地域の区分	昼間 午前 8 時～ 午後 7 時	朝・夕 午前 6 時～午前 8 時 午後 7 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～ 午前 6 時
第一種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

第二種：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第三種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第四種：工業地域及び工業専用地域

備考 第二種区域、第三種区域及び第四種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値を基準値とする。

出典：「騒音規制法」（昭和43年 6 月 法律第98号）

(イ) 自動車騒音

「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度は、表 3-2-37(1)、(2)に示すとおりである。

表 3-2-37(1) 「騒音規制法」に基づく自動車騒音の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時～午後10時	夜間 午後10時～午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※区域の区分 松戸市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
柏市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
c区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
鎌ケ谷市 a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第一特別地域^(注)
c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（第一特別地域を除く）、工業地域

注) 第一特別地域とは、準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域。

備考 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3-2-37(2)の基準による。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年 3 月 総理府令第15号)

「松戸市告示第154号」(平成24年 3 月)

「柏市告示第76号」(平成20年 3 月)

「鎌ケ谷市告示第27号」(平成24年 3 月)

表 3-2-37(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前 6 時～午後10時	夜間 午後10時～午前 6 時
75デシベル以下	70デシベル以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成12年 3 月 総理府令第15号)

(ウ) 特定建設作業

「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音の規制基準は、表 3-2-38に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-38 「騒音規制法」に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間		1日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	午後10時から翌日午前6時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、工業専用地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域。

第二号区域：第一号区域以外の区域。

出典：「騒音規制法」（昭和43年6月 法律第98号）

「松戸市告示第230号」（平成27年6月）

イ. 「松戸市公害防止条例」に基づく規制基準

(ア) 特定事業場

「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準は、表 3-2-39に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域の基準値が適用される。

表 3-2-39 「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準

地域の区分 時間の区分	昼間 午前8時～ 午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 午前6時
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
工業専用地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考 (1) 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。

(2) 学校、病院等の敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、上記表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。（住居専用地域を除く。）

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月 松戸市）

(イ) 特定建設作業

「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3-2-40に示すとおりである。

表 3-2-40 「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準

騒音の 大きさ	作業時間	1日の作業時間	作業期間	作業日
85デシベルを超えないこと	午後7時から翌日午前7時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月 松戸市）

(6) 振動

① 「振動規制法」に基づく規制基準

ア. 特定工場・事業所

「振動規制法」に基づく特定工場・事業所において発生する振動の規制基準は、表 3-2-41に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第一種区域の基準値が適用される。

表 3-2-41 「振動規制法」に基づく特定工場・事業所に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～午前8時
	第一種区域	第二種区域
第一種区域	60デシベル	55デシベル
第二種区域	65デシベル	60デシベル

※区域の区分 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

出典：「振動規制法」（昭和51年6月 法律第64号）

イ．道路交通振動

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度は、表 3-2-42に示すとおりである。

表 3-2-42 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 8 時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

※区域の区分 松戸市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第二種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
柏市 第一種：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
第二種：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
鎌ヶ谷市 第一種：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
第二種：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
備考 第一種区域及び第二種区域に所在する学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
出典：「振動規制法」（昭和51年 6 月 法律第64号）
「松戸市告示第158号」（平成24年 3 月）
「柏市告示第78号」（平成20年 3 月）
「鎌ヶ谷市告示第28号」（平成24年 3 月）

ウ．特定建設作業

「振動規制法」に基づく特定建設作業振動の規制基準は、表 3-2-43に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域であり、第一号区域の基準が適用される。

表 3-2-43 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間		1 日の作業時間		作業期間	作業日
	第一号区域	第二号区域	第一号区域	第二号区域		
75デシベルを超えないこと	午後 7 時から翌日午前 7 時までの時間内でないこと	午後 10 時から翌日午前 6 時までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

※区域の区分 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域。
第二号区域：第一号区域以外の区域。
出典：「振動規制法」（昭和51年 6 月 法律第64号）
「松戸市告示第201号」（平成25年 4 月12日）

② 「松戸市公害防止条例」に基づく規制基準

ア．特定事業場

「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準は、表 3-2-44に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域の基準値が適用される。

表 3-2-44 「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前 8 時～午後 7 時	夜間 午後 7 時～午前 8 時
	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	60デシベル
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 その他の地域	65デシベル	55デシベル
	60デシベル	60デシベル

備考 (1) 騒音の測定点は、原則として音源の存する敷地の境界線とする。

(2) 学校、病院等の敷地の周囲50m以内の区域における規制基準は、上記表に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年 4 月 松戸市）

イ．特定建設作業

「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準は、表 3-2-45に示すとおりである。

表 3-2-45 「松戸市公害防止条例」に基づく特定建設作業に係る規制基準

振動の 大きさ	作業時間	1 日の作業時間	作業期間	作業日
75デシベルを超えないこと	午後 7 時から翌日午前 7 時 までの時間内でないこと	10時間を超えないこと	連続 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日ではないこと

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年 4 月 松戸市）

(7) 悪臭

① 「悪臭防止法」に基づく規制基準

松戸市は、市の全域が「悪臭防止法」の指定地域であり、工場・事業場等から排出される臭気指数による規制基準が松戸市によって定められている。また、「千葉県悪臭防止対策の指針」により悪臭の防止に関する指導が行われている。

「悪臭防止法」に基づく悪臭に係る規制基準は表 3-2-46に、「千葉県悪臭防止対策の指針」に基づく指導目標値は表 3-2-47に示すとおりである。

また、参考として「悪臭防止法」に基づく悪臭物質濃度による規制基準は、表 3-2-48(1)～(3)に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域の規制基準が適用される。

表 3-2-46 「悪臭防止法」に基づく規制基準

許容限度 地域の区分	工場敷地境界線における臭気指数	排出口の臭気指数	排出水の臭気指数
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	12	悪臭防止法第4条第2項第2号で定める方法	28
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 市街化調整地域	13		29
工業専用地域	14		30

備考 1 「臭気指数」とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)に定める方法とする。

2 市街化調整区域並びに第一種低層住宅専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項及び同法第8条第1項第1号の規定により定められた区域及び地域をいう。

出典：「悪臭防止法」(昭和46年6月 法律第91号)

「悪臭規制について」(平成19年8月 松戸市)

表 3-2-47 「千葉県悪臭防止対策の指針」による指導目標値(臭気濃度)

地域の区分		排出口	敷地境界
地域	該当地域		
住居系地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	500程度	15程度
工場、商店、住居混在地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、未指定地域(工業団地を除く)	1,000程度	20程度
工業系地域	工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

出典：「千葉県悪臭防止対策の指針」(昭和56年6月 第90号)

表 3-2-48(1) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（敷地境界における悪臭）

特定悪臭物質	許容限度 (ppm)	特定悪臭物質	許容限度 (ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 3-2-48(2) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（煙突等の気体排出口における悪臭）

$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$ q ：流量（温度0℃、1気圧の状態に換算した m^3 /時） He ：補正された排出口高さ（m） Cm ：左記敷地境界での規制基準（ppm） 対象物質：アンモニア・硫化水素・トリメチルアミン・プロピオンアルデヒド・ノルマルブチルアルデヒド・イソブチルアルデヒド・ノルマルバレルアルデヒド・イソバレルアルデヒド・イソブタノール・酢酸エチル・メチルイソブチルケトン・トルエン・キシレン（13物質）
--

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

表 3-2-48(3) 「悪臭防止法」に基づく規制基準（排出水の悪臭）

特定悪臭物質	排出水の量	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.03
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.007
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.1
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.02
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.3
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.07
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 m^3 /秒以下の場合	0.6
	0.001 m^3 /秒を超え、0.1 m^3 /秒以下の場合	0.1
	0.1 m^3 /秒を超える場合	0.03

出典：「悪臭防止法」（昭和46年6月 法律第91号）

② 「松戸市公害防止条例」に基づく規制基準

「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準は、表 3-2-49に示すとおりである。本事業は、特定事業場に該当しない。

表 3-2-49 「松戸市公害防止条例」に基づく特定事業場に係る規制基準

規制基準
周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度

出典：「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月 松戸市）

(8) 日影

「建築基準法第56条の2」に基づく松戸市における日影による中高層の建築物の高さの制限は表 3-2-50に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は第一種住居地域の規制基準が適用される。

表 3-2-50 日影による中高層の建築物の高さの制限

用途地域	制限を受ける建築物	日影を測定する測定面 (平均地盤面からの高さ)	対象区域	制限される日影時間		
				規制値 の種別	敷地境界線からの距離	
					5 mを超え 10m以内	10mを超える範囲
第一種低層住居 専用地域 第二種低層住居 専用地域	軒の高さが7 m を超える建築物 又は地階を除く 階数が3以上の 建築物	1.5m	容積率が50%、60%又は80%である区域	(一)	3 時間	2 時間
			容積率が100%又は150%である区域	(二)	4 時間	2.5時間
			容積率が200%である区域	(三)	5 時間	3 時間
第一種中高層 住居専用地域 第二種中高層 住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4 m	容積率が100%、又は150%である区域	(一)	3 時間	2 時間
			容積率が200%である区域であって第一種高度地区であるもの			
			容積率が200%である区域(第一種高度地区であるものを除く)	(二)	4 時間	2.5時間
			容積率が300%である区域	(三)	5 時間	3 時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4 m	容積率が200%である区域であって第一種高度地区又は第二種高度地区であるもの	(一)	4 時間	2.5時間
			容積率が200%である区域(第一種高度地区又は第二種高度地区であるものを除く)	(二)	5 時間	3 時間
			容積率が300%又は400%である区域			
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4 m	容積率が200%である区域であって第一種高度地区であるもの	(一)	4 時間	2.5時間
			容積率が200%である区域であって第二種高度地区であるもの	(二)	5 時間	3 時間

注1) 規制される日影時間は、冬至日の午前8時から午後4時までの間とする。

注2) 容積率とは、法第52条第1項各号に規定する建築物の延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合であって、用途地域に関する都市計画において定められたものをいう。

注3) 第一種高度地区とは、高度地区であって、建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さをいう。以下同じ。)が当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とされているものをいう。

注4) 第二種高度地区とは、高度地区であって、建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とされ、かつ、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とされているものをいう。

出典:「千葉県建築基準法施行条例」(昭和36年11月10日 条例第39号)

「日影による中高層の建築物の高さの制限について」(松戸市ホームページ)

2. 自然環境保全に係る指定・規制地域

自然環境保全等に係る法令の指定及び規制の状況は、次のとおりである。

(1) 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資するために設けられた区域である。

千葉県では、「自然公園法」に基づく国定公園及び「千葉県立自然公園条例」に基づく県立自然公園がある。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺には、国定公園及び県立自然公園の指定はない。

(2) 自然環境保全地域等

自然環境保全地域とは、「自然環境保全法」及び都道府県の各条例に基づき自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域である。

千葉県では、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくため、「千葉県自然環境保全条例」に基づき①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域を指定している。

なお、都市計画対象事業実施区域周辺には、「自然環境保全法」に基づく自然環境保全地域等及び「千葉県自然環境保全条例」に基づく①自然環境保全地域、②郷土環境保全地域、③緑地環境保全地域の指定はない。

(3) 首都圏近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全区域とは、「首都圏近郊緑地法」に基づき首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために指定された区域である。

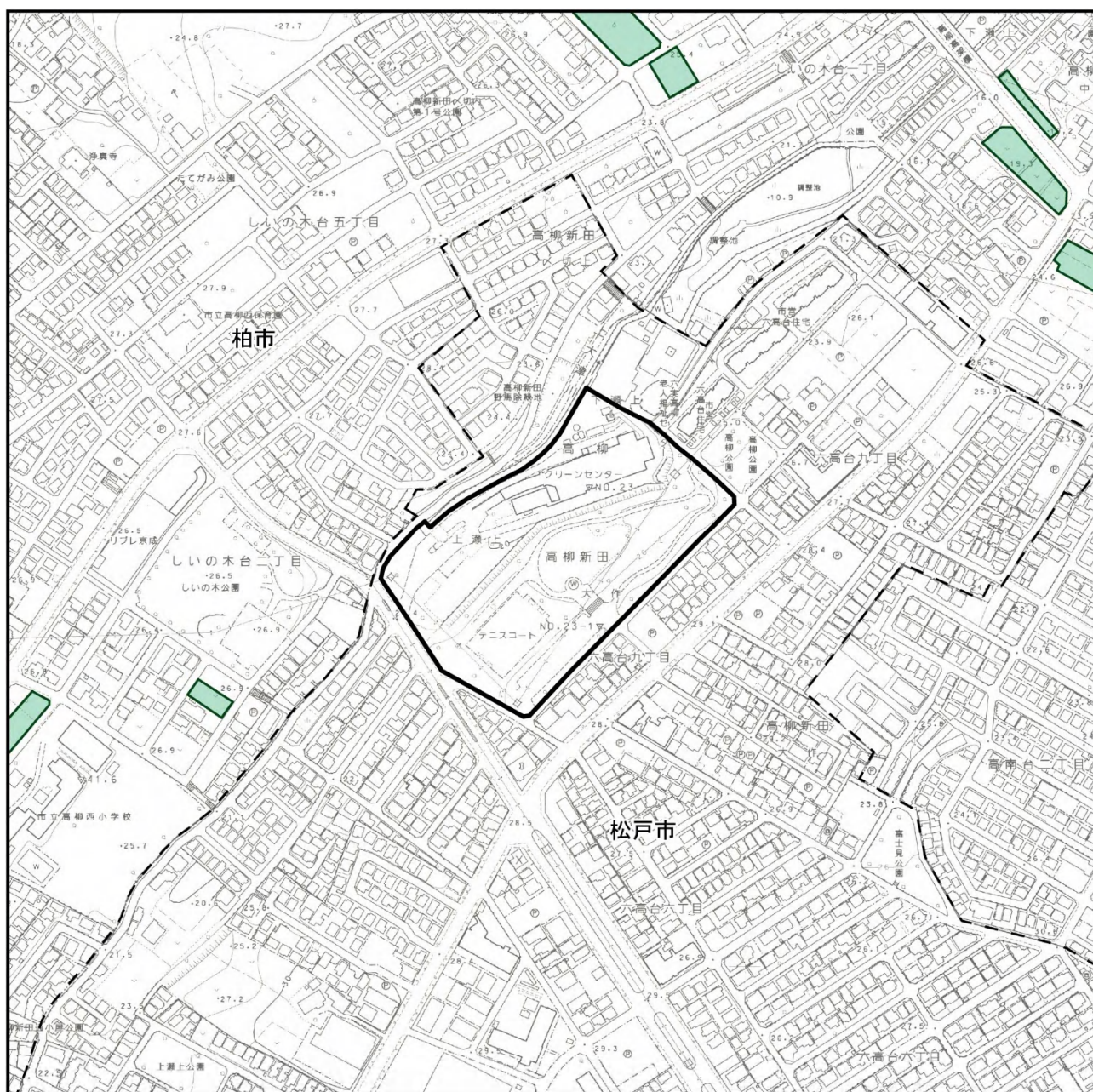
なお、都市計画対象事業実施区域周辺には、首都圏近郊緑地保全区域の指定はない。

(4) 生産緑地地区

生産緑地地区とは、「生産緑地法」に基づき市街化区域内の農地を保護し良好な都市環境の形成を図ることを目的とするものである。

都市計画対象事業実施区域周辺における指定の状況は、図 3-2-2(1)、(2) (3-107、108頁参照) に示すとおりであり、詳細は図 3-2-9に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域西側約0.2kmに、最寄りの生産緑地地区が存在している。



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 生産緑地地区

出典：「柏都市計画図」（令和6年4月 柏市）

この地図は松戸市発行の松戸都市計画基本図を使用したものである。



1:5,000

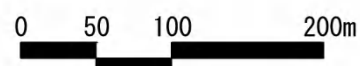


図 3-2-9 生産緑地地区位置図（詳細）

(5) 鳥獣保護区

鳥獣保護区とは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の保護繁殖を図るために指定されたものである。

都市計画対象事業実施区域及びその周辺における指定の状況は、表 3-2-51及び図 3-2-10に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域は東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域（銃器）に含まれている。

表 3-2-51 鳥獣保護区等の指定状況

区分	名称	面積 (ha)	期間
特定猟具使用禁止区域（銃器）	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域（銃器）	52,072	平成29年11月1日～ 令和9年10月31日
	白井市 特定猟具使用禁止区域（銃器）	3,295	令和3年11月1日～ 令和13年10月31日

出典：「千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）（令和6年11月1日現在）」（千葉県ホームページ）

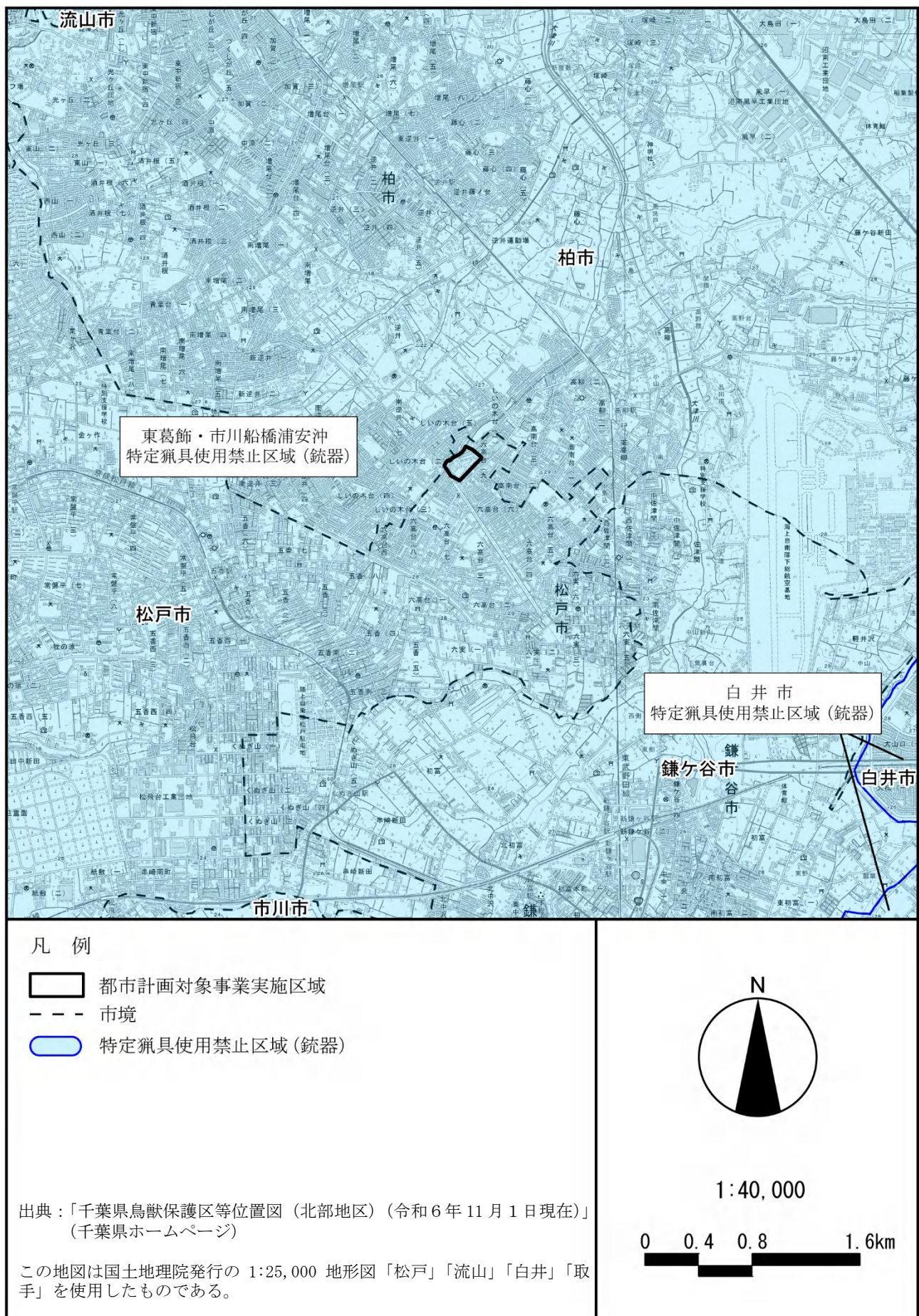


図 3-2-10 鳥獣保護区等位置図

3-2-9 その他の事項

1. 資源の利用の状況

都市計画対象事業実施区域周辺では、天然ガス、ヨード、砂利、土、岩石等の資源採取は行われていない。

2. 廃棄物の処理等の状況

(1) 一般廃棄物

松戸市及び周辺市の令和4年度における一般廃棄物処理状況は、表 3-2-52に示すとおりである。また、平成30年度から令和4年度における松戸市の一般廃棄物処理状況の推移は、表 3-2-53及び図 3-2-11に示すとおりである。

松戸市の平成30年度から令和4年度における一般廃棄物搬入量及び処理量は、過去5年間で概ね横ばいとなっている。

表 3-2-52 一般廃棄物処理状況（令和4年度）

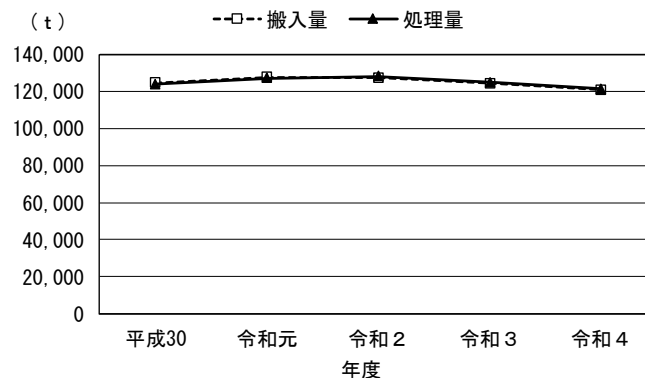
項目 市	搬入量（t）							処理量（t）				
	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	合計	直接焼却	直接最終処分	焼却以外の中間処理	直接資源化
松戸市	120,993	91,068	10,313	13,757	130	1,456	4,269	121,264	95,492	-	17,771	8,001
柏市	133,653	93,283	6,662	25,790	132	814	6,972	133,653	98,828	-	33,531	1,294
鎌ヶ谷市	29,641	20,819	1,292	5,434	-	222	1,874	29,641	21,920	-	7,721	-

出典：「令和4年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和6年8月 千葉県）

表 3-2-53 松戸市の一般廃棄物処理状況の推移

項目 市	搬入量（t）							処理量（t）				1人1日あたりの排出量（g）
	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	直接搬入量	合計	直接焼却	焼却以外の中間処理	直接資源化	
平成30年度	124,752	92,979	8,736	17,303	113	1,387	4,234	123,871	102,686	12,666	8,519	783
令和元年度	127,745	95,254	8,367	17,882	111	1,442	4,689	127,131	105,519	12,895	8,717	791
令和2年度	127,513	93,701	8,743	19,008	114	1,411	4,536	128,117	103,559	15,445	9,113	788
令和3年度	124,369	92,100	8,700	17,484	119	1,391	4,575	124,876	101,267	15,279	8,330	772
令和4年度	120,993	91,068	10,313	13,757	130	1,456	4,269	121,264	95,492	17,771	8,001	755

出典：「平成30～令和4年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）



出典：「平成30～令和4年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）を基に作成

図 3-2-11 松戸市の一般廃棄物処理状況の推移

(2) し尿処理状況

松戸市及び周辺市の令和4年度におけるし尿処理状況は、表 3-2-54に示すとおりである。
また、平成30年度から令和4年度における松戸市のし尿処理状況の推移は、表 3-2-55及び図 3-2-12に示すとおりである。

松戸市の平成30年度から令和4年度におけるし尿収集量及び処理量は、過去5年間で概ね横ばいとなっている。

表 3-2-54 し尿処理状況（令和4年度）

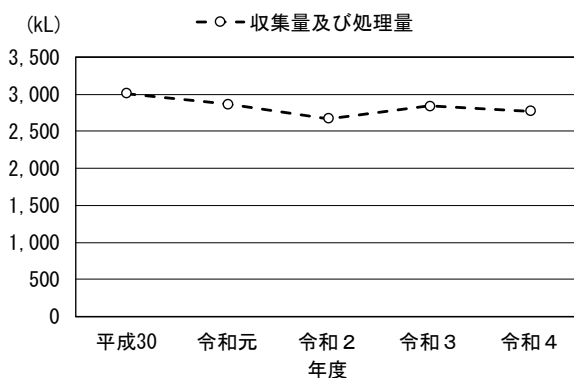
項目 市	収集量 (kL)			処理量 (kL)		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
松戸市	2,774	22,699	25,473	2,774	22,699	25,473
柏市	3,620	17,516	21,136	3,620	17,516	21,136
鎌ヶ谷市	2,046	16,409	18,455	2,046	16,409	18,455

出典：「令和4年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（令和6年8月 千葉県）

表 3-2-55 松戸市のし尿処理状況の推移

項目 年度	収集量 (kL)			処理量 (kL)		
	し尿	浄化槽汚泥	合計	し尿	浄化槽汚泥	合計
平成30年度	3,011	24,790	27,801	3,011	24,790	27,801
令和元年度	2,867	24,669	27,536	2,867	24,669	27,536
令和2年度	2,673	25,489	28,162	2,673	25,489	28,162
令和3年度	2,844	24,178	27,022	2,844	24,178	27,022
令和4年度	2,774	22,699	25,473	2,774	22,699	25,473

出典：「平成30～令和4年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）



出典：「平成30～令和4年度 清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）」（千葉県）を基に作成

図 3-2-12 松戸市のし尿処理状況の推移

(3) 産業廃棄物

千葉県全体の令和4年度における産業廃棄物の業種別発生量及び排出量と処理・処分の状況は、表 3-2-56に示すとおりである。また、一般社団法人千葉県産業資源循環協会のウェブサイトに登録された千葉県内に設置されている産業廃棄物処理施設の地域別・種類別施設数は、表 3-2-57に示すとおりである。

千葉県全体の令和4年度における業種別発生量では、製造業が10,054,048 t と最も多く、全体の5割近くを占めている。次いで電気・ガス・熱供給・水道業が4,666,961 t、建設業が3,313,633 t、農業・林業が2,909,177 t となっている。

表 3-2-56 産業廃棄物の業種別処理・処分状況「発生量ベース」（令和4年度）

業種	量 (t/年)				処理区分構成比 (%)				業種構成比 (%)			
	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量	発生量	資源化量	減量化量	最終処分量
農業・林業	2,909,177	901,037	1,998,089	10,051	100.0	31.0	68.7	0.3	13.3	7.6	20.7	3.1
建設業	3,313,633	2,613,985	588,441	111,207	100.0	78.9	17.8	3.4	15.1	22	6.1	34.4
製造業	10,054,048	7,660,749	2,303,738	89,560	100.0	76.2	22.9	0.9	46	64.4	23.8	27.7
電気・ガス・熱供給・水道業	4,666,961	294,285	4,316,646	56,050	100.0	6.3	92.5	1.2	21.3	2.5	44.7	17.3
その他の業種	934,272	421,979	455,498	56,795	100.0	45.2	48.8	6.1	4.3	3.5	4.7	17.5
合計	21,878,091	11,892,035	9,662,412	323,663	100.0	54.4	44.2	1.5	100	100	100	100

注) 端数処理の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

出典：「令和5年度 産業廃棄物処理実態調査事業」（令和6年3月 千葉県）

表 3-2-57 産業廃棄物処理施設の地区別・種類別施設数

種類 地域	最終処分場		中間処理施設			
	安定型	管理型	焼却処理	汚泥・廃油等処理	破碎処理	その他
第1地区	1	2	1	3	24	1
第2地区	0	0	3	8	24	2
第3地区	0	0	2	6	17	2
第4地区	1	1	6	4	40	5
第5地区	0	0	2	4	13	5
第6地区	3	3	8	9	35	3
合計	5	6	22	34	153	18

注1) 一事業所で複数種類の施設が設置されている場合、それぞれ該当する施設種類に計上した。
(例：一事業所に焼却及び破碎処理施設が設置されている場合、焼却処理と破碎処理に+1)

注2) それぞれの地区に該当する市町村は以下のとおりである。

第1地区：千葉市

第2地区：市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

第3地区：松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

第4地区：銚子市、佐原市、成田市、佐倉市、八日市場市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町、東庄町

第5地区：茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、陸沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町

第6地区：館山市、木更津市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町

出典：「業者検索」（一般社団法人 千葉県産業資源循環協会ホームページ 令和7年8月時点）

3. 公害苦情の状況

松戸市及び周辺市の令和5年度における公害苦情件数の状況は、表 3-2-58に示すとおりである。また、令和元年度から令和5年度における松戸市の公害苦情件数の状況の推移は、表 3-2-59及び図 3-2-13に示すとおりである。

松戸市の令和5年度における苦情件数は、騒音が76件と最も多く、次いで大気汚染が31件であった。

表 3-2-58 公害苦情件数の状況（令和5年度）

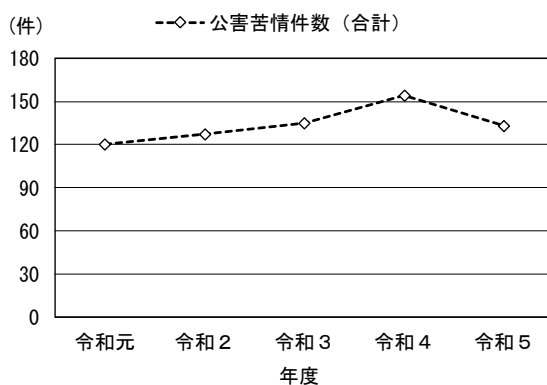
市	典型七公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
松戸市	31	0	0	76	14	0	12	0	133
柏市	78	7	0	61	23	2	34	5	210
鎌ヶ谷市	44	0	0	11	1	0	2	50	108

出典：「令和5年度 公害苦情調査結果報告書」（令和7年2月 千葉県）

表 3-2-59 松戸市の公害苦情件数の推移

市	典型七公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
令和元年度	11	0	0	68	10	0	8	23	120
令和2年度	5	0	0	87	14	0	9	12	127
令和3年度	11	0	0	89	13	0	11	11	135
令和4年度	31	0	0	91	19	0	13	0	154
令和5年度	31	0	0	76	14	0	12	0	133

出典：「令和元～令和5年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）



出典：「令和元～令和5年度 公害苦情調査結果報告書」（千葉県）を基に作成

図 3-2-13 松戸市の公害苦情件数の推移

4. 文化財

(1) 指定文化財

都市計画対象事業実施区域周辺に存在する国、県及び市の指定文化財は表 3-2-60に、国の登録文化財は表 3-2-61に示すとおりである。また、これらの文化財の位置は、図 3-2-14に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域最寄りの指定文化財は、南西側約0.9kmの松戸市指定記念物（史跡）である小金牧五香六実野馬除土手があげられる。

表 3-2-60 指定文化財の状況

市	指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
松戸市	市史	1	小金牧五香六実野馬除土手	五香 8-31-1、 六高台 8-155、157	松戸市他	令和 3. 3. 11
柏市	県史	2	藤ヶ谷十三塚	藤ヶ谷 347-2	柏市	昭和 53. 2. 28
	市建	3	神明社手洗鉢・石鳥居	塚崎 1460（神明社）	神明社	昭和 52. 2. 21
	市建	4	福寿院観音堂	高柳 1366（福寿院）	福寿院	昭和 53. 2. 13
	市天	5	カタクリ群生地	逆井 716、719	個人、柏市	昭和 41. 4. 1
	市天	6	寿量院の玄圃梨	塚崎 815（寿量院）	寿量院	昭和 53. 2. 13
	市天	7	高柳・善龍寺の五葉松	高柳 169（高柳・善龍寺）	善龍寺	昭和 50. 12. 4
鎌ヶ谷市	国史	8	下総小金中野牧跡（捕込）	東中沢 2-1	鎌ヶ谷市他	平成 19. 2. 6
	県史	9	小金中野牧の込跡	東中沢	個人	昭和 42. 3. 7
	市天	10	キンモクセイ	栗野	個人	昭和 60. 9. 4

注 1) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国史 : 国指定記念物（史跡）
- ・県史 : 県指定記念物（史跡）
- ・市建 : 市指定有形文化財（建造物）
- ・市史 : 市指定記念物（史跡）
- ・市天 : 市指定天然記念物

注 2) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、天然記念物）及びそれに類するもの（有形民俗文化財）を示した。

出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」（千葉県ホームページ）

「松戸市文化財マップ」（松戸市ホームページ）

「指定・登録文化財」（柏市ホームページ）

「鎌ヶ谷市の文化財」（鎌ヶ谷市ホームページ）

表 3-2-61 登録文化財の状況

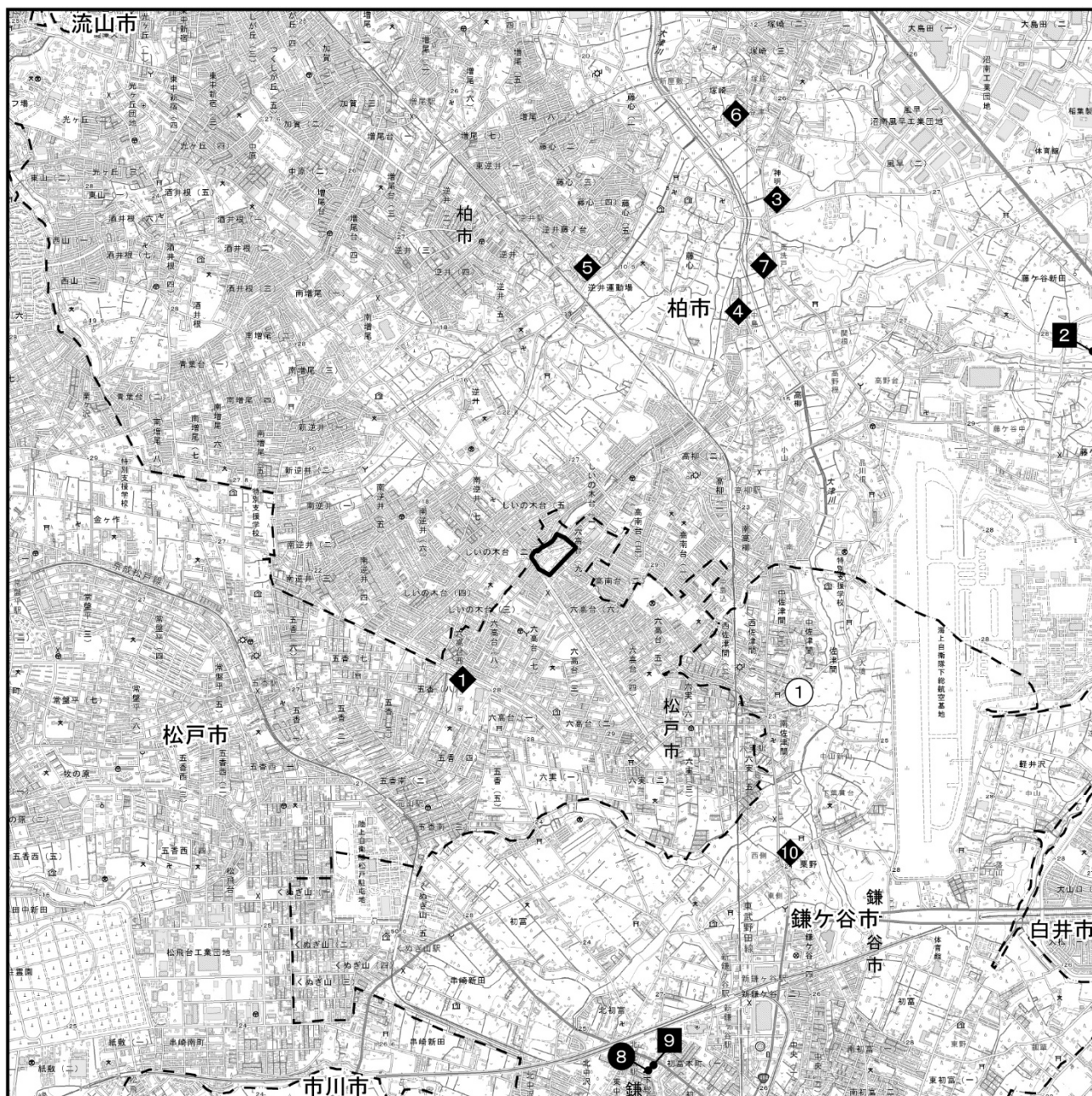
市	指定状況	地点番号	名称	所在地・伝承地	所有者・伝承者	指定年月日
鎌ヶ谷市	国登建	1	澁谷家住宅主屋、澁谷家住宅米蔵、 澁谷家住宅門	中佐津間 1-77	個人	令和 2. 8. 17

注) 表中の指定状況の区分は、略称であり正式名称は、以下に示すとおりである。

- ・国登建 : 国登録有形文化財（建造物）

出典：「国指定文化財等データベース」（文化庁ホームページ）

「市町村別の国・県指定および国登録文化財」（千葉県ホームページ）



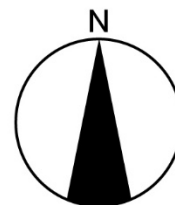
凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 国指定文化財
- 県指定文化財
- 市指定文化財・市指定天然記念物
- 国登録文化財

注) 図中の番号は表 3-2-60及び表 3-2-61と一致する。

出典:「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(千葉県ホームページ)
「松戸市文化財マップ」(松戸市ホームページ)
「指定・登録文化財」(柏市ホームページ)
「鎌ヶ谷市の文化財」(鎌ヶ谷市ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:40,000

0 0.4 0.8 1.6km

図 3-2-14 都市計画対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財位置図

(2) 埋蔵文化財

都市計画対象事業実施区域周辺に存在する埋蔵文化財の指定状況は表 3-2-62(1)、(2)に、位置は図 3-2-15に示すとおりである。

都市計画対象事業実施区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地として、五香六実野馬除土手が存在している。

表 3-2-62(1) 埋蔵文化財の状況

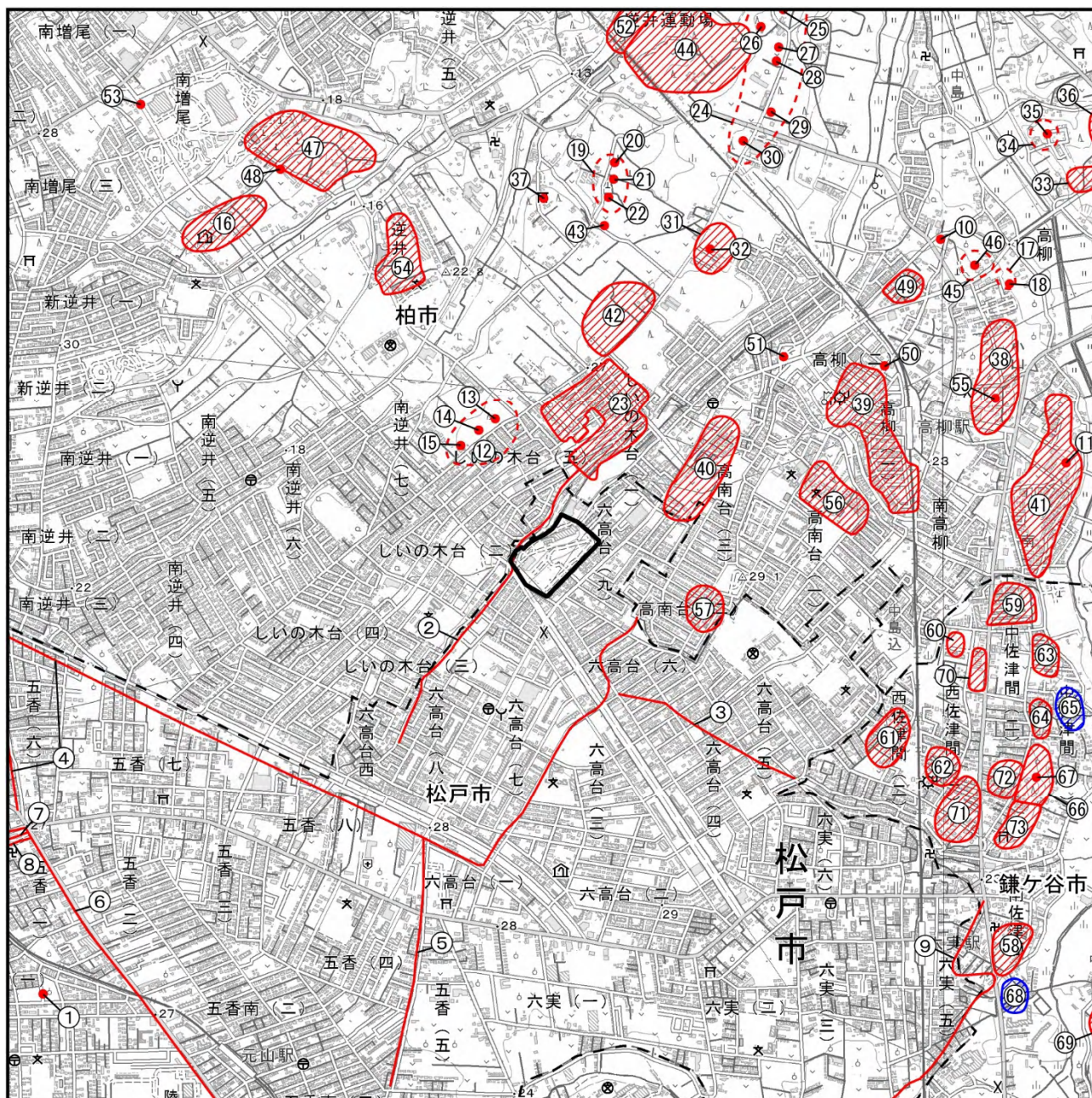
市	地点番号	名称	種別
松戸市	1	お立場遺跡	塚
	2	五香六実野馬除土手	野馬土手
	3		
	4		
	5	常盤平野馬除土手	野馬土手
	6		
	7		
	8	六実野馬除土手	野馬土手、牧跡
	9		
柏市	10	馬渡古墳	古墳
	11	蟹打古墳	古墳
	12	庚申前古墳群	古墳
	13		
	14		
	15		
	16	小山遺跡	包蔵地
	17	小山古墳	古墳
	18		
	19	三ノ台古墳群	古墳
	20		
	21		
	22		
	23	八切内遺跡	包蔵地
	24	上人塚古墳	古墳
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
	30		
	31	上人塚前遺跡	包蔵地、貝塚
	32		
	33	関根遺跡	包蔵地
	34	関根古墳群	古墳
	35		
	36	関根台遺跡	包蔵地
	37	浅間神社塚	塚
	38	高柳遺跡	包蔵地
	39	高柳駅西口遺跡	包蔵地
	40	高柳新田遺跡	包蔵地
	41	高柳南遺跡	包蔵地
	42	天神前遺跡	包蔵地
	43	天神前貝塚	貝塚
	44	中島遺跡	集落跡
	45	中島古墳群	古墳
	46		

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）

表 3-2-62 (2) 埋蔵文化財の状況

市	地点番号	名称	種別
柏市	47	中台遺跡	包蔵地
	48	中台貝塚	貝塚
	49	西向原遺跡	包蔵地
	50	西向原古墳	古墳
	51	西向原古墳(富士塚)	古墳
	52	林台遺跡	集落跡
	53	南割貝塚	貝塚
	54	向山遺跡	包蔵地
	55	向原古墳	古墳
	56	中島込遺跡	包蔵地
	57	中島込第2遺跡	集落跡
鎌ケ谷市	58	雷遺跡	包蔵地
	59	北後山 No. 1 遺跡	包蔵地
	60	北後山 No. 2 遺跡	包蔵地
	61	北後山 No. 3 遺跡	包蔵地
	62	北後山 No. 4 遺跡	包蔵地
	63	北根郷屋 No. 1 遺跡	包蔵地
	64	北根郷屋 No. 2 遺跡	包蔵地
	65	北根郷屋 No. 3 遺跡	包蔵地
	66	佐津間城跡	城館跡
	67		
	68	芝原賀遺跡	包蔵地
	69	北方前遺跡	包蔵地
	70	南後山 No. 1 遺跡	包蔵地
	71	南後山 No. 2 遺跡	包蔵地
	72	南後山 No. 3 遺跡	包蔵地
	73	屋敷裏遺跡	包蔵地

出典：「ふさの国文化財ナビゲーション」（千葉県ホームページ）



凡 例

- 都市計画対象事業実施区域
- 市境
- 埋蔵文化財包蔵地
- 群遺跡
- 野馬土手
- 埋蔵文化財包蔵地消滅

注) 図中の番号は表 3-2-62 と一致する。

出典:「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県ホームページ)

この地図は国土地理院発行の 1:25,000 地形図「松戸」「流山」「白井」「取手」を使用したものである。



1:20,000

0 200 400 800m

図 3-2-15 都市計画対象事業実施区域及びその周辺における埋蔵文化財位置図

